

国立劇場再整備における普及・発信機能に係る検討業務

令和3年8月

目次

第1章. グラントロビー及び普及発信施設の概要	5
1. 基本的な考え方・位置づけ	5
2. 全体概要	5
3. 主な機能構成	6
4. 各機能の関連性	6
5. 利用者想定	6
第2章. 施設整備・管理運営の基本的な考え方	7
1. 整備・運営事業の基本方針	7
2. 業務区分・事業方式の考え方	7
3. 利用料金等	8
第3章. 普及発信施設各機能における事項	9
1. A チケット売場・総合案内	9
2. B イベントスペース	12
3. C 展示（体験展示、企画展示）	15
4. D 飲食店舗	19
5. E レファレンスコーナー	21
6. F レクチャー室（大・小）	23
7. G ショップ	26
8. H 劇場ツアー	28
9. I その他	30
第4章. 運営組織と体制	34
1. 基本方針	34
2. 業務担当者	34
3. スタッフ教育・研修	35
4. 業務計画の作成・提出	35
第5章. 開業準備業務	37
第6章. 資料編	39

【用語の定義】

施設全体：普及発信施設を含めた新たな国立劇場施設全体

来場者：普及発信施設に来場される方

利用者：普及発信施設の機能を利用する方

観覧者：展示等のチケットを有する方

参加者：イベントやツアーなどの事業に参加する方

3劇場：国立劇場、国立能楽堂、国立文楽劇場

ユニークベニュー：大型会議や企業イベント等 MICE 利用や文化イベントにおけるレセプションパーティーなどの会場として施設を特別に貸し出し、施設本来の用途とは異なる使用を行うことができる場所。

【資料一覧】

1. 普及発信機能に関する資料
 - 1-1. 各機能の関係性
 - 1-2. 業務区分・運営手法の考え方
 - 1-3. グラントロビー及び劇場の営業時間シミュレーション
 - 1-4. 運営スケジュール案
 - 1-5. 映像音響機器リスト
 - 1-6. 備品リスト
 - 1-7. 展示の基本的な考え方
 - 1-8. 運営体制の考え方
2. 同上に関連する実績資料
 - 2-1. 年間来場者数
 - 2-2. 「資料利用規定」及び「資料利用規定細則」
 - 2-3. 視聴案内、複製案内
 - 2-4. 施設使用規程
 - 2-5. これまでの普及発信イベント・プログラム事業一覧
 - 2-6. イベント事業費委託実績
 - 2-7. これまでの施設見学実績
 - 2-8. 令和元年度食堂売店売上実績
 - 2-9. 装飾委託実績

(参考) 本事業関連業務期間 (予定)

事業契約の締結	令和5年2月頃
国立劇場完成引渡し	令和11年3月末
供用開始	令和11年
事業期間	事業契約締結日 ~ 令和31年3月
	設計・建設期間 事業契約締結日 ~ 令和11年3月
	維持管理期間 令和11年4月 ~ 令和31年3月
	運営期間 令和11年4月 ~ 令和31年3月

第1章. グラントロビー及び普及発信施設の概要

1. 基本的な考え方・位置づけ

(1) グラントロビー

- 「開かれた劇場」としての明るいエントランス空間を創出し、劇場部門や普及発信部門が連携して相乗効果を生み出す配置構成とすることで、施設全体に日常的な賑わいを創出する。
- グラントロビーは居心地の良い、落ち着いた空間とし、テーブルや椅子を配置することで、目的がなくても訪れ、日常的なくつろぎの空間とするとともに、様々な交流が生まれる空間とする。
- 国立劇場に相応しい品格と美しい風景・建築空間を備えた空間とする。
 - ▶ メインエントランスからつながるスペースとして配置し、各劇場や普及発信の各施設へと至る動線の中心となり、来場者等で賑わう空間を創出する。

(2) 普及発信施設

- 普及発信施設は、「伝統芸能に関する情報を発信する場として、国内外から人々が集い、伝統芸能を通じて人々の交流を生み出す施設」としての基本的考え方に基づき、各機能が連携し、相乗効果を生み出す配置構成等とすることで、施設全体に日常的な賑わいを創出する。
- 普及発信施設の快適さや魅力づくりにとって、外部の交流空間である前庭は、景観としてのみならず施設全体との関係が重要となる。さらに、外部に開かれた顔づくりと賑わいの創出に向けた動線計画や皇居とのつながりにも配慮する。

2. 全体概要

(1) 伝統芸能の魅力発信

伝統芸能の魅力を発信する装置として、多様な伝統芸能を体験、見聞できる普及発信施設を常設し、観劇の有無に関わらず来場する国内外の観光客、若い世代、親子連れ等の一般来場者に向けて、様々な伝統芸能に触れ合うことのできる機会を提供する。

(2) 展示機能の充実等、普及発信機能の強化

観劇を目的としない人々も利用できるグラントロビー内に普及発信施設を配置する。体験型展示プログラムやイベント等を楽しむための回遊性のある機能配置、見て・聞いて・触って楽しむ体験型展示施設の拡充、簡易的な公演や講義、ワークショップのためのレクチャー室の拡充、劇場を見学できるツアー動線の新設、気軽な体験ができるイベントスペースの新設を行うとともに、ICTの活用等による新たな観劇環境の創出に向けた機能強化を図る。それらを通じて、観劇利用者のみならず一般来場者と伝統芸能との新たな出会いの場をつくり、伝統芸能の魅力に触れ、身近に感じ、親しみを持つ新たな関心層（ファン）拡大につなげる。

(3) 利用者の利用機会拡大・利便性向上による利用促進

観劇・鑑賞体験を深めるエリアにレストラン、カフェ、ショップ等を配置する事で、観劇を目的としない立ち寄り利用や伝統芸能への関心を創出し、普及発信施設全体の一層の利用促進を図ることを想定している。また、高齢者、若年層や子供を連れた利用者、障害者、外国人など来場するすべての方が安全で快適に利用できる高水準のユニバーサルデザインを導入する。

3. 主な機能構成

普及発信施設の主な機能構成は次のように想定する。

表 1-1 機能構成一覧表

		概要		基本営業 時間・ 休館日
A	チケット売場	チケット販売窓口(カウンター)		10:00 ~ 19:00 年間6日 程度休 館
	総合案内	案内カウンター、情報コーナー		
B	イベントスペース	イベント開催が可能なエリア、備品庫		
C	体験展示	展示室、備品庫		
	企画展示	展示室、備品庫		
D	飲食店舗(レストラン)	飲食席		
	飲食店舗(カフェ)			
E	レファレンスコーナー (受付・閲覧スペース)	個人席、団体席、共通事務エリア ※レファレンス用収蔵庫含む		
	レファレンスコーナー (視聴スペース)	個人席、団体席、共通事務エリア		
F	大レクチャー室	小規模公演ができる仕様、共通控室、 備品庫		
	小レクチャー室	講座や研修会等ができる仕様 共通控室、備品庫		
G	ショップ	販売エリア、在庫保管庫		
H	劇場ツアー			
I	その他	共用部等		

4. 各機能の関連性

- 上記機能が「グランドロビー」と称するオープンスペースに配置され、各劇場ともグランドロビーを介して連続する。グランドロビーは普及発信施設を中心に、気軽に伝統芸能に触れ、民間施設と往来がしやすいものとする。各機能は劇場との関係性や機能毎のターゲットや利用者の目的に応じて、適切なゾーニングを行う。

※【資料】1-1「各機能の関係性」参照

5. 利用者想定

普及発信施設の設置効果最大化を図るため、日頃から伝統芸能に関心を寄せる方々や観劇利用者のみならず、幅広く多くの方に伝統芸能との新しい出会いや関心を広げる場となり、関心を持つ層のすそ野を広げることを目的とする。その目的達成に向けた利用者を主に想定し、その利用者像が持つニーズや使いやすさに対応した運営形態に配慮する。また、障害を持つ方や未就学児を連れた方などが、気兼ねすることなく伝統芸能を楽しむ環境づくりにも努める。

第2章. 施設整備・管理運営の基本的な考え方

1. 整備・運営事業の基本方針

(1) ここでしかできない体験・感動を提供する（本物にこだわる）

実際に使用した舞台道具を活かした再現舞台や劇場ツアーなど、国立劇場が誇る唯一無二のコンテンツの強みを活かし、観劇のみならず施設全体で伝統芸能の魅力が感じられるような空間づくりと運営を行う。

(2) 伝統芸能の敷居を下げる

気軽に伝統芸能を楽しめる直感的なコンテンツを用意することで、伝統芸能に根付いている「長い、高い、難しい」といったイメージを取り払い、これまで国立劇場に足を運んだことのない人を敷地に呼び込む。

(3) 幅広い世代のファンを増やす

空間と運営が一体となって伝統芸能に幅広い世代が親しみを持つようなブランディングを展開する。それにより様々な目的で国立劇場を訪れた人に伝統芸能を身近に感じファンになってもらうことで、伝統芸能の普及につなげる。

2. 業務区分・事業方式の考え方

普及発信施設運営業務の範囲及び事業方式の基本的な考え方を示す。

※【資料】1-2「業務区分」参照

表 2-1 業務区分・事業方式表

区分	業務	振興会	事業者
サービス購入型+利用料金制（混合型）	展示（体験・企画）	○	○
	展示関連イベント（体験展示）		○
	集客・普及イベント		○
	劇場ツアー		○
サービス購入型（料金収受代行）	展示関連イベント（企画展示）	○	
	レファレンス		○
	大レクチャー室 貸与業務		○
独立採算型	レストラン、カフェ		○
	ショップ		○

(1) 事業者の収入について

普及発信施設の運営業務で生じた収入は、【資料】1-2「業務区分」に示した考え方のもと、振興会ならびに事業者の収入とする。計画以上の来場者数を達成した場合は、積極的に運営事業の充実化を図る予算として活かすなどの工夫が必要である。

事業者は、普及発信施設の設置目的に適合する範囲において、自らの企画による事業を提案し、振興会と協議のうえ実施することができる。

事業内容の基準、実施条件は次のとおりとする。

- 普及発信施設の設置目的及び運営基本方針に適合する。
- 国立劇場としてふさわしいものとし、公序良俗に反しない。
- 関連する法規を遵守する。
- 普及発信施設をより効果的、持続的に運用するために、事業者のインセンティブが働く仕組みを検討する。

3. 利用料金等

(1) 利用料金設定の考え方

利用料金については、振興会の指定がある場合にはそれに従い、ない場合は原則としてサービス購入費及び材料費実費相当額等に関する利用者の適正な負担を求めることを検討する。

※【資料】2-2「資料利用規程」及び「資料利用細則」参照

(2) 減免・割引制度

- 利用者から申し出があり、かつ使用目的・内容が振興会の規定に準ずる場合、使用料等の減免を行うことができる。
- 障害者手帳等をお持ちの方およびその付き添いの方、また、日本の伝統芸能の普及発信・継承の観点から青少年の利用者に対しては、利用料金の減免・割引を行うことを検討する。

(3) 運営に関する費用負担の考え方

運営に必要な光熱水費、消耗品、衛生消耗品、資機材等は、特段の記載がない限りすべて事業者の負担とする。

(4) 施設の営業日及び営業時間

① 営業日

原則として、通年営業とする。ただし12月29日から翌年1月1日までは休館日とするほか、振興会が指定する日（施設メンテナンス日など）についても休館日とする。

また、下記の事由による場合は、事前に振興会の承諾を得たうえで、普及発信施設における機能の一部についての利用を制限し、又は普及発信施設全体を休館とすることができる。

- 各種設備機器等の保守点検を行う場合
- 修繕計画に基づく修繕等の工事を行う場合
- その他、合理的な理由がある場合

② 営業時間等

原則として、午前10時～午後7時とする。

営業時間は、上記を基本条件として、事業ごとに延長して設定することができる。また、延長については季節や多客期、学校休業期間等を考慮して時期的に設定することも可能とする。

※【資料】2-1「年間来場者数および月別来場者数」参照

第3章. 普及発信施設各機能における事項

1. A チケット売場・総合案内

チケット売場と総合案内は、誰もが利用しやすい場に努め、一体的な機能として運営が可能なように整備する。

A-1 チケット売場

(1) コンセプト（機能概要）

- チケット売場は、総合案内の受付カウンターと一体的に配置し、各サービスのチケットを取扱う。
- 国内外からの来場者の利便性等にも考慮し、事前のインターネットによる販売、決済やチケットレス決済にも対応する。決済等の方法は、その時代の社会状況に応じて、利便性のある方法を積極的に導入する。

(2) 機能目的（概要）

① 各サービスのチケット販売

- 販売窓口及び発券機で3劇場のチケット及び普及発信サービスチケットを購入できるようにし、混雑には十分配慮する。

② その他共通事項

- キャッシュレス決済での支払に対応する。
- 利用者の利便性向上や事務の省力化・最適化を積極的に検討する。
- 販売カウンター内にもチラシ・ポスターを設置する。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 劇場及び普及促進施設の双方への動線に配慮して配置する。
- 総合案内と一体的に機能することができるような配置する。
- 販売方法の機械化、システム化を積極的に図るとともに、車いす利用者をはじめ誰もが利用しやすいような窓口及びカウンターの計画とする。

【規模】

- 150 m²程度

【諸室仕様】

- 国立劇場としてふさわしい内装とし、多様な来館者を受け入れられる設えとする。
- 来場者が来場時に分かりやすい場所に配置する。
- ポスターボードやデジタルサイネージを設置し、各種情報を掲示する。
- 混雑時に来場者が混乱なく整列し、効率よく販売できるよう配置を工夫する。

【備品等】

- 資料1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。

【留意事項】

- 車いすで購入できるカウンターの設置や、筆談等の聴覚障害者とのコミュニケーション手段の確保など、障害者の利便性に配慮する。

(4) 運営支援業務

① 各サービスのチケット販売

- 券売機を設置し、来場者が自らチケットの発券や購入ができるようにする。
- 購入待ちによる混雑が発生しないように注意し、特に開演前の混雑には十分配慮する。
- クレジットカードや電子マネーでの支払等、キャッシュレス決済での対応とする。
- 事前のインターネット販売決済システムも導入し、利用者の利便性の向上を図る。なお、チケットレス対応にも対応する。
- 利用者の利便性向上や事務の省力化・最適化を図る。

② その他

- 販売カウンターは窓口が3か所程度、発券機を適宜設置し、窓口のうち1以上は車いす利用者にも対応できる腰の低いカウンターを設置するなど、誰もが利用しやすい設えに配慮する。
- 発券機の設置場所は安全かつ円滑な運営ができる来場者動線に配慮し、故障の対応や用紙の補充等の運用に配慮した設置位置、機器仕様とする。

A-2 総合案内

(1) コンセプト（機能概要）

総合案内は、チケット売場と一体的に配置する受付カウンターを中心として、本施設の魅力も踏まえた各種情報の発信を場内外に対して実施する。

来場者には、総合案内カウンターでの問い合わせ対応や各種案内を行うコンシェルジュ機能を果たし、場内にて快適に過ごすことができるように配慮する。また、振興会の取組みを国内だけでなく海外へも情報発信を行う役割も担い、場内における情報提供だけでなく、その時代に応じた各種ツール（Web や SNS 等）を活用して、国内外への情報発信を広報業務と連携して行い、日本の伝統芸能をはじめとする日本文化をより多くの人に知ってもらい、来場者の増加につなげていく取組みを行う。

(2) 機能目的（概要）

① 案内業務

- 来場者に対する施設の総合案内、館内放送による催し物案内・誘導等を行う。
- 国立劇場をはじめ、関連施設の公演案内や周辺地域の案内など、来場者のニーズに沿った利便性向上に資する情報提供・案内を行う。
- 全国の伝統芸能や、文化施設で行われる催しに関わる情報等を紹介するなど、日本の伝統芸能をはじめとする日本文化の発信を行う。
- 各種問い合わせに対して丁寧かつ適切な対応を行う。

② 館内放送

- 来場者へ各サービスに関する案内や情報提供を行う。
- 非常事態発生など有事の際の緊急放送の案内を行う。

③ 意見対応

- 利用者からの各種意見、要望、苦情等には誠意をもって対応する。
- 意見等の内容及び対応結果を収集・分析し、業務改善に努める。

④ その他事項

- 障害者への対応（車いすの貸出や基本的な誘導支援等）、拾得物・追失物の処置、迷子の対応等を行う。

- 利用者からの意見、要望及び苦情等を受け付け、誠実かつ迅速に対応し、記録を残す。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 来場者の対応を行う受付カウンターを整備する。
- チケット売場と一体的に機能することができるよう配置する。
- スタッフの人的サービスのみならず、来場者自身が情報検索や閲覧ができるよう、ICTを活用した情報提供ツールを整備する。
- 将来的な変化にも対応できるような施設計画とし、時代のニーズに対応できる計画とする。

【規模】

- 20 m²程度

【諸室仕様】

- 国立劇場としてふさわしい内装とし、多様な来館者を受け入れられる設えとする。
- 受付カウンターは来場者が来場時に分かりやすい場所に配置する。
- ポスターボードやデジタルサイネージを設置し、各種公演情報の掲示、日本の伝統芸能や文化施設の紹介を通じた日本文化の情報提供を行う。

【展示・備品等】

- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。

【留意事項】

- 車いすで購入できるカウンターの設置や、筆談等の聴覚障害者とのコミュニケーション手段の確保など、障害者の利便性に配慮する。

(4) 運営支援業務

① 案内業務（場内における対応）

- 受付カウンターにて、来場者が来場時にわかりやすい内容・方法で業務を行う。
- 場内の適切な場所に受付案内担当者を配置し、来場者に対応する。業務対応時間は営業時間全般を基本とする。
※【資料】1-3「グランドロビー及び劇場の営業時間シミュレーション」参照
- 担当者による案内だけでなく、各種機器やツールも積極的に活用する。
- 来場者に不快な印象を与えないように留意し、丁寧に対応する。
- 施設の内容・行事・スケジュール等を正確に把握し、来場者が快適に本施設を利用できるように的確に対応する。
- 海外からの来場者に考慮して多言語に対応する。特に、英語対応のスタッフは常時1名以上配置し、また、中国語や韓国語は各種翻訳サービス等の手法を用いて対応できるよう配慮する。
- 視覚障害者や聴覚障害者等に配慮したコミュニケーション手段の確保など、障害者の利便性に配慮し、適切に対応する。
- 各種情報の提供・発信として、各劇場における公演や振興会事業に関する情報を発信する。なお、媒体はチラシ、ポスターの掲示やデジタルサイネージを活用し、魅力あるものとする。
- 日本の伝統芸能をはじめとする日本文化の発信のため、全国の伝統芸能や、文化施設で行われる催しに関わる情報等を紹介する。
- ポスターボードやデジタルサイネージにより、当日の施設利用状況や催事状況を知らせるなど、施設利用者の利便性に配慮した情報提供の仕組みを構築し、適切に運営する。

② 館内放送

- 国立劇場内の施設や展示、イベントについての情報など国立劇場全体の情報を把握することはもとより、周辺施設や他劇場、美術館・博物館の情報の把握に努め、一般的な問い合わせには対応できるようにする。
- 催し物開催の館内放送は、来場者の移動の時間を考慮した上、簡潔でわかりやすく行う。
- 営業時、営業終了の30分前、営業終了時に適切な放送を行う。なお、英語・中国語・韓国語等の多言語による放送についても検討する。
- 実施するイベントについてグランドロビー内に放送を行う。なお、災害発生時を除き、原則として展示室とレクチャー室内には放送を流さないこととする。

③ 意見対応

- 利用者から窓口、電話、ファクシミリ、電子メール等で意見、要望及び苦情等を受け付けた場合は、速やかにその内容を検討し、誠実かつ迅速に対応した上で、その記録を残す。
- 意見等の内容及び対応結果を収集・分析し、業務改善に努める。

④ その他

- 必要な教育・研修を行い、来場者に対するサービス提供の水準を維持・向上するよう努める。
- 遺失物・拾得物及び迷子の対応マニュアルを作成し、そのような事態が生じた場合は記録を残す。

2. B イベントスペース

(1) コンセプト（機能概要）

伝統芸能の魅力をより多くの来場者に発信するために、「短時間、低価格、簡単」なイベントをグランドロビーの一角または全体を利用して開催する。

(2) 機能目的

伝統芸能に関連する内容を中心に国立劇場にふさわしいイベントを実施し、観劇目的またはそうでない来場者に対し伝統芸能に親しむことを促し、伝統芸能の魅力を知ってもらう。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- グランドロビーの一部または全体をイベントスペースとして位置づけ、通常時は誰もが憩えるオープンスペースとして運用し、イベント時には多様な規模、内容のイベントを実施できる空間として、来場者誰もが自由にアクセスできるオープンな空間を活用する。
- 公演や振興会事業に関する企画の他、地域・関係団体・企業等への貸出も行い、ユニークベニューとして利用する。
- エントランスからのアクセスに配慮する。
- 国立劇場の取組みを印象づける象徴的な空間とする。

【規模】

適宜 ※ただし、独立した空間として整備するイメージではない

【諸室仕様】

- グラントロビーの仕様に準拠し、国立劇場としてふさわしい内装とする。
- 300 インチ程度の昇降スクリーン及び4K 程度のプロジェクターを設置するなど、大劇場、小劇場、演芸場や外部のライブ映像を放映できる設えとする。
- 多様な規模、内容のイベントに対応できるよう、演出やアナウンス等の基本的なニーズに対応できる音響・照明機器を配置する。
- グラントロビーの各所に音響・照明コンセントを設置し、電源を用意するとともに、グラントロビー全体が仮設イベントに対応可能なスペースとして計画する。また前庭に関しても同様にイベントが行えるように考慮する。
- 床仕上げは、耐久性、耐候性、防滑、搬入を含むイベント用荷重に耐え、飲食の催しを想定した油污れにも対応した仕様とする。
- 常設の舞台は設置せず、イベント内容や規模に応じて対応できるように配慮する。
- 機材設置の場所を限定せず対応できるよう、電源等の配線の自由度を考慮する。
- 電源種別は、基本 100V として、必要に応じて 200V を用意する。
- 通常時使用しない備品を収納する備品庫を併設させる。

【映像機器・備品等】

- 【資料】1-5「映像音響機器リスト」を参考にし、導入時点で最適な機器を選定し、事業者にて必要な機器を適宜用意する。
- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。

【留意事項】

- 展示の観覧や観劇の妨げとならないよう配慮すること。また、実施にあたっては、来場者の安全に十分に配慮すること。

(4) 運営支援業務

① 基本事項（基本的な考え方）

- これまで劇場に来たことがない人を呼び込むための「a. 集客イベント」、伝統芸能に関する理解を深めるプログラムを展開する「b. 普及イベント」を実施する。
※【資料】2-6「これまでの普及発信イベント・プログラム事業一覧」参照
- グラントロビー及びイベントスペースの利用については、振興会主催事業を優先した上で利用の予定がない日・時間帯に限り、事業者等が利用できるように検討する。
- 観劇や展示の観覧の妨げとならないよう配慮する。また、実施にあたっては、来場者の安全に十分に配慮する。
- なお、対象人数や内容・回数などイベント実施規模についてはこれまでと同等以上とする。

② 業務内容

a. 集客イベントの企画運営

- イベントスペースやグラントロビー等施設を活用し、来場者の増加や関心層の拡大につながり、かつ、国立劇場のイメージアップ・ブランディングにつながるようなイベントを実施する。
- 国立劇場に来場するきっかけづくりや伝統芸能との接点をつくる機会となるものであれば、内容は限定しない。多様な世代・来場者層に訴求するような、事業者の柔軟な発想による魅力的な集客イベントを実施する。
- イベント実施頻度や内容は、持続可能な賑わい創出のため四季に合わせた大型イベント4回程度、気軽に参加できるイベント月2回程度の開催として検討する。

〈取組イメージ〉

- 公演に関連したイベント
- 大型スクリーンによる公演等のパブリックビューイング
- 季節感のある日本文化を感じるイベント（鏡開き、さくらまつり等）
- トークイベント、ランチコンサート、ショー
- アートイベント、インスタレーション
- 物産展、マルシェ、試飲会
- 子どもや親子連れを対象にしたイベント
- 寄付イベント
- 前庭を使用したイベント 等

b. 普及イベントの企画運営

- 伝統芸能に関する理解を深め、関心を広げるプログラムを実施する。
- 利用者の要望や社会動向等を考慮しながら、広く一般の人々に向けた様々なプログラムを開催するとともに、企画展示のテーマに関連したプログラムについても必要に応じて実施する。
- 地域の伝統芸能との比較や意義の大切さに触れ、芸能の価値に触れるとともに、多様な芸能の保存と継承・発展に向けた情報発信に留意する。

(a) 講座

- 伝統芸能に関する講座をレクチャー室等において、実施する。
- 講座は、最低限月1回開催する。

〈取組イメージ〉

- 観劇初心者を対象とした伝統芸能の基礎講座
- 社会人向けに半年クールで連続形式の講座 等

(b) レクチャー

- 伝統芸能に関連したレクチャーを実施する。
- レクチャーは、年6回以上開催する。

〈取組イメージ〉

- 入門的な内容のものから、より深く学べる専門性の高いものまで、利用者の興味に応じて様々なレベルのプログラムを用意する。
- 実演家団体等と連携して、実演家によるそれぞれの芸能の特徴（演技、セリフ、衣裳、音楽、舞台装置など）について実演を交えた解説レクチャーや30分程度のデモンストレーションを定期的実施する。（歌舞伎、文楽、能楽、雅楽、大衆芸能、邦楽、日本舞踊等を入れ替わりで扱うことで伝統芸能の幅や奥行きを広さを伝える）

(c) ワークショップ

- 簡単な実演、体験等ができる場を設置し、来場者が気軽に参加でき、実演家やスタッフとコミュニケーションをとりながら学び、伝統芸能を支える人との交流を楽しむ

み、それらを通じて伝統芸能に親しみを持ち、魅力を伝えるワークショップを実施する。

- ワorkshopは、月に1回以上の開催を検討する。
- 多様な芸能を網羅し、興味や好奇心を引き出し、観劇や活動への参加へとステップアップできるような構成とする。

〈取組イメージ〉

- 来場者と運営側の双方向性に配慮し、親しみやすい内容や雰囲気など観客を楽しませ、飽きさせない工夫を施すことに留意する。
- 鑑賞教室公演と連携し、学校団体の受け入れを実施するとともに、来場した学校向けの体験プログラム等を提供する。
- 出前講座など積極的にアウトリーチ活動を展開する。
- 子どもや親子連れを対象にしたワークショップを行う。

【留意事項】

- 参加者へのアンケートなど、イベント内容・質や参加者ニーズを確認し、改善できるようなしくみを適宜取り入れ、魅力的な企画運営を実施する。

3. C 展示（体験展示、企画展示）

多様なテーマで伝統芸能を楽しみながら触って体感できる「体験展示」と、振興会が行う調査研究の成果やより幅広いテーマを扱う「企画展示」で構成する。体験展示と企画展示は一体的に整備・運営を行う。

(1) コンセプト（機能概要）

【体験展示】

- 若年層や訪日外国人など伝統芸能の知識が少ない層をメインターゲットと捉え、アミューズメントパークのように伝統芸能の世界観や魅力を楽しめるよう紹介し、再現舞台に上がれたり、楽器に触れたり、衣裳を間近で見られたり、と心に残る体験をすることにより、各芸能の理解を深め、親しみを持ってもらえることが重要である。
- 固定的な展示とせず、社会の動向や来場者の意見・ニーズ、反応・評価等を踏まえ、常に改善・更新を図ることで、いつ来ても新しい発見・学びや楽しみがある展示を展開することに努める。
- 歌舞伎、文楽をはじめ、伝統芸能の多様性や各芸能の深みを観覧者に伝えることに留意し、各芸能を構成する要素すべてを展示対象の範囲として検討する。

【企画展示】

- 振興会では、舞台・役者を描いた絵画資料、台本等の公演資料、実演家が使用した道具類など、特に舞台公演制作に資するための芸能資料を長年収集している。企画展示では、それら収集資料や調査研究の成果を活用しながら、日本の伝統芸能の魅力を伝え、伝統芸能に対するより深い理解を促す展示を展開する。
- また、周辺の文化施設、関連団体等と連携し、年間を通じて多彩な企画展示を継続的に展開する。
- 企画展開催時には、企画展のテーマに関連する講演会や体験学習プログラムを実施するなど、より深く幅広く学べる取り組みを検討する。

(2) 機能目的

- 若年層や訪日外国人、観劇目的ではない来場者に対して、見て・聞いて・触って楽しめる体験型展示・プログラムを提供し、伝統芸能の普及を図る。
- 振興会が所蔵する収蔵品を活用したコレクションを公開し、収蔵資料や調査研究の成果を活かした企画展示を行う。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、大衆芸能、能楽、組踊等を主な対象分野とした企画展示、体験型の展示・プログラムの提供を行う。
- 伝統芸能への理解を深め、伝統芸能の魅力を効果的に伝えるために、体験性、デジタル技術の活用、更新のしやすさに配慮する。
- 全体として効率的な動線を計画とする。
- グラントロビーから各展示エリアへの視認性を高めるなど観覧の誘因を図る工夫を行う。
- 空間や備品は、他の諸室とのデザインの調和を図る。
- 収蔵資料の展示に適した照度や温湿度など適切な環境とする。

【規模】

- 体験展示スペース 700 m²
- 企画展示スペース 300 m²

【諸室仕様】

- 各展示室に適した設えを用意する。
- 展示室の天井高及び床荷重は展示内容にあわせた計画とする。
- 展示解説のシステムのため、無料公衆無線 LAN 環境を用意する。
- 展示の更新性・自由度に配慮して一定の間隔で電源を用意する。床面は、展示室内の空間の質を高め、作品を移動展示させる際の強度を十分に確保できる素材、仕上げとする。
- 電源種別は、基本 100V として、展示内容に応じて 200V を用意する。
- 直射日光・間接光も含めて展示室内に影響を与えないように配慮する。
- 照明は、資料に影響を与えない機器を使用し、資料に最適な照度に調光できるようにするとともに、保存環境、メンテナンス性を考慮する。
- 照明の色温度に関しては、その可変性も含め展示資料の種類や状態を考慮する。

【展示・備品等】

- 【資料】1-7「展示の基本的な考え方」を参考に展示企画・制作を行う。
- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業活動や想定される展示に必要な備品を用意する。
- 体験展示は、舞台再現展示を常時3種類以上用意する等、歌舞伎・文楽は常時体験できるように配慮する。また、実演に対する親近感を高めるためVR、プロジェクションマッピングなどデジタル技術を生かした体験型かつインタラクティブな展示等に配慮する。
- 企画展示は、収蔵資料を展示できる壁面ケース、覗きケース等を効果的に用いる。
- 定期的な展示更新を行うため、更新性を高める工夫を行う。
- 文章・音声・画像・映像等を活用した展示解説システム等の導入を検討する。
- 多様な伝統芸能（歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、大衆芸能、能楽、組踊等）について理解が深められる展示を行う。

- 振興会が所有する記録映像等の素材を生かして、デジタルコンテンツ等を制作し、魅力的かつ迫力のある展示を検討する。

【留意事項】

- 乳幼児やその家族、障害者および付き添いの方、車いす利用者、高齢者、外国人など多様な利用者を考慮して、ユニバーサルデザインに配慮する。(点字や外国語の表記、スマートフォン・アプリケーションによる解説など)。
- 展示更新のため一時保管や作業用のスペースを用意する。
- 展示室の消火設備はガス消火とするとともに、防災対策を考慮した設備を設ける。
- 映像・情報機器等の進歩とその導入に対応できるインフラを整える。

(4) 運営支援業務

① 基本事項（基本的な考え方）

- 体験展示の下記の業務は主に事業者が担い、振興会は必要に応じて支援する。
- 企画展示は振興会が行う調査・研究に基づき実施し、事業者は下記の業務を支援する。
- 体験展示は特に若い世代への普及を図るため、未就学児や青少年は無料もしくは低料金、大人は適正な観覧料を徴収することを検討する。
- 企画展示は有料とし、適正な観覧料を徴収することを検討する。

② 展示の事業計画

- 事業の実施にあたり、その方向性と具体的な取組については、運営業務の年度実施計画提出に先立ち計画する。

③ 体験展示業務内容

多様なテーマで伝統芸能を楽しみながら触って体感できる「体験展示」の運営を行う。

○体験展示の企画運営

a. 展示物の企画及び制作

- 展示の目的を達成するために最適な手法を用いて展示物を企画及び制作する。
- 類似した展示の単調な配列にならないよう、各展示の演示手法と配置を十分吟味する。
- ケース展示や露出展示の選択は、資料の特性に加え、各コーナーの展示コンセプトを考慮する。
- 展示室に入室した際に受ける印象、来場者の動線、各展示物での滞留時間等を考慮した上で配置する。
- 展示内容に関しては、企画会議等により振興会又は有識者による助言又は監修を得ること。

b. 展示の案内・看視

- 体験展示室内での利用案内（順路の誘導、展示作品の簡易な解説や取扱説明）や作品保護の観点から看視を行う。
- 展示内容を紹介するリーフレットを製作する。なお、リーフレットは多言語に対応し、展示期間中に不足がないようにする。

【留意事項】

- 展示の理解を促進するツールとして、多言語対応のほか、観覧者のニーズに合わせた複数の種類の解説シートを作成する。

c. 展示の管理

- 展示作品の盗難、損傷の防止に努め、観覧者が禁止事項に反する行為を行った場合もしくは行う恐れがある場合は注意を促すなど、観覧しやすい環境づくりに努める。

- 安全、快適に利用できるように、展示物等を適切に稼働させるとともに、日常点検及び定期保守点検を行う。

d. 展示の更新

- 体験展示の更新に際しては、リニューアル感を創出できるように、人気の展示物を除き、少なくとも全体面積又は点数の2割を目安とし、年に3回以上は展示の更新を行う等、検討する。
- 事業期間を通じて、全面改修を行うことを検討する。
- 開館後の維持管理や継続的な展示替えを考慮して展示内容を計画し、ランニングコストを低減する。

e. 観覧者管理

- 観覧者のチケットを確認し、展示室内に誘導する。
- 確認方法は機械式または人的とするが、機械式の場合、観覧者がスムーズに操作・入室できるよう案内に配慮する。
- 地震等の災害発生時には身の安全を確保した後、観覧者を安全に誘導する。

④ 企画展示業務内容

- 振興会が行う調査研究の成果やより幅広いテーマを扱う「企画展示」の運営を行う。

<業務内容>

a. 企画展示の実施

- 展示の目的を達成するために最適な手法を用いて展示物を企画及び制作する。
- 企画展示の企画にあたっては、振興会と協働でこれにあたることとし、企画展示の部門責任者は振興会職員とする。
- 企画展示の内容は、今まで伝統芸能情報館及び演芸場資料展示室で開催してきた内容を基本としつつ、より訴求力が高まるようにする。

b. 展示の案内

- 企画展示室内での観覧者対応（順路の誘導、展示作品の簡易な説明）や作品保護の観点から看視を行う。
- 展示内容を紹介するチラシを制作する。

c. 展示の管理

- 展示物等を適切に管理するとともに、日常点検及び定期保守点検を行う。
- 展示作品の盗難、損傷の防止に努め、観覧者が禁止事項に反する行為を行った場合もしくは行う恐れがある場合は注意を促すなど、観覧しやすい環境づくりに努める。

d. 展示の更新

- 企画展示は、年4回程度で想定する。

e. 観覧者管理

- 観覧者のチケットを確認し、展示室内に誘導する。
- 確認方法は機械式または人的とするが、機械式の場合、利用者がスムーズに操作・入室できるよう案内に配慮する。
- 地震等の災害発生時には身の安全を確保した後、観覧者を安全に誘導する。

f. その他

- 現在振興会の企画展示として、伝統芸能情報館展示（年4回更新）及び演芸場資料展示（年3回更新）を実施している。
- 企画展示については、施設全体を使った展示や演出についても積極的に取り組む。また、レクチャー室等におけるサブ会場としての活用や、連動企画としての関連講演会、シンポジウムの企画についても検討する。

- 資料の購入・寄贈・寄託に関する事務及び保存・管理は振興会が行う。

⑤ 展示関連イベントの実施

- 体験展示の更新や企画展示に合わせて普及プログラムを開催する（体験展示年12回以上、企画展示関連年8回以上で想定する）。

⑥ 展示関連オンラインコンテンツの制作

- 所在地や開催時間に関わらず、誰もが文化芸術の魅力に触れ、来場したくなるような工夫に努める。（例：ウェブサイトを活用した文化芸術活動の多言語によるコンテンツ作成、VRや動画等によるオンライン配信等）

4. D 飲食店舗

観劇来場者が公演前後の時間帯や幕間など限られた時間で食事を楽しめるよう、来場者の利便性に考慮した上でレストランとカフェで構成する。

また、観劇を目的としない来場者が気軽に国立劇場の雰囲気や伝統芸能の魅力に触れられるような役割も担い、来場者層の広がりにつなげる。

(1) コンセプト（機能概要）

- 飲食店舗は、来場者の利便性に考慮した上でレストランとカフェで構成し、利用者に対するサービスに留まるのではなく、観劇体験を深めたり劇場空間を楽しんでもらうための重要なサービスであると考えて。そのため、日本の自然や伝統文化を感じることでできる内装や食事プラン・接遇を基本としつつ、公演や展示内容を反映したサービスを提供することにより、食事をきっかけとして伝統芸能に触れる機会を提供する「シアターレストラン」として計画する。
- 観劇客だけでなく、観劇チケットを持たない一般の来場者がいつ来ても利用できることとし、公演や展示などに誘うような工夫をする。
- 来場者はもとより、親子や社会人、高齢者など様々な人々が日常的に利用したくなるような開放的で居心地のよい空間とし、周辺地域のランチ需要、インバウンド層の観光需要といった需要も取り込む。
- 一方で、観劇客にとっては、休憩時に観劇の余韻を残したまま食事ができるように、また幕間休憩や公演開始前など限られた時間内に食事をとれるように、効率的かつ落ち着いた利用できる空間づくり及び店舗計画とする。

(2) 機能目的（概要）

① レストラン店舗の運営（営業）

- 1店舗以上の店舗を設置し営業する。
- 観劇客以外の利用も可能とする。
- 国立劇場の雰囲気にふさわしい店舗空間、メニュー等の構成とする。

② カフェ店舗の運営（営業）

- レストランと同様とする。

③ その他

- 店舗での提供だけでなく、テイクアウトやスタンドでの販売等も可能とする。
- 安全衛生面には十分に配慮する。
- 伝統芸能をテーマとする雑誌や関連チラシなど気軽に手に取りやすい資料を店舗内にも設置することで、伝統芸能を気軽に身近に感じてもらえる工夫をする。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- レストラン、カフェ店舗をそれぞれ1店舗以上整備する。
- 公演前後や幕間休憩時間など限られた時間内で食事を楽しみたい観劇客のニーズを受け止める動線計画、空間設計とする。
- 観劇来場者はもとより誰もが自由に利用できるような配置、動線とする。
- 食材の搬入、厨芥の搬出ルート確保、厨房の排気ルートに配慮し、匂いや音が施設内に漏れないように十分な対策を講じる。

【主な構成】

- カフェ
- レストラン

【規模】

- 200席以上

【諸室仕様】

- 国立劇場にふさわしい雰囲気や設え、サービスに配慮する。
- 時間帯による利用者の集中や団体客に対応できるよう計画する。
- 飲食店舗内に公衆無線LANを設置する。

【展示・備品等】

- 内装
- 厨房機器
- 店内テーブル等の什器、備品

(4) 運営支援業務

① 飲食店舗の構成

- レストラン、カフェ店舗をそれぞれ1店舗以上ずつ、別の店舗として構成する。
- 店舗での営業に加えて、テイクアウトも可能とする。なおロビーでの飲食は可とする。そのため、ロビー内にゴミ箱を設置するなど、テイクアウト容器等のごみの排出場所には十分留意する。

② 飲食店舗の営業日、時間

- 営業日は、7月1日及び12月29日から1月1日までを除く日とする。
- 営業時間は、レストランを11時から21時、カフェを9時から19時を基本とする。ただし、公演日、公演時間前後は必ず営業することとする。なお、上記時間外の営業についても可能とすることができる。

③ 飲食店舗の事業収支に関すること

- 飲食店舗は独立採算として検討する。

④ 店舗の営業に関する事項

- メニュー、価格設定等の業務計画、サービス方針は事業者が企画する。
- 観劇客が休憩時間等に手早く食事を終えられ、かつ観劇の余韻を保ったまま食事ができるように、店舗配置、メニュー、食事の提供方法等について十分配慮する。
- 公演の開演前や休憩時間にバースタンド形式での出店も可能とする。
- レクチャー室等へのケータリングサービスに対応する。
- 団体観劇客の利用や館内のイベント、パーティー等でもカフェ・レストランスペースを活用することができるようにする。
- 飲食施設のスペース内は定期的に清掃し清潔に保つ。また、整理整頓を心がけ利用者に不快感を与えないようにする。
- メニュー表示を含めて、車いす利用者がそのまま利用できるよう配慮したカウンター高さ部分を用意する。また、聴覚障害者にとっては、メニューボードを指して注文できるような配慮を求める。レストランやカフェのテーブルも車椅子利用者の膝が入る

ものにする。

5. E レファレンスコーナー

(1) コンセプト（機能概要）

- レファレンスコーナーは、受付・閲覧スペースと視聴スペース及びレファレンス用収蔵庫で構成され、一体的な機能として運営が可能なように整備し、芸能図書及び芸能資料、各種映像や画像等の閲覧、視聴、貸出を行い、関係者や研究者へ支援する機能を有するコーナーとして整備、運営を行う。
- なお、来場しなくても各種資料の提供を利用登録者に実施するなど、非来場者型サービスの展開も検討する。

(2) 機能目的

① 芸能図書及び資料の閲覧、視聴、貸出等

- 閲覧、視聴
 - 図書閲覧スペースや視聴スペースで図書資料の閲覧、音声や映像等の視聴サービスを提供する。
- 複製（使用）
 - 収蔵資料の複製や出版物等への使用サービスを提供する。
- 貸出
 - 収蔵資料の貸出サービスを提供する。

② 資料管理

配架及び書架整理、資料督促、資料補修、資料点検等を行う。

③ 受付・閲覧スペース

- 各レファレンスサービスの受付を行う。
- 図書資料等の閲覧に必要な環境を整備する。

④ 視聴スペース

- 音声や映像等の視聴に必要な環境を整備する。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 独立した部屋として設ける。

【規模】

- 受付・閲覧スペース：80㎡程度
- 視聴スペース：80㎡程度
- レファレンス用収蔵庫：60㎡程度

【諸室仕様】

- 受付・閲覧スペースはPCを3台程度と2名用テーブルを5台程度、視聴スペースは個人用（5ブース）、団体（10人程度）用を適宜設けること。
- ゆったりと資料の閲覧や調べものができる一般開架スペースを十分に設ける。一般開架スペースには、伝統芸能に関する雑誌や入門的図書等をバランスよく揃えた書架を設置し、錦絵を飾るなど魅力ある空間を構成する。
- 録音、録画資料を視聴できる視聴スペースを設ける。個人視聴ができる座席及び個人ブース、中型ブースなど利用ニーズに即した室数と室面積を計画し、ヘッドホン、モ

- ニター、再生機器等必要な備品を揃える。
- レファレンスコーナーにはレファレンス用収蔵庫を併設する。
- 閲覧スペースに設置する机にはコンセントを設置し、公衆無線LANを設置することで、利用者の利便性を向上させる。

【映像機器・備品等】

- 視聴再生機器（ビデオ、DVD、Blu-ray）
- 【資料】1-5「映像音響機器リスト」を参考にし、導入時点で最適な機器を選定し、事業者にて必要な機器を適宜用意する。
- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて事業活動や想定される展示に必要な備品を適宜用意する。

【留意事項】

- 出演者等が利用する際に、個別での視聴・閲覧に配慮し、個室での視聴・閲覧もできるようにする。

(4) 運営支援業務

① 業務内容（芸能図書及び資料の閲覧、貸出、複製等）

a. 閲覧（視聴含む）

- レファレンスコーナーにおいて、振興会が所蔵する芸能に関する図書及び舞台写真、錦絵等資料の閲覧、公演記録等の視聴サービスを提供する。
- 資料の閲覧は、無料とする。
- 受付にて所定の申請書にて資料閲覧証を交付する。
- 閲覧は閲覧スペース内で、視聴は視聴スペース内で行う。
- 一部の雑誌、図書を除き閉架式とする。
- 利用者用PCは文化デジタルライブラリーにアクセスできるようにする。
- 一般開架スペースを除き、閲覧・視聴サービスは原則として予約制とし、カウンター・電話予約に加え、インターネットからの予約を行い、利便性を向上させる。

b. 複製（使用）

- レファレンスコーナーにおいて、録音、録画、記録写真等の複製サービスを提供する。
- 資料の複製は、複製可否の判断は振興会が行い、複製作業は事業者が行う。
- 資料・データ提供方法は、利用者ニーズやその時代の社会状況に応じて、利便性のある方法を積極的に導入する。
- 利用者用複写機を設置する。
- 各種サービスについては、振興会の規定により利用料金等を徴収する。
- 利用者が複写サービス等を利用する際、高額紙幣の両替を行う。利用者の利便性向上の観点から、キャッシュレス決済での対応も行う。

c. 貸出

- 資料の貸出は、研究その他営利を目的としないもののみとする。
- 資料の貸出及び返却は郵送等の対応を行う。その際の荷造及び発送の費用は、貸出を受ける者の負担とする。
 - A) 錦絵・プロマイド・公演記録写真の使用
 - 貸出については、振興会の規定により利用料金等を徴収する。
 - 公演記録写真の使用に必要な出演者の許諾書は利用を希望するものが用意する。
 - B) 公演記録の貸出
 - 主に国立劇場・国立演芸場の公演記録を貸し出す。
 - C) 図書の貸出
 - 図書の貸出は職員のみとする。

d. 資料管理

- 収蔵庫及びレファレンスコーナーの管理を行う。

- 資料の選定、収集、除籍等に関する方針策定・計画決定については振興会が行う。
- 資料管理システムの調達、維持管理、保守・支援を行い、トラブルへの対応は事業者が行う。
- 資料管理システムへの所蔵資料の初期入力および更新入力は、入力に必要な調査を含め事業者が行う。
- (a) 配架及び書架整理
 - 返却された資料、新たに納品された資料を配架する。
 - 開架、閉架の特性や状況を把握し、利用者に十分な情報の提供ができるような配架を行う。なお、現在の令和2年現在の配架状況は以下のとおり。

図書閲覧室では、歌舞伎、文楽、能楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、演芸など芸能に関する図書約28万冊、逐次刊行物約3,400誌のほか、筋書や自主公演記録写真などを閲覧できる。伝統芸能情報館2階の開架スペースでは、国立劇場で公演した歌舞伎、文楽等の筋書や伝統芸能に関する基本的な書籍を配架し、地下の書庫には各伝統芸能の台本等の公演資料や芸能に関する専門的な書籍を配架している。

- (b) 貸出期限切れ資料の返却督促
 - 貸出期限を過ぎた資料について、メール、電話等の手段で返却を督促する。
- (c) 資料整理及びデータ入力
 - 振興会が定期的な受入及び配架を定めている雑誌等の逐次刊行物が納品され次第、速やかに、整理、装備、資料管理システムへのデータ入力を行う。
- (d) 資料補修、所蔵替え、除籍
 - 所蔵資料の補修を行う。利用に堪えないと判断される所蔵資料は、除籍を行う。
- (e) 資料点検
 - 原則として、毎年度1回、レファレンスコーナーを閉館して所蔵資料の点検を行う。

e. その他留意事項

- レファレンスはサービス購入型として検討する。
- レファレンスコーナーとは別に、レストラン・カフェにて伝統芸能に関する雑誌や入門書籍を配架し閲覧できるようにするなど、レファレンスコーナーに誘導できるような仕掛けをつくる。
- 上記書籍のほかに、実施中及び近日予定の公演の解説書・写真・関連書籍等を配架し、来場者が、公演情報や劇場の活動、伝統芸能の簡単なイントロダクションに、気軽に手に取り触れられる環境をつくる。
- 公演記録映像を有効に活用するよう努める。

6. F レクチャー室（大・小）

会議や講演会などの座学利用から小規模公演を開催できるように高機能化を行うことで、劇場公演以外でも伝統芸能に触れる機会を提供する。

G-1 大レクチャー室

(1) コンセプト（機能概要）

- 小劇場ほどの空間を必要としない小規模な公演、伝統芸能の普及発信のための講義やワークショップなどを実施できる空間とする。
- 特に、若手実演家の人材を登用することで、活躍の場を提供することにもつなげる。
- 若手の登用やユニークベニューへの外部貸出など、多様な利用を促すことで、次代の伝統

芸能を担う人材育成や来場者層のすそ野を広げることにつなげる。

(2) 機能目的

- 小規模な公演、講義、ワークショップ、公開稽古場、養成研修見学会、アフタートークなどの普及発信事業を、舞台や稽古場、ロビーを使用することなく実施できることとする。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 公演や上映等、多目的な利用を可能とし、施設内の他利用に影響がないよう、室外への遮音性を確保する。
- 専用のロビーは設けない一方で、利用時間前後の人の滞留に配慮し、安心・安全・快適な利用環境とする。
- 飲食の持ち込み・提供を想定する。
- 照明については実演の鑑賞に支障ない照度を確保し、調光可能なものとする。
- 電源等の配線の自由度を考慮し、コンセントの数や容量には配慮することとする。
- 各レクチャー室内に公衆無線LANを設置する。
- 関係者控室として、6名程度が利用できる楽屋を隣接する。なお、運用上問題なければ、小レクチャー室と兼用して設置することができることとする。
- 大レクチャー室の備品を収納できる倉庫を隣接させる。

【規模】

325 m²程度

【諸室仕様】

a. 大レクチャー室

- 150席程度の規模とし、講座やレクチャーのほか移動式ステージや移動式観覧席等により、簡易な公演を行えるように計画する。
- 使用しない椅子等の収納スペースとして備品庫を設ける。
- 部屋の外にある程度音が漏れない構造にする。
- 各劇場の公演観劇や展示鑑賞に支障をきたさないこと。
- 公演内容を所在地に関わらず誰もが楽しめるようなオンライン配信等を活用した仕組みを検討する。
- 多様な利用目的が想定されるため、運営や日常的な清掃維持管理が運営スタッフで容易に対応できるような床や備品などの仕様に配慮する。
- 電源種別は、基本100Vとして、必要な設備に応じて200Vを用意する。

(a) 各種設備

- ワークショップや上映会はもとより、小規模の公演にも十分に対応することのできる舞台照明及び音響映像設備を計画する。
- 運用上問題なければ、各設備は共用とすることができることとする。
- 実施される活動や公演等を記録し、リアルタイムでオンライン配信できる映像配信機能等を検討する。

b. 楽屋控室

- 大レクチャー室のステージからのアクセスと、来場者動線と交わらないよう通路側から直接楽屋に入れるアクセスを設ける。
- 更衣室やメイクブースをはじめ、利用者の利用シーンを想定し、必要な設備・備品を配置する。

【映像音響機器・備品等】

a. 大レクチャー室

- 【資料】1-5「映像音響機器リスト」を参考にし、導入時点で最適な機器を選定し、事業者にて必要な機器を適宜用意する。
- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。
- 移動観覧席（150席程度）

b. 楽屋控室

- メイクブース（3席程度）
- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。

【留意事項】

- 楽屋控室は大小レクチャー室での兼用も検討する。
- ロビーは専用で設けないが、大レクチャー室の催事の受付やデジタルサイネージを設置するなど機能性を考慮し、また、観覧者の待機場所として心地よくくつろげる空間計画に配慮する。

(4) 運営支援業務

① 基本事項（基本的な考え方）

- 大レクチャー室の効率的かつ有効な活用を図るため、円滑な運用を実施する。

② 業務内容

a. 施設の利用調整・管理業務

- 貸出基準や利用方法など、利用者に案内するための利用規約を事業者にて作成し、振興会と協議のうえ設定する。
- 利用時の注意喚起を行う。
- 利用調整として予約管理を行う。

G-2 小レクチャー室

(1) コンセプト（機能概要）

- 団体レクチャー、講演、講座などのイベント利用ができる空間とする、

(2) 機能目的

① 普及啓発・発信機能

- 団体レクチャーや振興会内の研修等を実施する。
- レクチャー等において、実演家によるごく簡単な実演を想定する。

(3) 施設整備業務

- 上映や講座等多目的な利用を可能とし、施設内の他利用に影響がないよう、室外へのある程度遮音性を確保する。
- 専用のロビーは設けない一方で、利用時間前後の人の滞留に配慮し、安心・安全・快適な利用環境とする。
- 飲食の持ち込み・提供を想定する。
- 照明については実演の鑑賞に支障ない照度を確保し、調光可能なものとして検討する。

- ・ 場所にとらわれず電源コンセントの配置に配慮したフリーアクセスフロアなどに配慮すること。(複数人が同時にPCを使用して講義を受ける場面などを想定)
- ・ 各レクチャー室内に公衆無線LANを設置する。
- ・ 関係者控室として、4名程度が利用できる楽屋を隣接すること。なお、運用上問題なければ、大レクチャー室と兼用して設置することができるよう検討する。
- ・ 小レクチャー室の備品を収納できる倉庫を隣接すること。

【規模】

75 m²程度

【諸室仕様】

a. 小レクチャー室

- ・ 50席程度の規模とし、講座やレクチャーのほか移動式ステージ等により、ごく簡単な実演を行える誘えとする。
- ・ 使用しない椅子や机などを収納する備品庫を隣接させ設ける。
- ・ 運営スタッフの簡易な説明でも誰もが利用できるような音響・映像機器とする。

b. 楽屋控室

- ・ 小レクチャー室からのアクセスと来場者動と交わらないよう通路側から直接楽屋に入れるアクセスを設ける。
- ・ 更衣室やメイクブースなど利用者の利用シーンを想定し、必要な設備・備品を配置する。

【映像音響機器・備品等】

a. 小レクチャー室

- ・ 【資料】1-5「映像音響機器リスト」を参考にし、導入時点で最適な機器を選定し、事業者にて必要な機器を適宜用意する。
- ・ 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。

b. 楽屋控室[大レクチャー室と別の場合]

- ・ 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業者にて必要な備品を適宜用意する。

【留意事項】

- ・ 楽屋控室は大小レクチャー小での兼用も可。

7. G ショップ

(1) コンセプト（機能概要）

- ・ ショップは、グッズの品揃えやパッケージデザイン、インテリア、販売員の接遇などから、劇場の特徴をイメージさせることを認識し、利用者に対するサービスという側面だけでなく、伝統芸能の普及発信の役割を意識した計画とする。
- ・ 国立劇場での観劇や普及発信施設での体験等を思い出として持ち帰られるような、国内外の利用者を想定した国立劇場ならではの商品開発・サービス提供に努める。
- ・ 自主公演の筋書、振興会の刊行物、オリジナルグッズや舞台芸術関係の書籍・CD・レコード・アート関連グッズ、文具・雑貨等のほかに、芝居小道具のレプリカや本物の邦楽器など、公演や展示プログラムとも連動したラインナップについて検討する。
- ・ 弁当、軽食、飲料を取り扱い、また公演の休憩時には、各劇場ロビーにおいてワゴン販売等でそれらを観劇客に提供し、利便性を高める。

(2) 機能目的

① ショップの運営

- 公演に関するグッズの販売を行う。
- オリジナルグッズの販売を行う。
- 幕間休憩や公演前後の限られた時間で手軽に飲食することができる弁当、軽食、飲料の販売を行う。

② オリジナルグッズの開発

- 劇場や公演の内容をイメージさせ、劇場から出て日常に戻った後も、そのグッズを見ることで劇場や公演内容を想起させる商品の開発について検討する。
- 口コミやSNSなどによって話題が拡散する、メディアに取り上げられるなどの広報ツールとしての効果も視野に入れた、普及発信の役割を意識した企画とする。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- ショップは公演前や幕間時間など限られた時間の中で利用者が利用しやすいよう、1店舗以上整備する。
- 公演前後や幕間休憩時間など限られた時間内で買い物を楽しみたい利用者のニーズを受け止める動線計画、空間設計とする。なお、利用者ニーズの高い時間帯に、劇場入口付近やグランドロビー内等で可動式ワゴン等での出張販売が対応できるようにする。
- 劇場で公演を行っている場合、開場時・幕間時・終演時に利用者が集中することが想定されるため、対応できるように配慮する。

【規模】

- 200㎡程度

【諸室仕様】

- 国立劇場にふさわしい雰囲気や設えに配慮する。
- 時間帯による利用者の集中や団体客に対応できるよう計画する。
- 観劇を目的としない一般利用者も利用しやすい位置に配置する。
- 車いす利用者やベビーカー利用者も無理なく利用できるよう、通路や動線計画は余裕をもった幅員とするよう配慮する。

【展示・備品等】

- 事業者にて必要な什器・備品を用意する。

(4) 運営支援業務

① 基本事項

a. ショップの構成

- ショップを1店舗以上運営すること。
- 店舗以外にスタンド式のミニ販売コーナー等の設置、運営も可能とする。

b. ショップの営業日、時間

- 営業日は、7月1日及び12月29日から1月1日までを除く日とする。
- 営業時間は、10時から19時を基本とする。なお、提案により、上記時間外の営業についても可能とすることができる。ただし、公演日、公演時間前後は必ず営業することとする。

c. ショップの事業収支に関すること

- ショップは独立採算とする。

d. ショップの営業に関する事項

- 販売物品の選定、販売方法、価格設定等の業務計画、サービス方針は事業者が企画し立案する。
- 公演やその他イベント事業と連携を図り、顧客の期待に応える企画性の高い、変化に富む商品、サービスを提供するよう努める。
- インターネットによる通信販売等販路の拡大に努める。
- 定期的に商品やサービスの質を確認・改善できるような体制をとり、利用者ニーズに即した魅力的なショップ経営に努める。

e. オリジナルグッズの開発について

- ショップで販売する国立劇場のオリジナルグッズの開発・販売等を行う。
- オリジナルグッズは国立劇場のブランディングまたは伝統芸能の普及発信を目指したものであるとする。
- 観劇目的の来場者の他に、観劇以外の目的での来場者や学生や若い世代、外国人観光客など幅広い層に訴求できるような品目となるよう配慮する。
- 運営開始時点で3品目以上販売できるようにする。また、運営期間中、常時3品目以上の販売や事業期間中で10品目以上開発する等の目標設定について検討する。
- 国立劇場周辺地域の商店会や企業と連携した地域性のある取扱い商品や商品開発にも配慮する。

② その他

- ショップのスペース内は定期的に清掃し、清潔に保つ。また、店内は、常に整理整頓し、利用者に不快感を与えないよう維持する。
- 外国人利用者に対する商品説明の二か国語表記など、わかりやすい表示や基本情報の提示に努め、多様な利用者が買い物を楽しめる環境づくりに配慮する。

8. H 劇場ツアー

(1) コンセプト（機能概要）

国立劇場の舞台設備は伝統芸能専門劇場として独特の機能を有し、随所に伝統芸能の舞台を作る人々の技術が存在しており、それらに対して理解を深め関心を高めるような劇場ツアーを実施する。そのため、来場者自身で楽しめる工夫や、公演スケジュールに左右されない定期的な内容など、幅広い楽しみ方ができるよう工夫されたツアーを実施する。

(2) 機能目的

① 国立劇場や伝統芸能のファンを増やす

これまで観劇団体や会員特典として行ってきたバックステージツアーを、その対象範囲を広げるとともに、より多くの方に体験していただくことで、観劇とは違った視点からの国立劇場および伝統芸能の魅力に触れ、ファンになってもらうことで、伝統芸能の普及につなげる。

また、公演前後の空き時間や立ち寄り利用時の隙間時間など、短時間でも国立劇場の施設環境や伝統芸能が有する文化的な魅力を楽しめる機会を創出することで、国立劇場の新たな楽しみ方を提供し、来場のきっかけづくりとする。

② 伝統芸能を支える人材の育成

伝統芸能を支える仕事や設備・機材の存在や魅力を深く知ることで、将来伝統芸能に携わる人材の育成につなげる。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 劇場の舞台機構や作業現場を見学することができる見学ルートを振興会と協議のうえ設定し、必要に応じてツアー参加者が楽しめる演出等を整備する。なお、ルートは施設整備場専用通路を用意できることが望ましい。
※【資料】2-7「これまでの施設見学実績」参照

【施設規模】

- 見学ルートは、最低でも1グループ20人程度が同時に、かつ安全に見学しながら移動できるように配慮する。

【諸室等の仕様】

- 見学ルートは、役者やスタッフの動作や集中を妨げず、公演及び舞台進行に支障がないことを条件とし、原則として現場への立ち入りは禁止する。
- 見学対象に考えられる施設・設備及び見学可能な時間については【資料】2-7「これまでの施設見学実績」および【資料】1-3「グランドロビー及び劇場の営業時間シミュレーション」を参照する。
- ユニバーサルデザインの考えのもと、多様な利用者を考慮して、見学ルートを設定する。また案内表示、解説文は多言語表示を検討する。
- 音声ガイド等により、運営スタッフが随行しなくても利用者自身で常時見学ができる魅力的な手法を検討する。

(例)

- 普及発信施設を中心とした国立劇場施設の見所をまとめた見学リーフレットを作成し配布
- 各劇場付近やグランドロビー内の展示前で来場者自身のスマートフォン等の電子機器をかざすと、AR等で劇場施設の紹介や公演紹介などが楽しめるアプリ等の開発等

【展示・備品等】

- 【資料】1-6「備品リスト」を参考にし、事業内容を考慮し、来場者がツアーを楽しみ安全かつ安心に見学できるよう、必要な備品等を用意する。

【留意事項】

- ツアー参加者が安全安心して見学できるよう、留意した設備を配備する。

(4) 運営業務

① 基本事項（基本的な考え方）

- 劇場ツアーは「a：劇場施設を巡る定期的実施するツアー（基本ツアー）」と「b：振興会の提案により、年に数回、基本ツアーにオプションを追加したツアー（特別ツアー）」の2種類で検討する。
- また、運営スタッフが同行せずとも利用者自身でも劇場見学が楽しめるようなくみを検討する。

② 業務内容

- a. （基本ツアー）劇場施設を巡る定期的実施するツアー
 - 基本ツアーは土日祝日の1日2回以上で想定する。

- 事業者は、基本ツアーにおけるガイド業務（引率、簡単な解説）を行う。
- 基本ツアーは1回あたり20人程度につきガイド1人が案内する形式で、有料での実施を想定している。
- 観覧者が禁止事項に反する行為を行った場合もしくは行う恐れがある場合は注意を促すなど、観覧しやすい環境づくりに努める。
- 配置するスタッフを研修等によりツアー参加者からの伝統芸能や舞台機構に関する基本的な質問事項に対して対応できるようにする。

b. (特別ツアー) 年に数回、基本ツアーにオプションを追加したツアー

- 特別ツアーは休演日など限られた条件で実施されるプログラムとし、現場への立ち入りも可能とする。例えば、終演後や公演のない日などに、実際の舞台に上がれ、楽屋など普段入れない特別な場所に立ち入ることのほか、展示室や前庭などを組み込むことも想定する。
(プログラム例)
セリ・廻り舞台体験ツアー、大道具制作現場ツアー、解説付き国立劇場施設ツアー、收藏美術品ツアー、前庭での花見ツアー、夜景ツアー、レストランやカフェと連携したツアー、展示+劇場ツアーのセット券販売など
- 特別ツアーの企画は振興会が担当し、事業者はツアーガイド等の業務に対して必要な協力を行う。(舞台上の安全確保・調整、関係部署との調整・周知など)

【留意事項】

- 参加者へのアンケートなど、ツアー内容・質や参加者ニーズを確認し、改善できるようなしくみを適宜取り入れ、魅力的な企画運営を実施する。

9. I その他

I-1 装飾

(1) コンセプト (機能概要)

季節に合わせてグランドロビー等を飾り、国立劇場にふさわしい来場者をもてなす環境づくりを実施する。

(2) 機能目的

① 空間演出による環境整備

- 季節に合わせて華やかにグランドロビー等を飾り、国立劇場にふさわしい来場者をもてなす環境づくりをするため、装飾展示計画の企画・制作・設置を行う。
- 次回公演案内やイベント等のチラシの配架・ポスター掲示をすることで、国立劇場や伝統芸能を感じられる環境づくりをする。

② 居心地の良い環境整備

- 植栽や整えられた装飾などで、居心地の良いグランドロビーの環境をつくり、維持する。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 季節やイベント等に応じた装飾を行う。なお、正月飾りは必ず実施する。
- ポスター・パンフレット・看板など館内外の掲示物を管理する。

【展示・備品等】

- 装飾品を設置できる設備等、設置範囲や必要なものは事業者の提案とする。

【留意事項】

- 設置準備～設置完了後の撤去まで、安全性に十分に配慮する。

(4) 運営支援業務（維持管理含む）

① 基本事項（基本的な考え方）

季節に合わせて来場者をもてなす国立劇場にふさわしい環境整備を行う。

② 業務内容

- 現状行っている程度の季節に応じた館内装飾及び館内美化植物等は最低限維持する。
（例）
 - 正月飾り
 - 季節に応じた館内装飾（年4回程度）
 ※詳細は【資料】2-9「装飾委託実績」参照
- 館内が雑然としないよう、掲示物を管理する。
- ポスターは種別ごとに掲示場所を分けるなど利用者に分かりやすい掲示を心がけること。また、催しの開催期間等に留意し管理を行う。
- 利用者が見やすいように、また掲示状況に乱れないように掲示し、乱れている場合には、速やかに修補する。

I-2 広報業務

(1) コンセプト

伝統芸能の魅力を発信し、関心層のすそ野を広げるため、時流や対象に応じた適切な手法・媒体を活用し、効果的かつ効率的な広報活動を実施し、普及・発信機能の集客・利用促進を図る。

(2) 機能目的

- 広報周知機能
- 広報を通じた国立劇場（主に普及・発信機能）に対する外部評価の収集

(3) 運営業務

① 基本事項（基本的な考え方）

- 一般利用者（個人・団体）のみならず、メディアへの情報提供や広告出稿、まちなかでの広告展開やイベントキャンペーンなど、多様な媒体・手法を適切に組み合わせたクロスメディア戦略を展開し、露出度を高め、国内外幅広い層の関心を高める。
- 施設全体の広報と連携を図るため、振興会が企画立案し、事業者は企画協力・運営維持管理を担う。具体的な方法については、振興会と協議のうえ決定する。

② 業務内容

a. 開館前広報（開館の機運づくり）

※別途、開館準備業務を参照

b. オンライン広報ツール（ウェブサイト、SNS、App 等）の企画、維持管理

振興会が策定した広報戦略・広報計画に基づき、オンライン広報ツールの更新方針やスケジュールを企画立案し、効果的かつ効率的な運営、維持管理を推進する。

（取り扱う情報）

- ・ 普及・発信機能の展示企画内容、体験できるプログラム・イベント情報、キャンペーンやサービス情報等全般
- ・ 国立劇場や振興会の取組み情報（公演宣伝を除く）

（具体的な業務イメージ）

- ・ 開館準備期間中から開設するオンライン広報ツールを活用し、普及・発信機能への来館の動機づけや、公演・伝統芸能に興味を持つ層のすそ野を広げるような、タイムリーかつ魅力的な情報発信を行う。
- ・ 多言語対応や動画など、国内だけでなく海外へも訴求できるよう積極的に情報発信し、海外観光客の来場を促す工夫をする。
- ・ 若年層や学校教育団体への利用促進・啓発にも活用できるような工夫を図る。
- ・ 情報発信は、WebやSNS、将来的に一般的に使用されているツールなど、その時代の状況に応じて、最も効果的な手法に対応する。
- ・ 部分的にウェブサイトの更新が行えるような設計とする。
- ・ WebサイトやSNSへの誘導広告や検索連動型広告、ディスプレイ広告、インフルエンサーによる情報発信などを適宜行い、国立劇場の認知度を高める。
- ・ 障害者への発信について、配慮する。

c. 広報印刷物の企画デザイン、制作、配布

普及・発信機能概要や、各種ツアー・プログラムおよびサービスを紹介するパンフレットやチラシをその種類に合わせた適切な頻度で制作し配布することを検討する。

（具体的な業務イメージ）

- ・ 普及発信施設概要のパンフレット・チラシの制作
- ・ 展示の企画に合わせた定期的イベントカレンダーの制作
- ・ イベント担当者と連携し各種イベント告知チラシの企画
- ・ 類似施設や関連施設、学校教育施設や自治体の教育委員会、近隣商店街など地域と連携した広報印刷物の配布

（印刷部数想定）

- 普及発信施設概要のパンフレット・チラシ（4p 程度・カラー5 万部、年 1 回更新・2 か国語対応）
- 普及発信施設のポスター（A1 程度・カラー5 千部、関係機関・教育機関へ配布）
- 普及発信施設のイベントカレンダーチラシ（A4 程度・両面カラー10 万部、年 4 回程度発行）
- 車両中吊り広告、駅貼り広告等適宜

（参考実績値）

- さくらまつりチラシ（年1回・A4両面カラー・30万部程度）
- さくらまつり広告掲出（年1回・自治体広報紙への掲載等）
- 日本芸術文化振興会ニュース（毎月発行、B5・20p、約1万5千部配送）
- 日本芸術文化振興会概要（日英各2千部・年1回、A4・16p程度）
- 日本芸術文化振興会要覧（400部・年1回、A4・140p程度）

d. 取材対応、メディアへの情報提供、パブリシティ活動

各種メディアへの広告出稿と合わせて、記事として取り上げられるなど、報道を通じて広

く伝統芸能の魅力発信、普及・発信機能の集客・利用促進につながる活動を実施する。
(具体的な業務イメージ)

- プレスリリースの作成・発信
- 必要に応じて記者会見の対応（国立劇場広報と連携）
- プレス向けのツアーの開催
- メディア訪問活動の実施

e. 施設に対する外部評価収集

情報発信ツールやメディア対応を通じて得られる伝統芸能や国立劇場の取組み（普及発信施設が主）に対する意見やイメージを整理し、事業活動の参考にするなど、より良い事業運営につながるよう努める。

I-3 初代国立劇場メモリアル

(1) コンセプト（機能概要）

初代国立劇場の歴史や建築的な記録に関するアーカイブを紹介することで、劇場施設の歴史を後世に伝えていけるようにする。

(2) 機能目的

- 初代国立劇場の歴史や建築的な記録を来場者に紹介する。
※アーカイブ化は振興会で行う。

(3) 施設整備業務

【基本事項】

- 初代国立劇場の歴史や建築的な記録に関するアーカイブを常時展示、閲覧できるようにする。
- 模型、パネル、映像等による展示を想定している。

【規模】【諸室仕様】【展示・備品等】

※特別に面積を確保するイメージではない。

(4) 運営支援業務

① 展示物の制作

- 展示の目的を達成するために最適な手法を用いて展示物を企画及び制作する。
- 来場者誰もが楽しめるように、簡易なキャプションや映像コンテンツなどの紹介も付随されることで、国内外幅広い層が楽しめるよう事業者はより訴求力が高まるように努める。（展示物・解説パネルの作成、空間演出）

② 展示の管理と更新

- 展示物等を適切に管理するとともに、日常点検及び定期保守点検を行う。
- 展示物等に不具合や故障が生じたときには、速やかに修理又は改良し、状況を報告する。
- 展示資料の盗難、損傷の防止に努め、観覧者が禁止事項に反する行為を行った場合もしくは行う恐れがある場合は注意を促すなど、観覧しやすい環境づくりに努める。
- 展示物の更新は振興会の指示により事業者が行い、更新は事業期間中に4回程度を想定している。（振興会が行う。）

第4章. 運営組織と体制

1. 基本方針

以下にあげる基本方針に基づき、本施設の運営に必要な組織運営体制を構築する。なお、効果的な運営のためには、事業者と振興会が持つ強みを最大限に発揮できることが最も重要であると考え、運営にあたっては双方の役割と責任区分を明確にしながらも、相互に緊密に連携し、尊重し、協議しながら、運営に対する共通理解を形成し、一体となって運営していくことを基本方針とする。

(1) 質の高い運営体制を備えた組織

魅力あふれる展示の実施や施設の適切な管理運営など、部門ごとに必要とされる知識、経験、技術、企画力を備えた運営組織とし、普及発信施設全体で理念を共有し、統一されたデザインとブランディングのもと推進する。

(2) 伝統芸能への深い理解を有する組織

伝統芸能の普及発信拠点としての役割を十分に果たせるよう、伝統芸能や振興会事業に対する深い理解を持ち、公演をはじめとした振興会事業との連携を図れる組織とする。

(3) 効率的・効果的に管理運営を行える体制

一連の管理運営業務を施設全体として一体的に効率良く、効果的に管理運営できる組織とする。

(4) 積極的な情報発信を行える体制

来場者増加を目的とした施設全体の戦略的な広報・集客の取組を行い、広く利用者ニーズを取り入れ、運営に反映できる組織とする。

上記を踏まえ、施設の設置目的の達成と効果の最大化を図るための組織体制として、統括責任者、運営業務責任者、各部門責任者等を想定している。事業者は、運営業務責任者及び各部門の責任者を定め、運営の開始6ヵ月前までに、振興会へ届け出を行い、運営業務責任者及び各部門責任者を変更した場合も同様とする。

2. 業務担当者

詳細は、【資料】1-8「運営体制の考え方」参照

(1) 統括責任者（振興会職員 1名）

普及発信施設の活動を統括し、施設の運営方針を踏まえながら、関係機関との交渉・連携や特別企画展の誘致、企業や学校、団体との協議・調整など運営業務および施設の維持管理業務を統括する役割を担う。

また、事業者から1名以上の統括責任者補佐を配置することが望ましい。

(2) 部門責任者

運營業務の全体を総合的に把握し、振興会との調整を行い、普及発信施設全体のマネジメントを行う。

(3) 部門担当者（企画展示部門の責任者は振興会職員とする）

運營業務責任者の指揮のもと、運營業務それぞれの管理を行う。
特に、レファレンス部門責任者は司書有資格者かつ図書館経験者を置くものとする。

(4) 運営スタッフ

運營業務開始までに、余裕を持って業務遂行にふさわしい運営スタッフを選定することが望ましい。

運営スタッフ全員が施設利用者及び来訪者に対して親切丁寧を旨とし、業務内容の向上に万全を期するよう十分な指導を行う。

3. スタッフ教育・研修

- 普及発信施設の運営スタッフ誰もが同じ対応ができるよう、マニュアル作りとその徹底に努める。
- どのスタッフでも兼ね備えておくべき基本的な知識や、多様な来場者に対して丁寧かつ親切で公平な接遇スキルを身に着ける等のオリエンテーションをはじめ、各種担当業務に必要な知識やスキルを身に着ける研修、スキルアップ研修など、定期的を実施する。
- 朝礼や日報など業務連絡が周知できるようなしくみを運用する。

4. 業務計画の作成・提出

事業者は、業務実施にあたり、振興会と協議の上、業務計画書を作成し、振興会に提出し、確認を受ける。業務計画書の構成、提出時期、記載項目は以下のとおりとするが、記載項目の詳細については振興会と事業者間で協議の上決定する。

(1) 基本計画書：運營業務の開始1の2ヶ月前までに提出

- 業務実施体制
- 業務管理体制
- 各業務の責任者及びその他担当者のうち、必要な条件（経歴・資格）等
- 業務提供内容及び実施方法について
- 業務報告の内容及び時期について
- 苦情等への対応について
- 非常時・災害時の対応及び体制について
- 業務に係るセルフモニタリングの内容・方法等について

(2) 年度実施計画書：各年度の業務着手の6ヶ月前までに提出

- 業務日程及び業務提供時間帯
- 業務提供内容及び実施方法の詳細等

(3) 運營業務報告書

事業者は、運營業務に関する日報、月報、四半期報及び年度総括報を業務報告書として作成

し、振興会に定期的に提出する。「月報」については業務を行った翌月10日までに、また「四半期報告書」については当該四半期の最終月の翌月10日までに、振興会に提出する。「日報」については、事業者にて保管し、振興会の要請に応じて提出する。また、各年度の年度総括報告書を翌年度の4月30日までに、振興会に提出する。

(4) マニュアル等の作成・提出

運営マニュアル、施設設備等の操作マニュアル、個人情報保護マニュアル、危機管理マニュアル等、必要なマニュアルを作成し、従事者等に周知徹底を図る。

(5) 非常時の対応

非常時・災害時の対応は、次のとおりとする。

- 事故・災害等への対応については、あらかじめ防災計画を策定する。
- 本施設に設置する防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報機器の点検を怠ることなく日頃から火災等の防止に努める。
- 事故災害等を想定した救助訓練を実施し、緊急時に適切な処置を行えるように日頃から訓練しておく。
- 気象状況による警報発令時には速やかに施設の安全確認及び確保を行う。

第5章. 開業準備業務

(1) コンセプト

開館準備期間を活用し、開館に向けた準備業務を施設全体と調整を図り効率的に推進する。

(2) 機能目的

開館時からの集客を図り、多くの利用者を安全かつ円滑に迎え入れるためには、国立劇場全体方針と調整・連携を図り、①運営を担うスタッフ研修、②館内の環境整備や事務整理等の運営準備、③開館準備段階からの広報活動による開館の機運づくり・期待感の創出に加え、④魅力的な展示・イベント・ツアープログラム準備、⑤開館前の集客・利用促進などの運営準備に取り組む。

(3) 運営支援業務

【基本的な考え方】

- 開館時から集客を図り、多くの利用者を安全かつ円滑に迎え入れるために必要な事業準備を効率的かつ効果的に推進できるよう、振興会と調整を図り共に対応する。
-

【業務内容】

① スタッフ研修

各種研修（接客、救命救急、ダイバーシティ等）、運営の管理動線の確認、防災訓練など

② 運営準備

- a. 各種運営マニュアルの作成や帳票書類の作成
- b. 運営備品・消耗品等の選定・購入・設置
運営事務室や体験展示などの運営備品等必要なものは、運営を踏まえて事業者にて準備する。
- c. 運営システム設計、導入調整
施設全体計画と調整し、適宜設置対応を行う。また、リース等長期的な視点で適切な効率的なあり方を検討し設定する。

区分	システム内容
入館者数カウントシステム	入館者数、グランドロビー内における滞留者数測定、データ分析
感染症対策	非接触型検温システム
安全管理	監視カメラ、施設出入口管理
運営管理	事業者用の事務ネットワーク、労務・会計管理等
利用者サービス	施設の無料 Wi-Fi 等

- d. 環境整備
各種備品・資料の開架、案内表示のPOPづくりなど、開館の環境整備を行う。

③ 広報活動（ブランディング含む）※施設全体計画と要調整

- a. 広報・ブランディング戦略・計画の立案への協力
振興会が企画立案する広報・ブランディング戦略に準じて、普及・発信施設における役割を整理し、多くの来場者に愛され親しみを持たれるような施設となるよう努める

- こと。
- b. 開館前からの情報発信
 - 振興会が企画立案する広報・ブランディング戦略に、オンライン情報発信ツール（ウェブサイト・各種 SNS 等）を適切なタイミングで立上げ運用する。各種ツールは幅広い年齢層に使いやすく見やすい機能・構成とするなど、マルチデバイスへの対応をはじめ、ユーザビリティやアクセシビリティに設計時および運用時にも配慮する。
 - 施設竣工時や開館直前等、節目となるイベント時など適切なタイミングでメディア等に情報提供をし、関心醸成を図る。
 - c. プレイベント、開館記念事業の企画立案への協力、運営

振興会が企画立案する広報・ブランディング戦略に基づき、施設全体との広報施策を踏まえて普及発信施設として取り組むべき内容を整理し、対応することで、開館の期待感醸成を図る。

（具体的な業務イメージ）

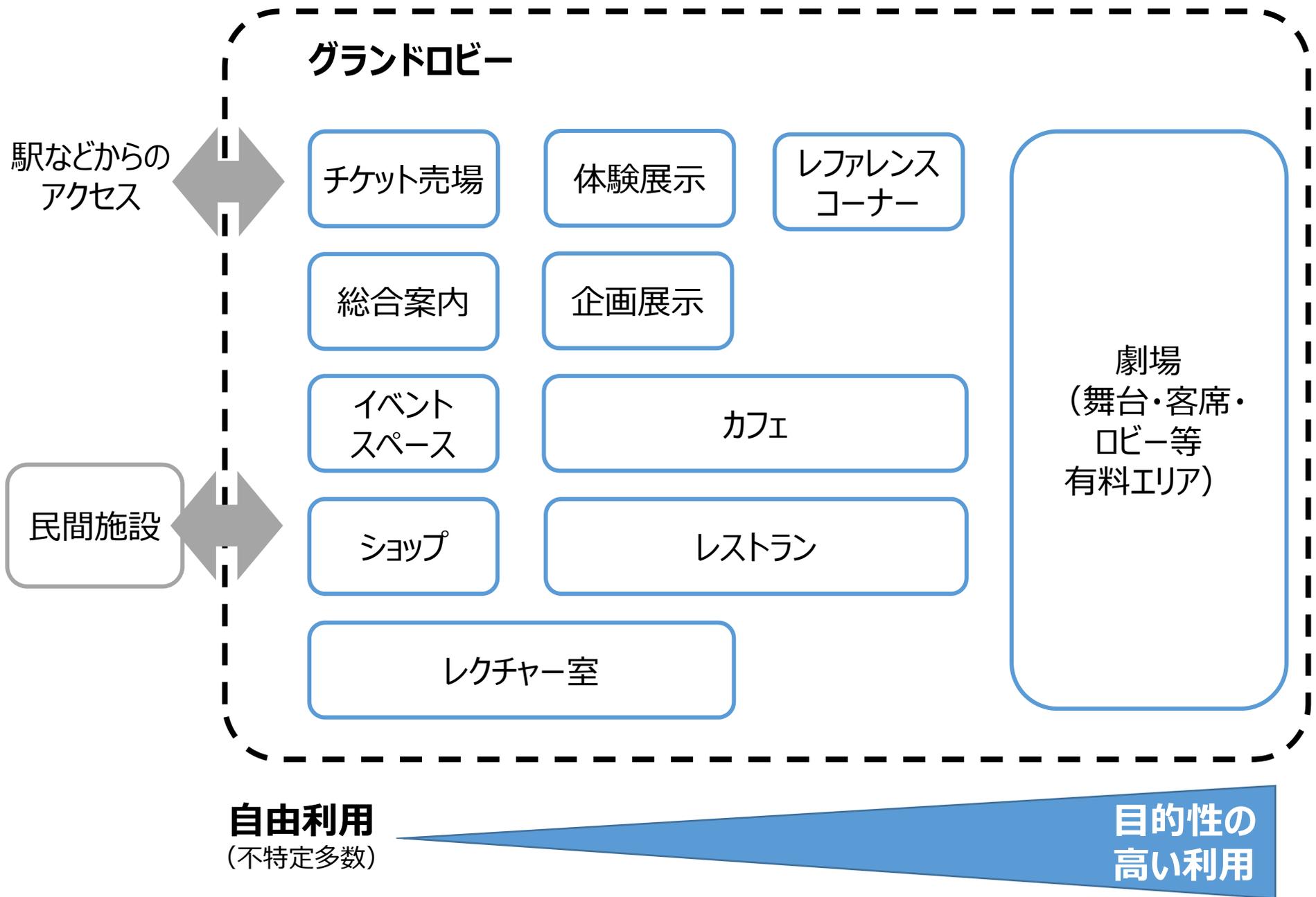
 - プレイベント：開館までのカウントダウンイベント、愛称の募集等
 - 開館記念事業：関係者を対象とした公式開館記念セレモニー、関係者やプレス向け内覧会、一般利用者を対象とした開館記念イベント・展示 等
 - d. 各種広報物の制作、広報媒体との調整
- ④ 魅力的な展示・イベント・ツアープログラム準備
- 開館初年度に実施する以下事業に関して、振興会が企画立案する広報・ブランディング戦略に基づき、実施計画案を作成し、振興会と事業者が一体となって、具体的な実施計画の作成および実施に向けた各種調整・手配を推進する。
- a. 展示（体験・企画）および関連イベントの準備
 - b. 集客・普及イベントの準備
 - c. 劇場ツアーの準備
 - d. レファレンスコーナーの準備 ※開館前 6 か月からの準備業務を想定（移転後）
- ⑤ 開館前の集客・利用促進
- a. 集客促進に向けた施設営業活動

開館時からの普及発信機能の集客・利用促進を図るため、振興会職員（営業担当者）と連携し、出版社や旅行会社などを訪問し、情報誌の掲載および旅行企画商品の開発など売り込みをはじめとした取り組みを行う。
 - b. 開館後の施設貸出に向けた利用促進・予約管理

開館後一定期間たった後、レクチャー室やイベントスペースの有効活用を図るため、振興会職員（営業担当者）と連携し、必要に応じて開館前から貸館に対するニーズを収集し将来的な外部貸出の計画検討を行う。また、内部利用に係る施設の予約管理を行う。

第 6 章. 資料編

【資料】 1-1 各機能の関係性



【資料】1-2 業務区分

業務内容		業務区分		収入の扱い		備考
区分	項目	事業者	振興会	事業者	振興会	
全体	チケット販売・料金徴収	○				各サービスのチケット販売及び料金徴収
体験展示	展示の企画	○		○		体験展示は事業者が主体的となっていく。
	展示制作	○				展示物作成、空間演出、解説作成
	展示案内・広報物制作	○				
	看視・日常的な保守点検	○				
	展示更新	○				
企画展示	展示の企画		○		○	
	展示制作	○				展示物作成、空間演出、解説作成
	展示案内・広報物制作	○				
	看視・日常的な保守点検	○				
	展示更新	○				
レファレンス	資料利用サービス	○			○	資料の閲覧、複製、貸出
	資料管理	○				
劇場ツアー	基本ツアーの実施	○		○		
	特別ツアーの企画・実施	△	○		○	事業者は案内や誘導の協力を実施。
イベント	展示関連イベント(体験展示)	○		○		
	展示関連イベント(企画展示)	○	○		○	企画は振興会
	集客イベントの企画・実施	○		○		
	普及イベントの企画・実施	○			○	無料または低料金での提供が望ましい
貸室	イベントスペースの利用調整	○				公演関連イベントでの振興会の優先使用
	イベントスペースの管理(使用料徴収含む)	○			○	ユニークベニューとして貸出可
	大レクチャー室の利用調整	○				
	小レクチャー室の管理		○			振興会が管理
	大レクチャー室の管理(使用料徴収含む)	○			○	ユニークベニューとして貸出可
飲食店	レストランの運営	○		○		独立採算
	カフェの運営	○		○		独立採算
	協力		○			メニュー開発、公演との連携
ショップ	ショップの運営	○		○		独立採算
	商品開発	○				
	協力		○			オリジナル商品開発に際して必要な情報を提供。
総合案内	サービスチケット売場	○		○	○	
	案内業務	○				
装飾と掲示	デジタル掲出・掲示管理	○				デジタルサイネージ、大型スクリーンに公演情報等を掲出する。掲出のための整備・機器の保守管理。
	掲示物の作成(データ変換・編集含む)		○			原則として掲示物・掲示データは振興会が提供する。

【資料】1-3 グラントロビー及び劇場の営業時間シミュレーション

グラントロビーの動き	開始終了 時間	劇場の動き					
		①	②	③	④	⑤	⑥
	8:00						
	8:30						
グラントロビー開場 カフェ開店	9:00						
	9:30		劇場開場 窓口オープン				劇場開場 窓口オープン
ショップ開店 展示エリアオープン	10:00	窓口オープン		窓口オープン	窓口オープン	窓口オープン	
	10:30	劇場開場	開演				1部開演
レストラン開店	11:00					劇場開場	
	11:30	開演					
	12:00					1部開演	
	12:30						
	13:00						
	13:30						1部終演
	14:00						
	14:30						2部開演
	15:00				劇場開場		
	15:30					1部終演	
	16:00				開演		
	16:30	終演	終演			2部開演	
	17:00	劇場閉場	劇場閉場	劇場開場			
	17:30						2部終演
	18:00	窓口クローズ	窓口クローズ	開演	窓口クローズ		
	18:30			窓口クローズ	後売れ	幕見開始	3部開演
ショップ閉店 展示エリアクローズ	19:00			後売れ	↓	窓口クローズ	窓口クローズ
	19:30			↓	↓	後売れ	後売れ
	20:00			終演	↓	↓	↓
	20:30			劇場閉場	↓	2部終演	↓
レストラン閉店	21:00				↓	劇場閉場	↓
	21:30				終演		3部終演
	22:00				劇場閉場		劇場閉場
	22:30						
カフェ閉店 グラントロビー閉場	23:00						
	23:30						
	0:00						

※チケット窓口の機能として、チケット販売・予約済みチケットの発券・ショップクローズ時のカレンダー販売がある。

※後売れは、窓口クローズ後に購入希望のお客様に対し販売するため、劇場受付で販売することを指す。

※劇場の動きは、過去の運営を単純化・類型化したものであり、必ずしも実際と一致するとは限らない。

※今後の検討状況により変更の可能性がある。

【参考】1-4 運営スケジュール案

事業	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
体験展示	①			②			③			④				
企画展示	①			②			③			④				
集客イベント	大型 ●	●	●	●	●	●	大型 ●	●	●	●	●	●		
普及イベント	講座	●		●		●		●		●		●		
	ワークショップ	●		●		●		●		●		●		
	レクチャー			●		●		●		●		●		
劇場ツアー	基本													
	特別	●				●				●		●		
レファレンス	→													
飲食店舗	→													
ショップ	→													
装飾	春		夏				秋			冬		正月(特別)	春	
業務報告				●				●			●			

現状		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
公演	歌舞伎												
	文楽												
	単発		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
	大衆芸能	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
展示	情報館	①			②			③			④		
	演芸場	①				②				③			
イベント	桜祭り			ワークショップ	ワークショップ		物産展			アフターク	正月	物産展	
鑑賞会	●		●		●		●		●		●		●
講座		●			●		●		●		●		●
会員イベント		●		●		●		●		●		●	

更新4回

更新3回

毎月

年4~6回

年8回

【資料】1-5 映像音響機器リスト

機能名	行	品名	型番	数量	単位	摘要・備考
イベントスペース	(1)	KIC 300型電動スクリーン	ESL-HD300W	1	式	
	(2)	パナソニック プロジェクター	PT-RQ35KJ	2	台	32000ルーメン、200V
	(3)	パナソニック プロジェクターズ・ムレンズ	ET-D3LEW60	2	本	
	(4)	デノン メディアプレーヤー	DN-500BDMK II	1	台	
	(5)	イメージニクス シームレススイッチャー	SL-U62/IL	1	台	
	(6)	イメージニクス 4K HDMI同軸延長器 送信器	CRO-U1L2AT	1	台	
	(7)	イメージニクス 4K HDMI同軸延長器 受信器	CRO-U1L2R	1	台	
	(8)	イメージニクス 4K HDMI(DVI)1入力2分配器	CRO-UD12	1	台	
	(9)	EIZO 27.0型カラ液晶モニター	EV2785-BK	1	台	
	(10)	接続パネル		1	式	
	(11)	オーラ レクチャーテーブル	AL-30U	1	台	
	(12)	オーディオテクニカ B帯デジタル 2chレシーバー	ATW-DR3120HH1	3	台	
	(13)	オーディオテクニカ ワイヤレスマイク(ハンド)	ATW-DT3102/SHH1	3	本	
	(14)	オーディオテクニカ ダイナミック型マイクユニット	ATW-C4100	3	台	
	(15)	オーディオテクニカ 2ピストランスミッター	ATW-DT3101HH1	2	台	
	(16)	オーディオテクニカ ラベリアマイクホン	AT831cH	2	個	
	(17)	オーディオテクニカ マイクフォン充電スタンド	ATW-CHG3/A	1	台	
	(18)	オーディオテクニカ マイクフォン充電スタンド	ATW-CHG3/LK	2	台	
	(19)	ティアック CDプレーヤー	CD-400U	1	台	
	(20)	Pragma Innovations ラックマウントフェーダーユニット	ARVIGO nano3 R12	1	台	
	(21)	Symetrix DSPミキサー Radius NX12×8	80-0134	1	台	
	(22)	Powersoft パワーアンプ	PF000340	2	台	
	(23)	MARTIN AUDIO スピーカー	CDD10B	3	台	
	(24)	MARTIN AUDIO 設置金具	CDDY10B	3	台	
	(25)	MARTIN AUDIO サブウーファー	SX118	1	台	
	(26)	MARTIN AUDIO フルレンジラウドスピーカー	X8B	8	台	
	(27)	Audiobrains 設置金具	MA-0003-01B	8	台	
	(28)	ヤマハ L2スイッチ	SWR2100P-5G	3	台	
レクチャー室大	(1)	KIC 300型電動スクリーン	ESL-HD300W	1	式	
	(2)	パナソニック プロジェクター	PT-RDQ10	2	台	10000ルーメン
	(3)	パナソニック プロジェクターズ・ムレンズ	ET-DLE258	2	本	
	(4)	イメージニクス シームレススイッチャー	SL-U62/IL	1	台	
	(5)	デノン メディアプレーヤー	DN-500BDMK II	1	台	
	(6)	イメージニクス 4K HDMI同軸延長器 送信器	CRO-U1L2AT	3	台	
	(7)	イメージニクス 4K HDMI同軸延長器 受信器	CRO-U1L2R	3	台	
	(8)	イメージニクス 4K HDMI(DVI)1入力2分配器	CRO-UD12	1	台	
	(9)	EIZO 27.0型カラ液晶モニター	EV2785-BK	1	台	
	(10)	接続パネル		1	式	
	(11)	オーディオテクニカ B帯デジタル 2chレシーバー	ATW-DR3120HH1	3	台	
	(12)	オーディオテクニカ ワイヤレスマイク(ハンド)	ATW-DT3102/SHH1	3	本	
	(13)	オーディオテクニカ ダイナミック型マイクユニット	ATW-C4100	3	台	
	(14)	オーディオテクニカ 2ピストランスミッター	ATW-DT3101HH1	2	台	
	(15)	オーディオテクニカ ラベリアマイクホン	AT831cH	2	個	
	(16)	オーディオテクニカ マイクフォン充電スタンド	ATW-CHG3/A	1	台	
	(17)	オーディオテクニカ マイクフォン充電スタンド	ATW-CHG3/LK	2	台	
	(18)	オーディオテクニカ アクティブインテリア アンテナ	ATW-A82b	1	組	
	(19)	ティアック CDプレーヤー	CD-400U	1	台	
	(20)	Pragma Innovations ラックマウントフェーダーユニット	ARVIGO nano3 R12	1	台	
	(21)	Symetrix DSPミキサー Radius NX12×8	80-0134	1	台	
	(22)	Powersoft パワーアンプ	PF000340	2	台	
	(23)	MARTIN AUDIO スピーカー	CDD12B	3	台	
	(24)	MARTIN AUDIO 設置金具	CDDY12B	3	台	
	(25)	MARTIN AUDIO サブウーファー	SX118	2	台	
	(26)	MARTIN AUDIO スピーカー	C6.8T	3	組	
	(27)	ヤマハ L2スイッチ	SWR2100P-5G	3	台	
	(28)	機器ラック		1	式	

【資料】1-5 映像音響機器リスト

機能名	行	品名	型番	数量	単位	摘要・備考
レクチャー室小	(1)	KIC 180型電動スクリーン	ES-HD180AW	1	式	
	(2)	ハナソニック プロジェクター	PT-RDQ80	2	台	8000ルーメン
	(3)	ハナソニック プロジェクター-ムレンズ	ET-DLE158	2	本	
	(4)	イメージクス シームレススイッチャー	SL-U62/IL	1	台	
	(5)	デノン メディアプレーヤー	DN-500BDMK II	1	台	
	(6)	イメージクス 4K HDMI同軸延長器 送信器	CRO-UIL2AT	1	台	
	(7)	イメージクス 4K HDMI同軸延長器 受信器	CRO-UIL2R	1	台	
	(8)	イメージクス 4K HDMI(DVI)1入力2分配器	CRO-UD12	1	台	
	(9)	EIZO 27.0型カラ-液晶モニター	EV2785-BK	1	台	
	(10)	接続パネル		1	式	
	(11)	オ-ロラ レクチャーテーブル	AL-30U	1	台	
	(12)	オーディオテクニカ 赤外線受光ユニット	ATIR-A400	4	台	
	(13)	オーディオテクニカ 混合分配器	ATIR-D640	1	台	
	(14)	オーディオテクニカ 赤外線4chレシーバ	ATIR-R840	1	台	
	(15)	オーディオテクニカ 赤外線2chレシーバ	ATIR-R820	1	台	
	(16)	オーディオテクニカ 赤外線マイクフォン	ATIR-T880	3	本	
	(17)	オーディオテクニカ 赤外線マイクフォン	ATIR-T850	3	本	
	(18)	オーディオテクニカ マイクフォン充電スタンド	BC702	3	台	
	(19)	ティアック CDプレーヤー	CD-400U	1	台	
	(20)	Pragma Innovations ラックマウントフェーダーユニット	ARVIGO nano3 R12	1	台	
	(21)	Symetrix DSPミキサー Prism 8×8	80-0115	1	台	
	(22)	Powersoft パワーアンプ	PF00H463	1	台	
	(23)	MARTIN AUDIO スピーカー	CDD8B	2	台	
	(24)	MARTIN AUDIO ブラケット	CDDCB6/8B-WR	2	台	
	(25)	MARTIN AUDIO シーリングスピーカー	ACS-55T	2	組	
	(26)	ヤマハ L2スイッチ	SWR2100P-5G	1	台	

【資料】1-6 備品リスト

機能名	備品名	数量	単位	更新	摘要	備考
A チケット売場・総合案内	いす(カウンター用)	1	式		・チケット売場・総合案内の両カウンターの運営スタッフが、来館者の目線の高さに合わせるために使用するものを想定。 ・車いす利用者等の介助者も想定し、配慮する。 ・グランドロビーの内装に調和するデザイン性や仕様に配慮する。	運営スタッフ用4・来館者用1
	パソコン	1	式	○	・チケット売場・総合案内の運営スタッフが来館者に情報提供をするために使用するもの。 ・運営期間を通して時代に即したデバイスとなるよう配慮する。	総合案内2
	タブレット端末	1	式	○	・チケット売場・総合案内の運営スタッフが来館者に情報提供をするために使用するもの。 ・運営期間を通して時代に即したデバイスとなるよう配慮する。	チケット売場3・総合案内2
	車いす	2	台		・来館者が利用するもので、総合案内にて貸出用 ・利用者にとって安全かつ誰もが使いやすい仕様とする。	
	ベビーカー	2	台		・来館者が利用するもので、総合案内にて貸出用 ・利用者にとって安全かつ誰もが使いやすい仕様とする。	
	ポスターボード	1	式		・各種公演情報や伝統芸能を紹介するポスター掲示のため	施設全体の仕様に準ずる
	大型ディスプレイ(サイネージ)	1	式	○	・来館者に情報提供するために使用するものとして、普及発信施設内で10台程度と設定 ・運営期間を通して時代に即したデバイスとなるよう配慮する。	施設全体のサイネージシステムとも調整を図る
	チケットカウンター	1	式		・チケット売場・総合案内の両カウンターが一体的に機能するような設え。 ・車いす利用者等が利用しやすいようカウンター高さにも配慮。 ・将来的な変化にも対応できるような柔軟性のある提案とすること。	演出造作・展示に含む
	チラシラック	1	式			施設全体計画にて検討
	発券機	1	式			施設全体計画にて検討
券売機	1	式			施設全体計画にて検討	
B イベントスペース	スタッキングチェア	50	脚		・着席形式のイベント時の来館者利用や、トークセッション等のゲストスピーカー利用を想定している。 ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるよう、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式かつスタッキングが可能な仕様とすること。 ・シートのタイプは長時間利用時の快適性やグランドロビーの内装に調和したものとすること。 ・清潔かつ安全に使用できるよう、管理の手間がかからない仕様とすること。	
	スタッキングチェア用台車	3	台		スタッキングチェアを容易に移動させるための台車(1台あたり20脚収納と設定)	
	机	25	台		・着席形式のイベント時の来館者利用や、トークセッション等のゲストスピーカー利用を想定している。 ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるよう、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式かつスタッキングが可能な仕様とすること。 ・グランドロビーの内装に調和したものとすること。 ・清潔かつ安全に使用できるよう、管理の手間がかからない仕様とすること。	
	移動式ステージ	15	台		・イベント時に必要に応じて配置を想定し、運営スタッフでも容易に説明できる仕様とすること。 ・グランドロビーの内装に調和したものとすること。	
	移動式ステージ用台車	3	台		移動式ステージを容易に移動させるための台車(1台あたり5台収納と設定)	
	移動式ステージ用ステップ	2	台		移動式ステージに上がるためのステップ(足場)	
	高所作業台	2	台		・壁面や天井など高い位置での装飾作業等をするため、運営スタッフが使用する想定。(H5000程度以上) ・少人数でも安全に使用できるよう安定的に自立し、キャスターなど可動性などに配慮した仕様とすること。	
	ディスプレイモニター	1	式		・イベント時に会場案内や展示コンテンツを投影するために使用することを想定。 ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるよう、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式かつ自立式の仕様にするなど配慮すること。 ・運営期間を通じて、時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	5台程度を想定
	タブレット	1	式		・イベント時に会場案内や展示コンテンツを投影するために使用することを想定。 ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるよう、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式の仕様にするなど配慮すること。 ・運営期間を通じて、時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	10台程度を想定
	ホワイトボード	5	台		・イベント時に会場案内や展示コンテンツを投影するために使用することを想定。 ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるよう、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式の仕様にするなど配慮すること。	
	展示ボード	20	台		・イベント時の会場案内やポスター掲示等での利用を想定。 ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるような備品に関しては、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式の仕様にするなど配慮すること。	
	サインスタンド	10	台		・イベント時の会場案内に利用を想定。 ・A4縦横方向・傾斜角度が調整できるものとし、グランドロビーの内装に調和したデザイン性に配慮すること。	
	トランシーバー	20	式		・大型イベント時や有事の際に運営スタッフ間のコミュニケーションとして使用することを想定。グランドロビー全体での円滑な通信が可能であること。(その他、数や仕様は事業者委ねる) ・運営期間を通じて、時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	運営スタッフ+臨時アルバイト等増員分想定 40台程度想定
	大型ディスプレイ(サイネージ)	1	式	○	※A チケット売場・総合案内の記載事項「大型ディスプレイ(サイネージ)」に含む	
	映像音響機器	1	式		・イベント時の演出やレクチャー等の資料投影などを想定し、多様な利用を受け止められる映像音響機器を備えた場とすること。(大型スクリーン・パワ、プロジェクター複数台、PC、AVワゴン・機器等) ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるような備品に関しては、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式の仕様にするなど配慮すること。 ・運営期間を通じて、時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	
移動型ワゴン(物産展用)	5	台		・イベント時の臨時物販や受付等で使用できる可動式の仕器を想定。イベント主催者側に貸し出す場合もある。 ・使用しない際には容易に収納できる仕様とし、国立劇場にふさわしいデザイン性に配慮すること。		
仮設ブースキット	1	式		・イベント時の臨時物販や受付等で使用できる可動式の仕器を想定。イベント主催者側に貸し出す場合もある。 ・組立時は少人数の運営スタッフでも容易に組み立てられ、使用しない際には容易に収納できる仕様とし、国立劇場にふさわしいデザイン性に配慮すること。		
倉庫用備品棚	1	式				
C 基本展示室	高所作業台	2	台		・壁面や天井など高い位置での装飾作業等をするため、運営スタッフが使用する想定。(H5000程度以上) ・少人数でも安全に使用できるよう安定的に自立し、キャスターなど可動性などに配慮した仕様とすること。	
	結界	20	セット		・ケース展示ではない展示の場合に、来館者から作品を守るために使用する。 ・本数は20セット以上とし、必要本数及び仕様は事業者提案に委ねる。	
	結界収納台車	1	台			
	監視員用椅子	3	台		・展示室の空間に調和した色やデザインのものとし、長時間座っていても疲れにくい仕様とすること。	
	観覧者用ソファ	10	台		・3人掛け程度で展示室の空間に調和した色やデザインのものとし、座り心地がよく丈夫なもの。 ・メンテナンスが容易なもの。	
	【備品庫】 備品庫用収納棚	3	台		展示室内で使用する小型の備品や衣装など小物類を効率的に収納するオープンな棚	

D 企画展示室	結界	10	セット	・ケース展示ではない展示の場合に、来館者から作品を守るために使用する。 ・本数は10セット以上とし、必要本数及び仕様は事業者提案に委ねる。	
	結界収納台車	1	台		
	監視員用椅子	2	台	・展示室の空間に調和した色やデザインのものとし、長時間座っていても疲れにくい仕様とすること。	
	観覧者用ソファ	5	台	・3人掛け程度で展示室の空間に調和した色やデザインのものとし、座り心地がよく丈夫なもの。 ・メンテナンスが容易なもの。	
	壁面ケース	42	m	・D900～1200×H3500程度、エアタイト	
	可動壁	1	式	・企画展示室を4つのコーナーに分割できる	
	覗きケース	4	台	・W1800×D750×H1050程度	
	行灯ケース	4	台	・W900×D900×H2000程度	
	演治具	1	式	・展示資料に合わせたものを用意	
	50インチモニター	3	式	・高解像度の業務用ディスプレイモニターで、形状がシンプルかつ展示の邪魔にならないデザインのもの。	コンテンツ含む
	高所作業台		台	・壁面や天井など高い位置での装飾作業等をするため、運営スタッフが使用する想定。(H5000程度以上) ・少人数でも安全に使用できるよう安定的に自立し、キャスターなど可動性などに配慮した仕様とすること。	基本展示室と共用を想定
	【備品庫】				
備品庫用収納棚	2	台	展示室内で使用する小型の備品や衣装など小物類を効率的に収納するオープンな棚		
レファレンスコーナー（共通）管理ゾーン含む	受付カウンター	1	台	レファレンス・視聴受付用カウンター（最大3名受付想定）※資料ゾーン受付と一体的利用	オカムラ:LW-Gカウンター
	受付カウンター用椅子	3	脚	3ポスト分	オカムラ:シルフィー
	事務机	10	台	オフィスデスク、運営スタッフ用 片袖机	オカムラ アドバンス(D800 W1800 H720)
	椅子(事務机対応)	10	脚	運営スタッフ用	オカムラ:シルフィー
	作業テーブル	2	台	6人テーブル想定	オカムラ:トレッセ
	いす(作業)	12	脚	6人テーブル想定	オカムラ:グラータ
	BDS(盗難防止ゲート)	1	式	盗難防止対策用 ICタグ、外ルテープ、対策方法確認	キハラ:磁気式シングルゲート
	書棚	4	台	事務室書類管理用 両開き書庫	オカムラ:収納ユニット50(D900 W500 H2100)
	キャビネット(物品棚)下	3	台	事務室書類管理用 両開き書庫	オカムラ:ラテラルキャビネット(D900 W450 H1050)
	キャビネット(物品棚)上	3	台	事務室書類管理用 両開き書庫	オカムラ:2枚引き違いキャビネット(D900 W450 H1050)
	パソコン(事務・管理用)	6	台	○ 運営スタッフ用 ※別途運営事業費にて含む	ノートPC
	外ル磁気管理機器	1	台	○ 磁気消去・再生器 図書用	ICタグ、外ルテープ、対策方法確認
	バーコードリーダー	3	台	○	セイコーエプソン サーマルシートプリンター
	レシートプリンタ	6	台	○ 設置PCの半分へ付属想定	
	電話機	6	台	運営スタッフ用 ※別途運営事業費にて含む	
	プリンター	3	台	○ A4・A3対応レーザープリンタ	
	金庫	1	台	※現在のものを使用することも想定される	
	複合機(コピー・FAX)	1	台	○ 利用者用 ※運営事務所用は別途運営事業費にて含む	プリントアウトサービスの確認
	コイン投入機	1	台	○ 複合機セルフ利用対応用	アプリケーション・拡張オプションコインベンダーCV-3
	コイン式ロッカー	1	台	コイン式返却式(10人用窓付き)	オカムラ:コインロッカーリターンコイン専用
	扇風機	5	台		
	※書庫分は施設全体計画の方で見込む				
(レファレンスゾーン)10名利用想定	(什器・大備品関連)				
	開架書架	3	本	一般開架書架(低書架)	キハラ(D210 W930 H1100)
	開架書架	5	本	一般開架書架(中書架)	キハラ(D210 W930 H1700)
	開架書架	5	本	一般開架書架(高書架)	キハラ(D210 W930 H1950)
	PC検索台	1	台	利用者の検索用 立って使用	オカムラ:PC検索台4人用
	検索(端末)用デスク	1	台	利用者の検索用 座って使用	検索機2台想定、検索機の台数で机台数セット
	検索(端末)椅子	3	脚	利用者の検索用	"
	個人閲覧デスク(キャレルタイプ)	6	台	個人閲覧利用、個人利用キャレルタイプ	オカムラ(D1164 W1170 H1200)
	個人閲覧デスク(一般)	4	台	個人閲覧利用、4人席オープンタイプ	オカムラ:ナレッジベース(D1200 W1800 H700)
	デスクライト(手元照明)	22	台	個人閲覧席用	デスク等で対応している場合は不要
	個人閲覧席用椅子	22	脚	個人閲覧席対応椅子	
	踏み台	1	台	書架上部取り出し用	
	サイドパネル(パーティション(移動式))	6	個	移動式パーティション	オカムラ:パネル(D450 W900 H1950)
	ホワイトボード	3	台	事務用・利用者用	
	チラシラック	2	台	利用者向けのチラシや案内資料の開架用	
	(機器関連)				
	パソコン(デスクトップ)	6	台	○ ディスプレイとセット(DVD等の各種メディアの再生も可能)	媒体再生による視聴も可能
	ディスプレイ	6	台	○ 27インチ想定	
	プリンター	2	台	○	プリントアウトサービスの有無確認
	マイクロフィルムスキャナ	1	台		コニカミルタ:microDAX
	ブックラック	5	台		キハラ:スチールブックラック両面傾斜3段
	作業ワゴン	3	台		オカムラ:ツールワゴン
大型ディスプレイ	1	台	○ 50インチほどのディスプレイ、移動スタンドセット	案内表示・イベント等の際に使用	
拡大読書器	1	台		システムギア	
発券機	1	台			
(小備品(消耗品))					
拡大鏡					
ブックエンド					
筆談器					

(視聴ゾーン) 個人席5、団体系(4・10人) 想定	(什器・大備品関連)					
	視聴用デスク(個人)	5	台		映像視聴利用用(個人席用)	オカムラ(D1164 W1170 H1200)
	椅子(個人)	5	脚			
	視聴用デスク	1	台		映像視聴利用用(団体系小(4名想定))	
	椅子	4	台		〃	オカムラ:ルナテーブル付き
	ソファ	1	台		仮で想定	
	視聴用デスク	1	台		映像視聴利用用(団体系大(10名想定))	
	椅子	10	台		〃	オカムラ:ルナテーブル付き
	ソファ	1	台		仮で想定	
	(機器関連)					
	ディスプレイ	5	台	○	24インチ想定	
	モニター・ディスプレイ(団体系小)	1	台	○	40から50インチ	
	モニター・ディスプレイ(団体系大)	1	台	○	50インチ以上	
	DVD・Blu-rayプレイヤー	7	台	○		パソコンでの兼用の確認
	CDプレイヤー	7	台	○		
	ビデオデッキ	7	台	○		
カセットデッキ	7	台	○			
レコードプレイヤー	2	台	○	団体系各室		
ヘッドホン	5	台	○	有線・ワイヤレス		
切り替え機	7	台		ヘッドホンへの出力機器の切り替え		
スピーカー	2	台		団体系各室用		
G-1 レクチャー室大	スタッキングチェア	50	台		・レクチャーや講座等で来館者及び講演者が使用する想定。 ・メモができるような台がついたもので、使用しない場合は倉庫に効率的に収納できるよう、運営スタッフでも容易に配置・撤収できるような仕様とすること。 ・シートのタイプは長時間利用時の快適性やレクチャー室の内装に調和したものとすること。	
	スタッキングチェア用台車	3	台		スタッキングチェアを容易に移動させるための台車(1台あたり20脚収納と設定)	
	移動式ステージ	15	台		・イベント時に必要に応じて配置を想定し、運営スタッフでも容易に説明できる仕様とすること。 ・レクチャー室の内装に調和したものとすること。 ※10m×3m=30㎡程度と設定	
	移動式ステージ用台車	3	台		移動式ステージを容易に移動させるための台車(1台あたり5台収納と設定)	
	移動式ステージ用ステップ	2	台		移動式ステージに上がるためのステップ(足場)	
	演台	2	台		レクチャー室の内装に調和したデザイン・仕様とすること。	
	高所作業台	2	台		・壁面や天井など高い位置での装飾作業等をするため、運営スタッフが使用する想定。(H5000程度以上) ・少人数でも安全に使用できるよう安定的に自立し、キャスターなど可動性などに配慮した仕様とすること。	
	移動観覧席	1	式		・150名程度が着席できるものを想定。 ・使用しない場合は収納されており、運営スタッフが容易に配置・撤収できるようにするしよとすること。 ・シートのタイプは長時間利用時の快適性や内装に調和したものとすること。	
	映像音響機器	1	式		・イベント時の演出やレクチャー等の資料投影などを想定し、多様な利用を受け止められる映像音響機器を備えた場とすること。(大型スクリーン・昇降/トーン、プロジェクター、PC、AVワゴン・マイク機器等) ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるような備品に関しては、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式の仕様にするなど配慮すること。 ・運営期間を通じて、時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	
	【控室】レクチャー室大・小兼用					
	メイクブース	3	席		・メイクアップライト、鏡、テーブル・椅子があり、講演者が利用しやすい仕様とすること。	
	応接セット	1	式		・講演者控室として、6名程度の利用者が事前の打合せや食事休憩などに使用。 ・長時間でも快適に過ごせ、控室の内装に調和したものとすること。 ・常に清潔さを保てるよう、簡易な維持管理にも配慮した仕様とすること。	
	控室備品	1	式		・講演者控室として、利用者が快適に過ごせる空間とすること(テレビモニター、ハンガーラック、姿見など)	
	【備品庫】					
	備品庫用収納棚	1	台		レクチャー室で使用する小型の備品を効率的に収納するオープンな棚	
	サインスタンド	5	台		・会場案内に利用を想定。 ・A4縦横方向・傾斜角度が調整できるものとし、レクチャー室の内装に調和したデザイン性に配慮すること。	
G-2 レクチャー室小	スタッキングチェア	50	台		・レクチャーや講座等で来館者及び講演者が使用する想定。 ・使用しない場合は倉庫に効率的に収納できるよう、運営スタッフでも容易に配置・撤収できるような仕様とすること。 ・シートのタイプは長時間利用時の快適性やレクチャー室の内装に調和したものとすること。	
	スタッキングチェア用台車	2	台		スタッキングチェアを容易に移動させるための台車(1台あたり30脚収納と設定)	
	会議机	25	台		・会議や研修、ワークショップ時に作業台などで使用でき、使用しない場合は倉庫で効率的に収納できるよう、可動式かつスタッキングが可能な仕様とすること。 ・レクチャー室の内装に調和したデザイン・仕様とすること。	
	移動式ステージ	6	台		・イベント時に必要に応じて配置を想定し、運営スタッフでも容易に説明できる仕様とすること。 ・レクチャー室の内装に調和したものとすること。 ※6m×2m=12㎡程度と設定	
	移動式ステージ用台車	2	台		移動式ステージを容易に移動させるための台車(1台あたり5台収納と設定)	
	移動式ステージ用ステップ	2	台		移動式ステージに上がるためのステップ(足場)	
	演台	1	台		レクチャー室の内装に調和したデザイン・仕様とすること。	
	映像音響機器	1	式		・イベント時の演出やレクチャー等の資料投影などを想定し、多様な利用を受け止められる映像音響機器を備えた場とすること。(大型スクリーン・昇降/トーン、プロジェクター、PC、AVワゴン・マイク機器等) ・イベント実施時のみに利用するため、通常時は倉庫に効率よく収納できるような備品に関しては、運営スタッフが簡易に持ち運べる可動式の仕様にするなど配慮すること。 ・運営期間を通じて、時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	
	【備品庫】					
	備品庫用収納棚	1	台		レクチャー室で使用する小型の備品を効率的に収納するオープンな棚	
	サインスタンド	5	台		・会場案内に利用を想定。 ・A4縦横方向・傾斜角度が調整できるものとし、レクチャー室の内装に調和したデザイン性に配慮すること。	
	脚立	2	台		・壁面や天井など高い位置での装飾作業等をするため、運営スタッフが使用する想定。(H2000程度以上) ・少人数でも安全に使用できるよう安定的に自立し、可動性などに配慮した仕様とすること。	

I 劇場 ツ	拡声器	3	台	○	・ツアースタッフが案内時に使用	
	タブレット端末	1	式	○	・ツアースタッフが案内時に使用(3台) ・運営期間を通して時代に即したデバイスとなるよう配慮すること。	
J その他 (運営 事務室)	事務机	1	式		・運営スタッフ30名程度が事務作業や簡易な制作作業が効率的にできるような大きさ・仕様・数とする。(個別・共用利用などは事業者の提案に委ねる)	
	事務机用椅子	1	式		・運営スタッフ30名程度が事務作業や簡易な制作作業が効率的にできるような大きさ・仕様・数とする。(個別・共用利用などは事業者の提案に委ねる)	
	打合せスペース用机	1	式		・運営スタッフ間や業務協力者・来訪者との打合せ・会議室として使用する ・数・仕様などは事業者提案に委ねる。	
	打合せスペース用いす	1	式		・運営スタッフ間や業務協力者・来訪者との打合せ・会議室として使用する ・数・仕様などは事業者提案に委ねる。	
	ディスプレイモニター	2	式	○	打合せスペースでの投影用ディスプレイ	
	鍵付きロッカー	4	台		・運営スタッフの個人用書類や貴重品など保管するため、鍵付きとする。(W900×D515×H1800mm程度)	
	書類棚	1	式		・運営事務室内の供用の書類管理棚として、オープン型と鍵付きのものを10台程度用意すること。(W90×D45程度)	
	収納棚	2	台		事務所内備品を収納管理するための電子機材等の重量に堪えられるオープンな棚	
	ストレッチャー	1	台		救護室用	施設全体計画にて検討
	簡易ベッド	1	台		救護室用簡易ベッド、枕・毛布類	施設全体計画にて検討
	車いす	1	台		救護室用	施設全体計画にて検討

【資料】 1-7 展示の基本的な考え方

1. 体験展示の考え方

- 体験展示は以下のようなテーマのもと、「体験」という切り口で、伝統芸能を見て・聞いて・触って楽しむことで、誰もが伝統芸能の魅力を発見できる展示を展開する。

①日本の伝統芸能の多様性

- 日本には歌舞伎、文楽をはじめ数々の伝統芸能が残されていることを知り、その多様性を理解し、伝統芸能への興味・関心を喚起するきっかけづくりとなる展示を展開する。
- 芸能史的な系譜をたどる、体系的に並べる、様式を比較する、地図上に表現するなど面白く分かりやすい切り口を設定して、知識偏重とならないような展示を展開する。

②舞台を支えるさまざまな“技”

- 伝統芸能を支える技術（技芸、道具・楽器・舞台制作、演出等）について体験し、伝統芸能への憧れや誇りを育て、後継者育成へとつながる展示を展開する。
- 博物館的な平面展示ではなく道具の展示や映像等を駆使し、臨場感のある立体的な展示を工夫する。
- イベントスペースやレクチャー室等において、技術者や実演家の存在をクローズアップしたプログラムを展開するなど、普及発信施設全体で体験による理解を一層深める。

③各芸能の再現舞台

- 各伝統芸能の特色と舞台の仕組みを楽しく学び、理解できる展示を展開する。
- 展示される舞台空間そのものが、本施設における貴重な体験となることから、原則として原寸サイズかつ実際の舞台空間を出来る限り忠実に再現する。
- 歌舞伎、文楽は常に展示することとし、常に3以上の再現舞台を展示する。開館時には再現舞台を5つ（歌舞伎、文楽、雅楽、能、組踊）を用意して、各年度の事業計画に合わせて入れ替えを行う。
- 楽器や小道具、その他当該芸能の上演に際し使用する道具類を展示物として適宜配置し来場者が自由に触れるようにする。また、音の出る展示に関しては、他のエリアへの音漏れに十分注意する。開館時には歌舞伎と文楽+1種類（計3種類）の展示を用意し、開館以降は運営事業の中で更新を行う。

再現舞台の参考寸法（目安）

雅楽： 4間四方（720×720cm）の朱の高欄付 高舞台

能： 3間四方（540×540cm）の本舞台に地謡座、囃子座、後座に橋懸かりと鏡の松。

組踊： 紅型幕を背景にした首里城正殿前の仮設舞台（3間四方）

文楽： 演目により寸法が変わる。およそ150㎡程度。

歌舞伎： 演目により寸法が変わる。およそ230㎡程度。

民俗芸能： 芸能による。境内、民家の一間、庭、土間、自然の中など。

2. 展示手法の考え方

- 展示は 身体や五感を使って 参加・体験することで楽しみながら伝統芸能に触れることができる双方向的な展示（インタラクティブ展示、ハンズオン展示）や、デジタル技術や映像等を用いた展示を活用する。
- 来場者が自ら考え、試しながら、今まで気づかなかった伝統芸能の楽しさや面白さを発見し、伝統芸能への興味や参加意欲を喚起する展示を基本とし、以下の点に留意しながら展開する。

①ストーリー性を持った展示

- 取り扱うテーマにつながりをもたせ展示にストーリー性を持たせる。
- 普及発信エリアの各機能（劇場ツアー、レクチャー室、イベントスペース、ショップ、レストラン）との有機的な連携はもちろん、公演との関連性も意識して施設全体で伝統芸能を体感できるような計画とする。
- 体験展示の入り口付近に導入展示を配置し、展示への期待感を高め、伝統芸能に対するイメージや親しみを喚起する。

②複製・模型等の活用

- 複製・模型等（レプリカ）の多用により、非日常的空間を演出し、伝統芸能の世界への没入感が得られる仕掛けとする。例えば、各芸能が成立した時代や背景等を模した空間に展示装置を設置したり、地域の風景や空間をイメージするなどの演出を施した空間にする。壁面は極力空間演出を行うこととし、また、天井や床についても、同様に演出を行う。
- 特にテーマに掲げる「舞台を支えるさまざまな“技”」や「各芸能の再現舞台」においては観覧者があたかも実演家になったような感覚が得られるような空間・装置を制作する。

③最新の映像・情報技術の活用

- 実物資料等の資料展示だけでは伝わりにくい展示資料相互の関係や背景を視覚的に紹介するため、最新の映像・情報技術等を活用した展示手法を導入する。
- 観覧者のニーズに応じて、多彩な情報を提供できる個人向けの携帯情報端末やコンテンツを導入する。
- 再現舞台に関しては、公演で使用した舞台の再利用や劇場で保管している大道具を利用するほか、新たに制作するなどして、年間3回以上の展示替えを行う。

- デジタル展示に関しては、その特性を踏まえて展示内容の更新を行う。体験展示の収益の一部を展示更新に充てるものとして展示の陳腐化を防ぐ。

3. 展示構成（案）

コーナー	概要	項目	展示要素	備考
導入	伝統芸能の多様性を直感的に伝え、体験展示に対する期待感を演出し、誘因を図る	導入グラフィック	壁面造作、グラフィック	
		象徴的な資料展示	大型資料展示、大型展示ケース、ケース照明、グラフィック	
		導入映像ミニシアター	大型映像音響機器、コンテンツ	特にアミューズメント性や迫力あるものとする
		公演中の演目	資料展示、映像音響機器・コンテンツ、グラフィック	特に更新性に配慮
		空間演出	環境演出映像、壁面造作、壁・床面グラフィック、装飾	
日本の伝統芸能の多様性	歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、大衆芸能、能楽、組踊等といった日本の伝統芸能の多様性を紹介する	伝統芸能の多様性	壁面造作、グラフィック	
		伝統芸能の歴史的系譜	壁面造作、グラフィック	
		各伝統芸能の紹介映像	映像音響機器・コンテンツ（6~10種程度）	特に更新性に配慮
		各伝統芸能の概観展示	資料展示、展示造作、（6~10種程度）、背景・書割グラフィック、舞台ミニチュア	
		伝統芸能デジタルコンテンツ（Q&A、クイズ）	デジタルコンテンツ、システム	特にアミューズメント性や体験性に配慮
		テーマを伝える空間演出	壁面・天井造作、壁・床面グラフィック、装飾	
各芸能の再現舞台	舞台再現、体験展示を充実させて、観覧者が実演家を疑似体験し、楽しみながら伝統芸能の理解をより深め、親しみを	舞台再現展示	再現舞台5セット、人形、背景グラフィックなど	入れ替えしやすいものとする。
			ハンズオン展示（楽器、小道具、着装）、解説グラフィック、ブース造作	特に更新性に配慮 運営事業として更新を図る。
			デジタルコンテンツ、解説システム、検索システム	特にアミューズメント性・更新性に配慮

	持っていただく。 常時複数の再現 舞台を展開し、定 期的に入替を行 う。		記録映像、映像音響機器	特に更新性に配慮
			資料展示、展示ケース、解説グラフィック	特に更新性に配慮
		テーマを伝える空間 演出	壁面・天井造作、壁・床面グラフィック、装飾	
舞台を支えるさまざまな“技”と“人”	観覧だけでは理解しづらい、技芸、道具・楽器・舞台制作、演出などの舞台を支える技術や人々に焦点を充てて、それらの体験を通して実感する。	舞台に関わる人	壁面造作、グラフィック、ハンズオン展示	
		舞台を支える技術	壁面造作、グラフィック、ハンズオン展示、レプリカ等模型	
		体験型デジタルコンテンツ	4種程度	特にアミューズメント性・更新性に配慮
		テーマを伝える空間 演出	壁面・天井造作、壁・床面グラフィック、装飾	
企画展示	収蔵資料や調査研究の成果を活用し、日本の伝統芸能の魅力を伝え、伝統芸能に対するより深い理解を促す展示を展開		資料展示（壁面展示ケース、覗きケース、行灯ケース）グラフィック、映像音響コンテンツ	小コーナーごとに区分できるように移動壁を設ける。
共通	展示内容に応じて、展示解説システム（文章・画像・映像）、移動壁、演示具・展示台、展示演出照明を用意する。			

【資料】1-8 運営体制の考え方

スタッフの業務内容（案）

役職名	業務内容
統括責任者	<ul style="list-style-type: none"> 振興会職員 普及・発信施設の運営業務及び施設の維持管理業務を統括する。 関係機関との交渉・協議・調整などにおける責任者となる。
統括責任者補佐	<ul style="list-style-type: none"> 事業者側の統括責任者 事業者側業務の総括をしながら適宜振興会側業務と調整を図り、普及発信施設全体の事業活動を効率的かつ効果的に推進していく役割を担う。
部門責任者	<ul style="list-style-type: none"> 統括責任者及び統括責任者補佐不在時の責任者代理を務め、普及・発信施設全体のマネジメントを行う。 部門責任者は、大型集客施設または社会教育施設での同種の勤務経験を有し、施設全体の管理運営能力を備える者とする。
部門担当者	<ul style="list-style-type: none"> 部門責任者または統括責任者補佐の指揮のもと、運営業務各部門の管理を行う。 施設の設置目的を理解し、業務内容に応じ、同種の運営業務の経験と必要な知識及び技能を有する者とし、法令等により資格を必要とする業務については、有資格者を選任し、配置する。 レファレンス部門担当者は司書有資格者または図書館経験者等実務経験者を配置する。また、展示部門担当者は学芸員資格者を配置すること。 企画展示部門の責任者は振興会職員とする。
運営スタッフ	<ul style="list-style-type: none"> 各部門担当者の指揮のもと、各運営業務を遂行する。 各運営業務内容は以下の通り。
A: チケット売場・総合案内	<ul style="list-style-type: none"> チケット売場窓口は常時3ポスト以上を配置する。 多言語対応ができる体制とし、1名以上は英語対応を常時配置する。なお、中・韓など来場者ニーズの高い言語は同時翻訳システムや指差しボードなどの対応でも可とする。
B: イベントスペース	<ul style="list-style-type: none"> グランドロビー全体の集客・普及イベントの企画立案・運営や装飾事業を担う。
C: 展示(企画・制作)	<ul style="list-style-type: none"> 展示計画の立案、制作、専門事業者との調整などを担い、魅力ある展示づくりを推進する。
C: 展示(看視・解説)	<ul style="list-style-type: none"> 展示エリアの展示品の安全看視及び来場者案内対応を担う。 コアタイムに体験展示は2・企画展示は1、チケット確認1が常駐できる体制とする。
D: 飲食店舗	<ul style="list-style-type: none"> 飲食店舗での調理、配膳、利用者案内等を担う。 幕間利用時の円滑な利用を実現する体制とすること。
E: レファレンスコーナー	<ul style="list-style-type: none"> 各レファレンスサービスの受付、対応等、レファレンスコーナー全般業務を担う。
F: レクチャー室	<ul style="list-style-type: none"> 大レクチャー室貸出に伴う利用案内の問合せから予約管理、利用時の技術サポートなど全般業務を担う。 舞台音響設備に精通した技術者を部門担当者または運営スタッフに配置するなど、設備利用に対して技術支援ができるようにする。
G: ショップ	<ul style="list-style-type: none"> ショップの商品開発や仕入れ・在庫管理、陳列・販売等を行う。 開演前や幕間時間に弁当など軽食販売を劇場入口付近で臨時販売の対応をする。
H: 劇場ツアー	<ul style="list-style-type: none"> ツアー実施時の案内や参加者の安全管理、ツアー参加者のアンケート集計等企画立案支援を担う。 足元が暗い場所でも安全な誘導ができるよう、ツアー催行時の人員には配慮する。(ツアー催行時2p以上の体制に努める) 特別ツアーなど臨時で人員が必要な場合は、適宜統括責任者補佐や部門責任者が支援に入る等スタッフを調整して対応を想定。

<p>広報・営業</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 普及発信施設の認知度拡大と集客力向上に向けた広報施策全般を担う。(プレス対応、WEB・SNS 運用、各イベントチラシ作成等) • 海外メディア対応や海外向けの情報発信・問合せ対応ができるよう、英語対応ができる人員配置とする。 • 大レクチャー室の外部貸出に関する営業活動は、振興会側と連携して主にユニークベニューなど一般利用を想定。(振興会側は公演利用の部分で連携)
<p>総務・経理</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 代表電話の対応や学校団体等の受入れ調整などの業務を担う。 • チケット売場やレクチャー室の出納管理業務、運営事務出納業務を担う。

【資料】2-1 年間来場者数

	H28年度			H29年度			H30年度			H31年度		
	日数	回数	利用者数									
自主公演												
大劇場	172	220	268,407	168	215	239,522	147	192	207,551	145	195	190,072
小劇場	96	182	95,270	94	181	92,160	114	205	94,073	92	176	85,425
演芸場	262	286	52,620	262	286	53,880	262	287	53,428	238	259	50,057
貸公演												
大劇場	53	65	68,576	54	64	69,358	47	62	57,542	51	65	63,753
小劇場	113	131	58,770	121	148	67,643	96	119	51,065	104	131	56,693
演芸場			不明		106	25,774		113	26,917		114	25,987
			543,643			548,337			490,576			471,987

展示												
情報館	327	4	70,774	311	4	72,787	343	4	73,450	309	4	64,214
演芸場	286	3	44,199	282	3	44,030	287	3	44,441	257	3	42,209
			114,973			116,817			117,891			106,423

図書閲覧室	254		4,530	257		4,596	256		4,112	249		3,625
視聴室			1,120			1,056			1,060			902
鑑賞会		14	1,568		12	1,479		12	1,444		11	1,330
講座	6	6	782	6	6	747	4	4	546	4	4	532
			8,000			7,878			7,162			6,389
			666,616			673,032			615,629			584,799

会員イベント		8	1,236		10	1,404		8	971		8	890
公演関連イベント		4	70		7	322		1	751		14	1,768
その他イベント											12	409
さくらまつり												48,003

【資料】2-1 年間来場者数

大劇場	H26年度				H27年度				H28年度				H29年度				H30年度				H31(R1)年度			
	日数	回数	入場者数	入場率																				
歌舞伎・新派	164	209	214,922	67.7%	166	211	225,458	70.3%	166	211	256,531	80.5%	166	213	237,125	73.2%	143	188	202,520	72.0%	140	189	181,797	63.6%
舞踊	1	1	986	64.9%	1	1	1,445	95.1%	1	2	2,346	77.2%	1	1	1,003	66.0%	1	1	956	62.9%	2	3	4,308	94.5%
雅楽					1	1	1,562	97.0%	1	1	1,566	97.3%												
声明	1	1	1,267	78.7%	1	1	1,577	98.0%	1	2	3,022	93.9%	1	1	1,394	86.6%	1	1	1,388	86.2%	2	2	2,525	78.4%
琉球芸能																	1	1	1,332	88.2%				
特別企画	1	1	1,138	70.7%	1	1	848	52.7%	3	4	4,942	76.7%					1	1	1,355	84.2%	1	1	1,442	89.6%
小計	167	212	218,313	67.7%	170	215	230,890	70.6%	172	220	268,407	80.6%	168	215	239,522	73.3%	147	192	207,551	72.1%	145	195	190,072	64.4%
	日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人	

小劇場	日数	回数	入場者数	入場率	日数	回数	入場者数	入場率	日数	回数	入場者数	入場率												
歌舞伎																	23	30	9,756	62.3%				
文楽	77	173	83,345	86.2%	77	156	76,924	88.2%	77	156	82,445	94.6%	77	156	79,583	91.3%	77	156	74,803	85.8%	77	157	76,440	88.0%
舞踊	4	6	2,302	67.6%	4	5	2,305	80.0%	4	6	2,618	78.5%	3	5	2,468	85.6%	2	4	1,902	85.5%	2	4	1,790	80.5%
邦楽	5	6	2,714	76.7%	5	5	2,684	91.0%	6	7	3,659	88.6%	6	6	3,201	90.4%	4	4	2,187	92.7%	6	6	2,530	71.9%
雅楽	2	2	1,108	93.9%	1	2	605	51.3%	2	2	1,054	89.3%	2	3	1,685	95.2%	1	1	546	92.5%	1	1	543	92.0%
民俗芸能	2	4	1,608	68.1%	3	5	2,070	70.2%	2	3	1,629	94.0%	2	4	2,198	93.1%	2	4	1,939	82.2%	2	3	1,607	90.8%
琉球芸能	2	2	972	82.4%					2	2	1,103	93.5%												
特別企画	3	6	2,438	68.9%	4	6	2,397	67.7%	3	6	2,762	78.0%	4	7	3,025	73.2%	5	6	2,940	84.7%	4	5	2,515	85.3%
小計	95	199	94,487	84.4%	94	179	86,985	86.4%	96	182	95,270	93.1%	94	181	92,160	90.5%	114	205	94,073	82.6%	92	176	85,425	87.3%
	日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人	

演芸場	日数	回数	入場者数	入場率																				
大衆芸能	263	289	46,407	53.5%	262	286	47,735	55.6%	262	286	52,620	61.3%	262	286	53,880	62.8%	262	287	53,428	62.1%	238	259	50,057	64.4%
小計	263	289	46,407	53.5%	262	286	47,735	55.6%	262	286	52,620	61.3%	262	286	53,880	62.8%	262	287	53,428	62.1%	238	259	50,057	64.4%
	日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人	

総計	平成26年度				平成27年度				平成28年度				平成29年度				平成30年度				平成31年度 ※3月の公演中止			
	日数	回数	入場者数	入場率	日数	回数	入場者数	入場率																
	525	700	359,207	68.9%	526	680	365,610	71.2%	530	688	416,297	79.9%	524	682	385,562	74.9%	523	684	355,052	72.8%	475	630	325,554	69.1%
	日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人		日	回	人	

【資料】2-2 資料利用規定及び資料利用規定細則

独立行政法人日本芸術文化振興会資料利用規程

	平成15年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	39号	
改正	平成16年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第	79号	
改正	平成17年	9月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第104号	
改正	平成23年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第216号	
改正	令和	3年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第430号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が所蔵する伝統芸能及び現代舞台芸術等に関する資料（以下「資料」という。）の閲覧（視聴覚資料の視聴を含む。）、複製及び貸出等（以下「閲覧等」という。）に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(公開)

第2条 資料は、振興会の業務に支障がないと認められる場合は、一般の利用に供するものとする。

(閲覧等の時間)

第3条 閲覧等の時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、当分の間、土曜日は、午後1時までとする。

2 前項の閲覧等の時間は、都合により変更することができる。

(閲覧等の業務を行わない日)

第4条 閲覧等の業務を行わない日は、月曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の翌日、独立行政法人日本芸術文化振興会創立記念日、毎月の末日並びに年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）とする。ただし、当分の間、月曜日及び休日の翌日に代えて日曜日及び休日をもって業務を行わない日とする。

2 前項の閲覧等の業務を行わない日は、都合により変更することができる。

(入退出の手続)

第5条 資料の閲覧等をしようとする者は、振興会事務所受付に申し出て、振興会の指示に従うものとする。

(閲覧等の制限)

第6条 この規程その他振興会が定める規程に違反した者、振興会の指示に従わない者、その他不都合の行為をした者に対して、閲覧等を停止することができる。

2 次の各号に該当する場合、閲覧を制限することができる。

(1) 資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号

。以下「情報公開法」という。) 第5条第1号、第2号及び第4号に掲げる情報(個人情報に係る部分等)が記録されていると認められる場合における、当該情報が記録されている部分

- (2) 資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合における、当該期間が経過するまでの間
- (3) 資料の利用により、当該資料の保存に悪影響が生ずると認められる場合
- (4) 著作権処理の問題など、やむを得ない事情により資料の利用を制限する必要があると認められる場合

第2章 資料の閲覧

(閲覧する者)

第7条 資料を閲覧する者は、資料閲覧証(第1号様式)の交付を受けるものとする。

(閲覧の請求及び資料の返却)

第8条 資料を閲覧するには、資料閲覧請求票(第2号様式)に所要の事項を記入し、資料閲覧証を添えて提出するものとする。ただし、特別資料の閲覧については、特別資料閲覧申込書(第3号様式)に所要の事項を記入して提出し、許可を受けるものとする。

- 2 資料を返却するときは、必ず係員に返却し、閲覧を終了した際に資料閲覧証の返却を受けるものとする。

(閲覧資料の数)

第9条 同時に閲覧することのできる資料の数は、3点以内とする。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(閲覧の場所)

第10条 閲覧者は、閲覧室内で閲覧するものとする。ただし、視聴覚資料については、係員の指示を受けて振興会の視聴室で視聴するものとする。

(閲覧の料金)

第11条 資料の閲覧は、無料とする。ただし、視聴覚資料の視聴については、理事長が特別の事情があると認めた場合を除き、別に定める料金を納めるものとする。

(弁償の責任)

第12条 閲覧中の資料を亡失し、又は損傷した者は、その資料を代納するか、若しくは振興会の裁定による相当の代償を弁償しなければならない。

- 2 閲覧証を紛失した者は、その紛失により生じた損害について弁償しなければならない。

第3章 資料の複製

(複製を行う者)

第13条 資料の複製は、振興会に依頼して行うものとする。ただし、写真による複写につい

ては、許可を得て、所定の場所で自ら複製することができる。

2 前項ただし書の規定により、自ら複製しようとする者は、資料自写申込書（第4号の3様式）を提出し、許可を受けなければならない。

（複製することのできる資料の範囲）

第14条 振興会が収集した資料は著作権法等に則り複製することができる。ただし、振興会が作成した公演記録資料の複製は、当該演目の資料全体の三割を超えないものとし、又、録音・録画物の放送・配信・商品利用を目的とした複製の場合は、その完成品における総時間数の三割を超えないものとする。ただし、伝統芸能の普及等に著しく寄与することが認められる場合はその限りではない。

2 次の各号に掲げる資料は、複製することができない。

（1）寄託資料で、その寄託契約の条件として複製の禁止を定めたもの

（2）著作権者の承認を得ていない資料

（3）その他振興会において複製することを不相当と認めた資料

（複製の申込）

第15条 複製を依頼しようとする者は、資料複製申込書（第4号様式）に所要の事項を記入して申し込み、承認を受けなければならない。

（特別資料の複製の申込）

第16条 特別資料又は資料の全部分の複製を申し込もうとする者は、特別資料複製申込書（第4号の2様式）を提出し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可には、次の各号に掲げる条件その他の条件を付することができる。

（1）写真による複製の申込をした者は、複製したフィルム又は画像データを振興会に寄贈すること。

（2）複製の際の原資料の解体、復原、修理等に要する経費は、申込をした者が負担すること

。

（申込の制限等）

第17条 振興会の複写処理能力をこえる複写の申込があった場合は、その申込を制限し、又はことわることができる。

（複製物の種類及び点数）

第18条 複製物は、次の各号のうち、いずれか1種類を1点とする。

（1）画像資料

（2）音声資料

（3）映像資料

（4）その他

（複製の料金）

第19条 複製の承認を受けた者は、複製料として別に定める料金を納めるものとする。

（著作権のある資料の使用上の責任）

第20条 複製により著作権法上の問題が生じた場合は、すべて当該複製の申込をした者が、その責任を負うものとする。

第4章 資料の貸出

(貸出の目的)

第21条 資料の貸出は、研究その他営利を目的としない利用者に対する場合のほかは行わない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(貸出を受けることのできる者)

第22条 資料の貸出を受けることのできる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 第7条の規定により資料閲覧証(第1号様式)の交付を受けた者
- (2) 公共団体等振興会において特に資料の貸出を認めた者

(貸出をしない資料)

第23条 次の各号に掲げる資料は、貸出をしない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 特別資料
- (2) 逐次刊行物
- (3) 輸送に困難がある資料
- (4) 振興会において業務遂行上、貸し出すことを不相当と認める資料

(貸出資料の数)

第24条 同時に貸し出すことのできる資料の数は、3点以内とする。ただし、特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(貸出期間)

第25条 資料の貸出期間は、10日以内とする。ただし、必要がある場合には、貸出期間を短縮することができる。

- 2 前項の貸出期間とは、資料の貸し出しの日から返却の日までをいう。
- 3 貸出期間の更新は認めない。ただし、理事長が特に必要があると認めるときはこの限りでない。
- 4 振興会の業務のため必要があると認めるときは、貸出期間中にかかわらず、貸出資料の返却を求めることができる。

(貸出の手続)

第26条 資料の貸出を受けようとする者(以下「借受者」という。)は、資料貸出申込書(第5号様式)に所要の事項を記入して申し込むものとする。

- 2 振興会は、資料の貸出を行うときは、資料貸出票(第6号様式)を発行する。
- 3 貸出資料は、借受者に直接手渡し、又は輸送によるものとし、輸送の場合は、同時に資料貸出票を別送するものとする。
- 4 借受者は、貸出資料を受領したときは、直ちに資料貸出票に受領の旨を記入し、署名押印

をして振興会に提出又は郵送しなければならない。

5 貸出資料を輸送する場合は、荷造及び発送の費用は、貸出を受ける者の負担とする。

6 国立文楽劇場が所有する文楽人形の首（かしら）、鬘（かつら）及び衣裳並びに小道具等の文楽公演用の備品については、前5項の規定にかかわらず、国立文楽劇場文楽備品貸出に関する細則（独立行政法人日本芸術文化振興会細則第7号）の定めるところによる。

（返却の手続）

第27条 借受者が、その資料を返却するときは、係員に直接手渡し、又は輸送によるものとする。

2 返却資料を輸送する場合は、返却に要する費用は、借受者の負担とする。

3 振興会が返却資料を受領したときは、直ちに資料貸出票に返却資料受領印を押印するものとする。

（貸出の料金）

第28条 展示会、講演会等への資料の貸出は、有料とする。

2 貸出の料金については、別に定める。

（借受者の責任）

第29条 借受者は、その資料を受領してから返却するまでの間、その責任を負うものとする。

2 貸出を受けた資料の返却は、貸出期間内に振興会に到着するように配慮し、また、振興会の必要により、期限前に返却の要求を受けた資料は、直ちに返却しなければならない。

3 貸出を受ける資料に次の事故が発生したときは、借受者は直ちにその旨を振興会に通報しなければならない。

（1）損傷した資料を受領したとき、又は受領すべき資料の到着しないとき。

（2）受領した資料を亡失若しくは損傷したとき。

（3）返送の途中において亡失若しくは損傷したことを知ったとき。

4 借受者が、その資料を亡失又は損傷したときは、その資料を代納するか、若しくは振興会の裁定による相当の代価を弁償しなければならない。

（この規程に違反した場合の処理）

第30条 この規程に定めるところに違反した者に対しては、将来の貸出を停止し、又は禁止することができる。

（雑則）

第31条 理事長は、利用者の閲覧に供するため、資料目録及びこの規程を常時閲覧室内に備え付けるものとする。

（その他）

第32条 この規程に定めのない事項については、別途細則に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第79号）

この規程は、平成16年10月1日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年9月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第104号）

この規程は、平成17年9月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第216号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第430号）

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以降に提出される資料閲覧請求票、特別資料閲覧申込書、資料複製申込書、資料自写申込書、特別資料複製申込書及び資料貸出申込書について適用する。

第1号様式

(61ミリ×84ミリ)

注 意 事 項

資料閲覧証	No.
氏名	
年 月 日発行	
独立行政法人日本芸術文化振興会 	

- 1 資料の閲覧請求には、資料閲覧請求票を使用して下さい。
 - 2 同時に閲覧することのできる資料の数は3点以内とします。
 - 3 閲覧証の有効期間は発行の日から2年間とします。
 - 4 閲覧証の有効期間が過ぎたときは、直ちに返して下さい。
 - 5 閲覧証の継続の申込は有効期間内に行って下さい。
 - 6 閲覧証を紛失したときは、直ちに届け出て下さい。
 - 7 閲覧証を他人に貸与し、または譲渡することはできません。
-

資料閲覧請求票		No.		
年 月 日	閲覧証 番号	ふりがな 氏 名		
資料 番 号	資料名 〔一点毎に別の請求票を使用して下さい。〕			
	編刊者	卷 号 年 月		
閱 覧	雑誌・新聞などの逐次刊行物や叢書全集などについては、編刊者・巻号・年月・副書名などを明記して下さい。			
返 却	独立行政法人日本芸術文化振興会			

(裏面)

収納棚番号														
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 貸 出 中</td> <td style="width: 50%;">8 別 置</td> </tr> <tr> <td>2 補 修 中</td> <td>9 記載不備</td> </tr> <tr> <td>3 番号訂正</td> <td>10 その他</td> </tr> <tr> <td>4 破 損</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5 欠 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 特別資料</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7 雑誌・新聞</td> <td></td> </tr> </table>	1 貸 出 中	8 別 置	2 補 修 中	9 記載不備	3 番号訂正	10 その他	4 破 損		5 欠 号		6 特別資料		7 雑誌・新聞	
1 貸 出 中	8 別 置													
2 補 修 中	9 記載不備													
3 番号訂正	10 その他													
4 破 損														
5 欠 号														
6 特別資料														
7 雑誌・新聞														

第3号様式

特別資料閲覧申込書				No.	
ふりがな 氏名		生年月日		閲覧証 番号	男・女
住 所				電 話	
職 業		勤 務 先		電 話	
資 料 番 号		資料名	目 的		
<p>上記の特別資料の閲覧を許可願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">.....</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <p>上記について</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">独立行政法人日本芸術文化振興会理事長</p>					

(裏面)

注 意 事 項

- 1 特別資料の閲覧が許可された時は、資料閲覧請求票に所要の事項を記入して請求して下さい。
- 2 特別資料の閲覧については、日時・場所・取扱いその他につき、すべて係員の指示に従って下さい。

第4号様式

資料複製申込書		No.	
ふりがな 氏名		職業	
住所		電話	
資料 番 号	資料名		
	複製個所		
複製物の 使用目的			
複製物の 種類			
備考			
<p>下記の事項を了承のうえ資料の複製を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">.....</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <hr style="width: 80%; margin: auto;"/> <p>上記について</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人日本芸術文化振興会理事長</p>			

- 1 複製は、独立行政法人日本芸術文化振興会の収集した資料について、1人1件につき1種類を1点とする。
- 2 著作権のある資料の複製は著作権者自身が申し込んだ場合、又は著作権者の承認書を添付して申し込んだ場合、若しくは個人的な使用のために著作物の一部分の複製を申し込んだ場合に限り認める。
- 3 複製物は、この申込書に記載した使用目的以外に使用してはならない。
- 4 複製により著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申込をした者がその責任を負うものとする。
- 5 独立行政法人日本芸術文化振興会は、業務の遂行上、又はその他の理由により支障があると認めるときは、複製の申込に応じない場合がある。

第4号の2様式 第4号の3様式

特別資料複製申込書 資料自写申込書		No.	
ふりがな 氏名		職業	
住所		電話	
複製資料及び複製個所			
複製物の種類及び点数			
複製物の使用目的			
※撮影に使用する機械名			
※撮影に要する予定時間			
その他			
<p>下記の条件に異存ありませんので、 {特別資料の複製} を許可願います。 {資料の自写}</p> <p>年 月 日</p> <p>.....(印)</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <hr/> <p>上記について</p> <p>年 月 日</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長</p>			

- 1 写真による複製の申込をした者は、複製したフィルム又は画像データを独立行政法人日本芸術文化振興会に寄贈すること。
- 2 複製の際の原資料の解体、復原、修理等に要する経費は、申込をした者が負担すること。
- 3 複製物は、この申込書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- 4 複製により著作権法上の問題が生じた場合は、すべて申込をした者がその責任を負うものとする。
- 5 自写は独立行政法人日本芸術文化振興会内で、係員の指示に従って行うこと。
- 6 ※印の欄は、自写の場合に記入すること。

第5号様式

資料貸出申込書				No.	
ふりがな 氏又は団体名		閲覧証 番号		職業 (所属)	
住所又は所 在地				電話	
資料 番号		資料名 (1点毎に別の申込書を使用して) 下さい			
使用の目的					
貸出希望	年	月	日	返却予定	年 月 日
<p>上記の資料の貸出を申し込みます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">.....(印)</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p>					

第6号様式

(75ミリ×125ミリ)

		資料貸出票			No.
(3枚折りたたみ・複写)	ふりがな 氏名 又は団体名		閲覧証 番号		所属
	資料	資料名(1点毎に別の貸出票を使用して下さい)			
	番号				
	返却				
貸出	上記の資料を借用します。 年 月 日				
返却 独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿				

独立行政法人日本芸術文化振興会資料利用細則

	平成15年10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会細則第	8号
改正	平成16年	6月	1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第	29号
改正	平成17年	9月	1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第	47号
改正	平成26年	4月	1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第	103号
改正	令和元年	10月	1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第	178号
改正	令和3年	4月	1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第	196号

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人日本芸術文化振興会資料利用規程（平成15年独立行政法人日本芸術文化振興会規程第39号、以下「規程」という。）第11条ただし書、第19条、第28条第2項及び第32条の規定に基づき、所蔵する伝統芸能及び現代舞台芸術等に関する資料（以下「資料」という。）の利用に関し必要な事項について定めるものとする。

(資料閲覧証の交付)

第2条 規程第7条に規定する資料閲覧証（以下「閲覧証」という。）の交付は、閲覧証交付申込書（第1号様式）によるものとする。

2 前項の申込があったときは、閲覧証交付簿（第2号様式）に記載の上、交付するものとする。

(閲覧証の有効期間)

第3条 閲覧証の有効期間は、発行の日から2年間とする。

(閲覧証の返付)

第4条 閲覧証の有効期間が過ぎたときは、ただちに返付を受けるものとする。

(閲覧証の継続)

第5条 閲覧証の有効期間内に継続の申込があったときは、継続申込書（第3号様式）の提出を受け、第2条第2項により継続の閲覧証を交付するものとする。

(閲覧証の再交付)

第6条 閲覧証を紛失した届出があったときは、閲覧証再交付願（第4号様式）の提出を受け、前条に準じて再交付するものとする。甚だしく汚損したときも同様とする。

(記載事項の変更)

第7条 閲覧証交付申込書の記載事項に変更を生じた場合は、ただちに記載事項変更届（第5号様式）の提出を受けるものとする。

(閲覧証の無効)

第8条 閲覧証を貸与もしくは譲渡した場合は無効とする。

(閲覧の料金)

第9条 規程第11条の規定による視聴覚資料の視聴設備及び機器類の使用料金は、別表第1のとおりとする。

(複製の料金)

第10条 規程第19条の規定により納付する複製の料金は、作製に要する材料費及び複製作業料(別表第2)に別表第3に掲げる複製使用料を加えた額とする。

2 複製の目的が次の各号の一に該当する場合は、複製使用料の額を減額又は免除することができる。

- (1) 研究その他営利を目的としない場合。
- (2) 伝統芸能の普及等に著しく寄与することが認められる場合。
- (3) その他理事長が特別の事情があると認めた場合。

(貸出の手続)

第11条 規程第26条第1項の規定により資料の貸出の申込を受け、貸し出したときは、資料図書貸出簿(第6号様式)に記入するものとする。

(返却の手続)

第12条 貸出資料の返却を受けたときは、資料図書貸出簿にその旨を記入するものとする。

(貸出の料金)

第13条 規程第28条の規定により徴収する料金は、別表第4のとおりとする。

2 貸出の目的が次の各号の一に該当する場合は、貸出料の額を減額又は免除することができる。

- (1) 研究その他営利を目的としない場合。
- (2) 伝統芸能の普及等に著しく寄与することが認められる場合。
- (3) その他理事長が特別の事情があると認めた場合。

附 則

この細則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年6月1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第29号)

この細則は、平成16年6月1日から施行する。

附 則(平成17年9月1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第47号)

この細則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第103号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第178号)

この細則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会細則第196号)

1 この細則は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この細則は、この細則の施行の日以降に提出される資料閲覧請求票、特別資料閲覧申込書、資料複製申込書、資料自写申込書、特別資料複製申込書及び資料貸出申込書について適用する。

別表第1 視聴覚資料の視聴設備及び機器類の使用料

種 類	単 位	料 金
音声及び映像資料	30分	110円

別表第2 視聴覚資料の複製作業料（独立行政法人日本芸術文化振興会施設内）

種 類	単 位	料 金
音声資料	10分	165円
映像資料	10分	275円

備考 外部委託の場合は実費を請求。

別表第3 資料の複製使用料

1 画像資料

目 的	種 類	単 位	料 金
書籍・教材・雑誌（電子書籍等を含む）・ウェブサイト・SNS・アプリケーションソフトウェア等への掲載	公演記録資料	1点	6,600円
	その他の資料	1点	4,400円
放送・配信	公演記録資料 及びその他の資料	1点	11,000円
商品利用	公演記録資料 及びその他の資料	1点	製造数×販売価格×10% 再販の場合 製造数×販売価格×5% (11,000円に満たない場合 11,000円)

備考（1）「商品利用」以外を目的として、複製資料を2媒体以上に使用する場合、2媒体目の複製使用料は本表に定める額の8割相当額、3媒体目は6割相当額、4媒体目以降は5割相当額とする。

（2）「ウェブサイト・SNS・アプリケーションソフトウェア等への掲載」を目的として複製資料を使用する場合、1回かつ1年以内の掲載とする。

（3）「放送・配信」を目的として複製資料を使用する場合、放送は同一局、同一番組の再

放送1回まで、配信は配信期間1年以内とする。

2 音声資料

目的	種類	単位	料金
放送・配信	公演記録資料	60秒までの部分	16,500円
		61秒以上300秒までの部分	220円×使用秒数
		301秒以上600秒までの部分	165円×使用秒数
		601秒以上の部分	137円×使用秒数
商品利用	公演記録資料	製造数×販売価格×使用秒数/総秒数×10% 再販の場合 製造数×販売価格×使用秒数/総秒数×5% (16,500円に満たない場合 16,500円)	

備考 「放送・配信」を目的として複製資料を使用する場合、放送は同一局、同一番組の再放送1回まで、配信は配信期間1年以内とする。また、複製資料を2媒体以上に使用の場合は、2媒体目の複製使用料は本表に定める額の8割相当額、3媒体目は6割相当額、4媒体目以降は5割相当額とする。

3 映像資料

目的	種類	単位	料金
放送・配信	公演記録資料	60秒までの部分	33,000円
		61秒以上300秒までの部分	440円×使用秒数
		301秒以上600秒までの部分	330円×使用秒数
		601秒以上の部分	275円×使用秒数
商品利用	公演記録資料	製造数×販売価格×使用秒数/総秒数×20% 再販の場合 製造数×販売価格×使用秒数/総秒数×5% (33,000円に満たない場合 33,000円)	

備考 「放送・配信」を目的として複製資料を使用する場合、放送は同一局、同一番組の再放送1回まで、配信は配信期間1年以内とする。また、複製資料を2媒体以上に使用の場合は、2媒体目の複製使用料は本表に定める額の8割相当額、3媒体目は6割相当額、4媒体目以降は5割相当額とする。

別表第4 資料の貸出料

1 音声資料

種 類	単 位	料 金
公演記録資料	10分	5,500円

備考 資料の貸出のために複製を要する場合は、別途、作製に要する材料費及び別表第2に掲げる複製作業料を徴収する。

2 映像資料

種 類	単 位	料 金
公演記録資料	10分	11,000円
自主企画映画	10分	3,300円

備考 資料の貸出のために複製を要する場合は、別途、作製に要する材料費及び別表第2に掲げる複製作業料を徴収する。

3 その他の資料

種 類	単 位	料 金
衣裳、面、首（かしら）、楽器等	1点	2,200円
錦絵等	1点	1,100円

第1号様式

資料閲覧証交付申込書				No.	
ふりがな 氏名		生年月日		男・女	
住所			電話		
職業		勤務先		電話	
<p>資料閲覧証を交付していただきたく申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ 印</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <p>注意 身分または居住を証明する書類を提示して下さい。</p>					

第3号様式

資料閲覧証継続申込書				No.	
ふりがな 氏名		生年月日		男・女	
住所			電話		
職業		勤務先		電話	
<p>資料閲覧証を継続して交付していただきたく申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (印)</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <p>注意 現在交付されている資料閲覧証を添付して下さい。</p>					

第4号様式

資料閲覧証再交付願				No.	
ふりがな 氏名		生年月日		男・女	
住所			電話		
職業		勤務先		電話	
<p>資料閲覧証を紛失したので再交付していただきたく申し込みます。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (印)</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <p>注意 身分または居住を証明する書類を提示して下さい。</p>					

第5号様式

資料閲覧証交付申込書記載事項変更届						No.
ふりがな 氏名		生年月日			男・女	
住所				電話		
職業		勤務先		電話		
<p>下記の通り記載事項が変更しましたのでお届けします。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 _____ (印)</p> <p>独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>注意 資料閲覧証を添付して下さい。</p>						

国立劇場視聴室利用のご案内

国立劇場視聴室では、国立劇場・国立演芸場で上演された主催公演のうち、映像や録音の記録があるものについて、視聴ができます。

開室時間 午前 11:00 ~ 午後 4:00

休室日 土曜日、日曜日、祝日、月末整理日、特別整理期間、年末年始

- ① 視聴希望日の前日までに電話でご予約ください。
大視聴室、小視聴室、視聴ブース 1 室につき各 1 名利用可能。1 回のご利用につき上限 2 時間までとさせていただきます。

予約受付電話 03-3265-6479

- ② ご予約の際、下記についてお知らせください。
- ・視聴を希望する日時
 - ・視聴を希望する演目(国立劇場・国立演芸場の主催公演に限ります)
- ※日本芸術文化振興会のサイト「文化デジタルライブラリー」で視聴覚資料の有無を検索することができます。(<http://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/>)
- ・ご利用者名
 - ・連絡先電話番号
- ③ 視聴日当日は、国立劇場裏手の事務所入口からお入りください。1 階受付で検温と手指の消毒後、入館の手続きをしてください。入館証をお受け取りの上、3 階視聴室へお越しください。
- ④ 視聴室内へ持ち込めるのは、筆記用具と資料のみです。録音・録画できる電子機器(携帯電話、スマートフォン、タブレット、IC レコーダ、パソコンなど)はすべてロッカーにお預け頂きます。
資料を無断で録画、録音することは法律で禁じられています。
- ⑤ 視聴室内は禁煙・飲食禁止です。また、資料の視聴以外のご利用はできません。
- ⑥ 視聴利用料金は、お帰りの際にお支払いください。
- 料金** 2021 年 3 月までにご予約いただいた方：30 分ごとに 50 円
2021 年 4 月以降にご予約いただいた方：30 分ごとに 110 円 (料金改定)
- ※予約開始時間から料金が発生します。変更の際は、事前に必ずご連絡をお願いいたします。

公演記録映像・音声

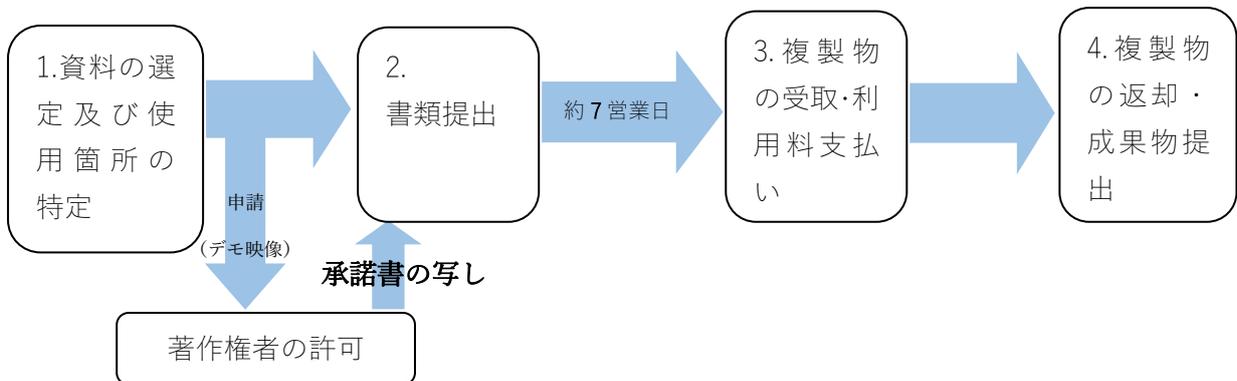
複製使用申込要項

2021.4 現在

国立劇場調査養成部調査資料課国立劇場視聴室

公共の用に資する調査研究あるいは出版物掲載・放送等の目的で、国立劇場所蔵資料の公演記録映像・音声を複製使用する場合は所定の手続きが必要です。以下の申請手順に従ってお申し込みください。

【貸出手続きの流れ】



1. 資料の選定及び使用箇所の特定

(1) 視聴予約

- 国立劇場ホームページ内「文化デジタルライブラリー」の「公演記録を調べる」
<https://www2.ntj.jac.go.jp/dglib/plays/>
から使用したい資料を選定した後、視聴室予約専用電話にて視聴予約を行ってください。

TEL 03-3265-6749 視聴室利用料は30分ごとに110円です。

(2) 使用箇所の特定

- 視聴室にてタイムコードや台本を参考にしながら使用箇所を特定します。
- 資料の選定及び使用箇所の特定は、利用者自身が行ってください。
当方でこれを代行することはありません。
選定後、当方の職員が特定箇所を確認いたします。

(3) 出演者の許諾

- ・ 映像の使用にあたっては必ず出演者全員の許諾を得てください。

著作権隣接権処理は利用者自身で行っていただきます。当方でこれを代行することはありません。

※ 歌舞伎の著作権隣接権処理は「公益社団法人日本俳優協会」(<http://www.actors.or.jp/>)が、文楽は「一般社団法人人形浄瑠璃文楽座」(<http://bunrakuza.or.jp/>)が行っております。申請方法の詳細はHPでご確認ください。

いずれも当方で作成したデモ映像を上記団体に提出し、許諾を得ることになります。(デモ映像の作成には実費をお支払いいただきます。)

2. 書類の提出

下記の書類を郵送または持参により視聴室までご提出ください。

① 資料複製・使用申込書（視聴室書式）

- ・ 署名は所属団体や会社名、もしくは代表者名とし、社判を押印してください。
- ・ 使用箇所を明記してください。

② 企画書（自由書式）

- ・ 出版物の場合は、掲載媒体（紙・PDF・電子書籍・DVD・Web等）、出版物の概要、使用目的、出版予定日、部数、予定価格を含めて具体的に書いてください。
- ・ 放送利用の場合は、番組内容、使用目的、放送日に加え、再放送やオンデマンド放送、ネット・アプリ等での放送・配信情報（媒体数）も含めて具体的に書いてください。

③ 著作権所有者の承諾書の写し

※ 歌舞伎・文楽の場合、①・②はデモ映像作成前にご提出ください。

3. 複製物の受け渡しと料金のお支払い

(1) 許可の通知

申請書類の受領後、企画等について審査を行います（通常7営業日）。利用が許可され次第ご連絡いたします。この時あわせて料金もお知らせします。

※歌舞伎・文楽の場合は、2.③著作権所有者の承諾書の写しが届いた時点で正式な許可となります。

(2) 複製物のお渡し

複製物はDVDまたはBDでの貸出しとなり、手渡しもしくは着払い郵送でのお渡しとなります。

(3) 料金のお支払い

- ・ 複製使用料は1媒体につき60秒までで映像：33,000円、音声：16,500円となります。以後1秒ごとに300秒まで映像：440円、音声：220円が加算されます。それ以上の秒数の場合は別途ご案内します。

（放送の場合は同局再放送1回分を含みます。）

またあわせて複製作業料とディスク代をお支払いいただきます。

- ・ WEB 等での同時配信は別媒体として別途料金が発生いたします。
- ・ 許可後の実際の利用の有無にかかわらず、許可がおりた段階で料金が発生いたします。
- ・ 料金の支払い方法は、複製物受け取り時の現金払い、あるいは請求書による振込払いとなります。

4. 映像の返却

- ・ ご利用後、映像媒体は必ずご返却ください。

5. 再使用について

- ・ 2回目以降の再放送、または再版、改定等の場合、再申請が必要となります。

6. 留意事項

- ・ 映像の使用にあたっては「国立劇場」等のクレジットを使用部分（放送の場合にはエンドロールにも）に必ず明記してください。
- ・ 利用後は放送 VTR や掲載メディア等の成果物を 1 部ご提出ください。
- ・ 貸し出した映像から無断で複製、転載、転送、改変することは、禁止いたします。

申請窓口

国立劇場本館 3 階 視聴室

〒102-8656 東京都千代田区隼町 4-1

TEL : 03-3265-6749

受付 : 視聴室開室日 11:00~16:00

【資料】2-4 施設使用規程

独立行政法人日本芸術文化振興会施設使用規程

	平成17年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第94号
改正	平成18年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第118号
改正	平成19年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第131号
改正	平成20年	10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第146号
改正	平成21年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第154号
改正	平成22年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第198号
改正	平成23年	7月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第218号
改正	平成24年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第234号
改正	平成26年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第277号
改正	平成28年	3月	16日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第339号
改正	令和元年	10月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第401号
改正	令和3年	4月	1日	独立行政法人日本芸術文化振興会規程第428号

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本芸術文化振興会（以下「振興会」という。）が、独立行政法人日本芸術文化振興会法第14条第1項第5号及び同条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる施設を他の使用に供する場合については、この規程の定めるところによる。

(1) 国立劇場本館

- ア 大劇場
- イ 小劇場

(2) 国立演芸資料館

- ア 演芸場

(3) 国立能楽堂

- ア 能舞台
- イ 研修能舞台

(4) 国立文楽劇場

- ア 文楽劇場
- イ 小ホール

(5) その他の施設

ア 国立劇場本館の次の施設

大稽古室、中稽古室、小稽古室、第1本読室、第2本読室、第1研修室、第2研修室、録音室、大劇場ロビー、小劇場ロビー、前庭、大劇場楽屋、小劇場楽屋、第5会議室、第6会議室及び第7会議室

イ 事務棟の次の施設

第1会議室及び第2会議室

ウ 伝統芸能情報館の次の施設

レクチャー室及び第8会議室

エ 国立演芸資料館の次の施設

第1 演芸研修室及び第2 演芸研修室

オ 国立能楽堂の次の施設

第1 稽古室、第2 稽古室、大講義室、前庭、中庭、歩廊、広間、能舞台楽屋及び第2 会議室

カ 国立文楽劇場の次の施設

大稽古室、中稽古室、小稽古室、文楽研修室、1階エントランスロビー、2階ロビー、3階ロビー、1階予備室、旧食堂及び2階来賓応接室

(使用の手続き)

第2条 前条第1号から第4号までに掲げる施設（以下「劇場施設」という。）の使用を希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ第5条から第10条までに定める手続きにより、振興会の承諾を得なければならない。

2 前条第5号に掲げる施設（以下「その他の施設」という。）の使用に当たっては、別に定める書式により、あらかじめ振興会の承諾を得なければならない。

(使用の種別及び条件)

第3条 劇場施設の使用申込みについては、振興会は、次の各号に掲げる使用目的の種別に応じ、その内容を検討の上、当該各号に掲げる条件の一に該当し、かつ、次条各号に該当しないと認められるものにつき、その使用を承諾することができる。

(1) 大劇場・小劇場・文楽劇場・小ホール

種別	条件
第1種	公開による演劇その他の芸能の上演で下記のいずれかに該当するもの。 1. 伝統芸能の公開で、その演目及び公演内容が当該劇場施設において上演するにふさわしいもの。 2. 上記以外の舞台芸術の公開等で、我が国の芸能の発展に寄与し、かつ芸術的に優れていると認められるもの、又は国際交流に役立ち、かつ文化的意義があると認められるもの。
第2種	非公開による演劇その他の芸能の上演等で下記のいずれかに該当するもの。 1. 研修を目的とする伝統芸能の上演で、その保存及び振興に役立つもの。 2. 伝統芸能以外の芸能の上演で、教育的意義が大きいもの。 3. 録画又は録音を目的とする催し等で、その内容が当該劇場施設において行うにふさわしいもの。
第3種	芸能に関する式典、講演会及び講習会並びに公的式典（以下この号において「式典等」という。）で下記のいずれかに該当するもの。 1. 国又は公共団体等の主催による芸能に関する公的式典など。 2. 伝統芸能の普及及び理解に役立つ講演会又は講習会等の催し。 3. 国又は公共団体等の主催による公的式典等で、その内容が当該劇場施設において催すにふさわしいもの。
第4種	第1種に該当しない公開による演劇その他の芸能の上演で、その演目及び公演内容が当該劇場施設において上演するにふさわしいもの。

第5種	第1種から第4種までのいずれにも該当しない催し等で、理事長が特に認めたもの。
-----	--

備考1 「非公開」とは、関係者のみを対象とした催しで、不特定多数の入場を伴わないものをいう。

- 2 芸能の上演とともに式典等が行われる場合、芸能の上演が主であるときは、芸能の上演の内容により第1種、第2種又は第4種を適用するものとし、式典等が主であるときは、第3種を適用するものとする。

(2) 演芸場

種別	条 件
第1種	日本演芸家連合加盟団体又はその会員若しくは会員に準ずる者として認められる者（以下この号において「加盟団体等」という。）が自ら主催する大衆芸能の公演で、その演目及び公演内容が当該劇場施設において上演するにふさわしいもの。
第2種	加盟団体等以外の者が主催する大衆芸能の公演で、その演目及び公演内容が当該劇場施設において上演するにふさわしいもの。
第3種	第1種及び第2種に掲げる大衆芸能の公演以外の催しであって、伝統芸能の保存及び振興に役立つもの。
第4種	第1種から第3種までのいずれにも該当しない催し等で、理事長が特に認めたもの。

(3) 能舞台・研修能舞台

種 別	条 件
第1種	公益社団法人能楽協会の会員又は会員に準ずる者として認められる者（以下この号において「会員等」という。）の出演による能会で、その演目及び公演内容が当該劇場施設において上演するにふさわしいもの。
第2種	会員等以外の者が出演する能会で、能楽の保存及び振興に役立つもの。
第3種	第1種及び第2種に掲げる能会以外の催しで、能楽その他の伝統芸能の保存及び振興に役立つもの。
第4種	第1種から第3種までのいずれにも該当しない催し等で、理事長が特に認めたもの。

(使用の制限)

第4条 劇場施設及びその他の施設（以下「劇場施設等」という。）の使用の申込みで、次の各号の一に該当する事由があるものは、これを承諾しない。

- (1) 特定の宗教又は政党を支持し、又はこれに反対することを目的とする催しのための使用であるとき。
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められる使用であるとき。
- (3) 反社会的勢力と関係を有すると認められる使用であるとき。
- (4) 使用の目的が、振興会の目的の達成に支障をきたすと認められるとき。
- (5) その他劇場施設等の管理運営上、使用させることが適当でないと認められる使用である

とき。

(受付期間)

第5条 振興会は、劇場施設の使用について、事業年度ごとに期間を定めて希望者から予約の申込みを受け付けるものとする。

(予約申込書の提出)

第6条 希望者は、前条で定める受付期間内に、予約申込書（別記第1号様式-1～3）を振興会に提出しなければならない。

(使用の内定)

第7条 振興会は、前条により予約の申込みを受けた場合は、振興会の自主公演又は他の申込みとの間の日程調整を行い、使用日を定めて希望者に内定の通知をするものとする。

(使用申込書の提出)

第8条 使用の内定を得た者（以下「内定者」という。）は、振興会が内定の通知をした日から1ヶ月以内に使用申込書（別記第2号様式-1～3）を振興会に提出しなければならない。

2 振興会は、前項に定める期限までに使用申込書の提出がない場合は、内定を取り消すことができる。

(受付期間終了後の申込み)

第9条 振興会は、第5条に定める受付期間終了後においても、使用予定のない日について、第6条で定める予約申込書により、予約の申込みを受け付けることができる。

2 振興会は、前項により予約の申込みを受けた場合は、第7条の規定に基づき内定の通知を行う。

(使用の承諾)

第10条 振興会は、第8条の規定に基づき提出された使用申込書が、第6条又は前条第1項の規定に基づき提出された予約申込書と内容に相違がなく、かつ、第15条に定める予約保証金が支払われたことを確認した場合には、その使用を承諾し、使用承諾書（別記第3号様式-1～3）により、内定者に通知するものとする。

2 劇場施設の使用の承諾を受けた者（以下「劇場施設使用者」という。）が使用の承諾を受けた後、自己の都合により使用日の変更を行う場合は、変更後の使用日について、あらかじめ第8条及び前項に定める手続きにより使用の承諾を得なければならない。

(条件の遵守)

第11条 劇場施設等の使用の承諾を受けた者（以下「劇場施設等使用者」という。）は、誠実に振興会の定める使用の条件に従わなければならない。

(諸室、設備及び備品等の使用)

第12条 劇場施設使用者は、劇場施設の使用に付随して、次の各号の諸室、設備及び備品等を使用することができる。ただし、振興会の都合により、その一部又は全部の使用を制限することがある。

	諸室、設備及び備品等
--	------------

国立劇場本館	①施設に附属するロビー。 ②特別席及び特別室。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合に限る。 ③施設に附属する楽屋、衣裳室、床山、小道具室及び浴室等。 ④舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置並びにこれらの装置に含まれる器具用具類。
国立演芸資料館	①施設に附属するロビー及び楽屋。 ②舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置並びにこれらの装置に含まれる器具用具類。
国立能楽堂	①施設に附属する玄関広間。 ②特別室。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合に限る。 ③施設に附属する楽屋、焙じ室、鏡の間及び装束の間等。 ④舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置並びにこれらの装置に含まれる器具用具類。
国立文楽劇場	①施設に附属するロビー。 ②来賓応接室及び特別室。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合に限る。 ③施設に附属する楽屋、小道具室及び浴室等。 ④舞台機構に関する装置、照明装置及び音響装置並びにこれらの装置に含まれる器具用具類。

2 劇場施設使用者は、振興会が業務に支障がないと認めた場合、劇場施設の使用に付随して、前項に定める以外のその他の施設も使用することができる。この場合、劇場施設使用者は、別表使用料表に規定する使用料を支払わなければならない。

(サービスの提供及び職員の協力)

第13条 劇場施設使用者は、次の各号のサービスの提供及び職員の協力を受けることができる。

- (1) 入場券の点検並びに劇場施設内の案内及び放送に関するサービスの提供
- (2) 舞台機構、照明装置及び音響装置の操作に従事する職員の協力。ただし、人員数の限度は、次表のとおりとする。

区 分	大劇場	小劇場	演芸場	能舞台	文楽劇場	小ホール
舞台機構に関する職員	4人	4人	3人	3人	3人	1人
照明装置に関する職員	3人	3人			3人	1人
音響装置に関する職員	3人	3人			2人	1人

2 劇場施設使用者は、振興会が業務に支障がないと認めた場合、次の各号について、職員の技術協力を受けることができる。この場合、劇場施設使用者は、別表使用料表に規定する技術料を支払わなければならない。

- (1) 舞台進行 (舞台監督等の業務)
- (2) 舞台美術デザイン (プラン)
- (3) 照明デザイン (プラン)

(4) 音響デザイン (プラン)

3 劇場施設使用者は、振興会が業務に支障がないと認めた場合、次の各号に定める職員の立会いを受けることができる。この場合、劇場施設使用者は、前項の技術料のほか、別表使用料表に規定する職員立会い料を支払わなければならない。

(1) 第1項第2号の規定により協力を受ける職員について、打合せ(劇場施設内で行われるものを除く。以下この項において同じ。)又は稽古への立会い

(2) 前項の規定により技術協力を受ける職員について、打合せ、稽古、舞台準備、舞台稽古又は公演本番への立会い

(使用料等)

第14条 劇場施設等使用者は、別表使用料表に規定する使用料等(以下「使用料等」という。)を支払わなければならない。

(予約保証金)

第15条 内定者は、振興会の定める期日までに別表使用料表に定める各劇場施設の使用料の5割相当額を予約保証金として支払わなければならない。

2 前項の予約保証金の支払いがない場合は、振興会は使用の内定を取り消すことができる。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(使用料等の支払い期限)

第16条 劇場施設使用者は、使用料等から予約保証金を差し引いた額を使用日までに支払わなければならない。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(使用料等の減額等)

第17条 振興会は、劇場施設等使用者から申し出があり、かつ使用の目的及び内容が次の各号の一に該当する場合は、使用料等の額を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、公共団体等が主催する催しで、芸術文化の振興に特に資すると認められるもの。

(2) 伝統芸能の各分野を代表する団体又はそれに準ずる者が主催する催しで、営利を目的とせず、かつその芸能分野の保存及び振興に特に資すると認められるもの。

(3) 伝統芸能の保存及び伝承を目的とした催しで、営利を目的とせず、かつ伝統芸能の後継者の養成に特に資すると認められるもの。

(4) 青少年の芸術文化活動の促進を目的とした催しで、営利を目的とせず、かつ教育的意義が特に大きいと認められるもの。

(5) 芸術文化の国際交流の推進を目的とした催しで、営利を目的とせず、かつ文化的意義が特に大きいと認められるもの。

(6) その他公共性の高い催し又は社会奉仕を目的とした催し等で、営利を目的とせず、かつ振興会が協力する必要性が認められるもの。

2 振興会は、劇場施設等使用者から前項に規定する減額又は免除の申し出があったときは、その必要性について予め十分に精査した上、減額の内容又は免除の決定を行うものとする。

(取消し等による使用料等の取扱い)

第18条 劇場施設使用者が、自己の都合により使用を取り消した場合は、予約保証金は払い戻さない。この場合において、ほかに振興会が準備等に要した実費があるときは、劇場施設使用者はこれを支払わなければならない。

2 劇場施設使用者が、自己の都合により使用日の変更を行った場合は、変更前の使用日につ

いては取り消したものとして予約保証金は払い戻さない。

3 天災その他の事由により劇場施設の使用が不可能になった場合、又は緊急を要する工事その他の事情により劇場施設の使用を中止する必要がある場合は、既に支払われた使用料等は払い戻す。

4 第21条の規定により、振興会が使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命じた場合は、既に支払われた使用料等は払い戻さない。ただし、同条第4号の事由によるときは、その全部又は一部を払い戻すことがある。

5 前各項に定めるもののほか、使用料等の取扱いに関し必要な事項は、別に定めることとする。

(権利の譲渡及び転貸の禁止)

第19条 劇場施設等使用者は、理由のいかんを問わず、使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合は、この限りではない。

(劇場施設等の変更の禁止)

第20条 劇場施設等使用者は、劇場施設等に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ振興会の承諾を受けた場合は、この限りでない。

(使用の承諾の取消し又は使用の中止命令)

第21条 劇場施設等使用者において、次の各号の一に該当する事由がある場合は、振興会は、使用の承諾を取り消し、又は使用の中止を命ずることができる。

- (1) 使用申込書に虚偽があったとき。
- (2) 秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 使用の条件に違反し、又は振興会の指示に従わないとき。
- (4) その他使用させることが適当でないと振興会が判断したとき。

2 前項の規定により、劇場施設等使用者が使用の承諾を取り消され、又は使用の中止を命ぜられたことにより、劇場施設等使用者が損害を受けた場合においても、振興会は、その損害を賠償する責任を負わない。

(延滞料)

第22条 第16条の規定に定める期日までに使用料等の支払いがない場合は、劇場施設使用者は、その期日の翌日から起算して日歩3銭の割合で計算した延滞料を支払わなければならない(1円未満はこれを切り捨てるものとする。)

(原状回復の義務)

第23条 劇場施設等使用者は、使用を終了したとき、又は第21条第1項の規定により使用の承諾を取り消され、若しくは使用の中止を命ぜられたときは、施設及び設備を原状に回復しなければならない。

2 劇場施設等使用者が前項の義務を履行しないときは、振興会がこれを執行し、その費用を劇場施設等使用者に請求する。

(損害賠償)

第24条 劇場施設等使用者は、施設を使用することにより、振興会の施設、設備若しくは備品等を破損し、又は滅失した場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、振興会は、賠償額を減額し、又は賠償を

免除することができる。

(費用等の充当)

第25条 劇場施設等使用者が第23条第2項の費用又は前条の賠償金を支払わない場合は、振興会は、払い戻すべき使用料等があるときはその全部又は一部をこれに充てることができる。

(その他)

第26条 この規程に定めるもののほか、この規程の運用に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 4月1日から施行する。

附 則 (平成18年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第118号)

この規程は、平成18年 4月1日から施行する。

附 則 (平成19年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第131号)

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則 (平成20年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第146号)

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成21年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第154号)

この規程は、平成21年 4月1日から施行する。

附 則 (平成22年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第198号)

この規程は、平成22年 4月1日から施行する。

附 則 (平成23年 7月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第218号)

この規程は、平成23年 7月1日から施行する。

附 則 (平成24年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第234号)

この規程は、平成24年 4月1日から施行する。

附 則 (平成26年 4月1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第277号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の独立行政法人日本芸術文化振興会施設使用規程(以下「改正後の規程」という。)第13条第1項第2号及び第18条第3項の規定は、平成26年4月1日以降に使用の承諾を行ったものから適用する。

3 次の表の左欄に掲げる改正前の独立行政法人日本芸術文化振興会施設使用規程別表1第3項の表の使用種別の適用を受けたものは、同表の右欄に掲げる改正後の規程別表1第3項の表の使用種別に該当するものとする。

第1種-1	第1種
第1種-2	第2種
第2種	第3種

附 則 (平成28年 3月16日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第339号)

この規程は、平成28年 3月16日から施行する。

附 則（令和 元年10月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第401号）

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

附 則（令和 3年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会規程第428号）

1 この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

2 この規程は、この規程の施行の日以降に使用の承諾を行うものから適用する。

第1号様式—1

国立劇場施設使用予約申込書

年度（ 年4月1日～ 年3月31日）

住所	〒		
主催者フリガナ	_____		
氏名	_____		
TEL	()		
〔申込後の名義変更はできません〕	連絡担当者	TEL ()	
公演の種類	演劇・邦舞・邦楽・演芸・その他 ()		
公演の内容	会名等 (フリガナ)	リサイタル	おさらい会 その他 () 入場料=有料・無料
使用したい劇場	大劇場 小劇場 演芸場		
花道の使用	有・無	〔花道の使用予定が途中で変更になりますと作業実費を負担していただくことがありますので、ご注意ください。〕	
希望日	第一希望	月 平日・土曜日・日曜日・祝祭日	日間
	第二希望	月 平日・土曜日・日曜日・祝祭日	日間
	第三希望	月 平日・土曜日・日曜日・祝祭日	日間
使用時間	全日 (午前10時半～午後9時半) 午後夜間 (午後1時～午後9時半) 半日 (午前11時～午後4時) 午前 (午前10時半～正午) 午後 (午後1時～午後4時) 夜間 (午後5時～午後9時半)		
出演者 主な出演者及び 人数	○約 名		
主な演目及び 数等	○古典	番	テープ再生 有・無 番
	○新作	番	
最近の公演歴 (主催したもの)	①年月日・会名・会場	②年月日・会名・会場	③年月日・会名・会場
芸歴・受賞歴等	芸歴 年 師歴 年 受賞歴		

参考資料	
受付日 年 月 日 受付者 _____	
受付番号 No. _____	

第1号様式-2

国立能楽堂施設使用予約申込書

年度 (年4月1日～ 年3月31日)

主催者住所氏名	〒 () TEL ()
公演の種類	能 楽 その他 ()
公演の内容	会名等 入場料=有料・無料 ・玄人会 ・素人会 ・その他
使用したい施設	能舞台(1階) ・ 研修能舞台(2階)
希望日	第一希望 月 日 () 平日・土曜日・日祝日 第二希望 月 日 () 平日・土曜日・日祝日 第三希望 月 日 () 平日・土曜日・日祝日
使用時間	半日10:00～18:00迄の間の4時間迄(但し日・祝日は5時間迄) 夜間15:00～21:00迄の間の4時間迄(但し日・祝日は5時間迄) 全日10:00～21:00迄の間の8時間迄
出演者 (主な主演者及び人数)	<氏名> 約 名
主な演目及び番数等	能 番・狂言 番・舞囃子 番・仕舞 番
	素謡 番・ 番 番 その他
最近の公演歴 (主催したもの)	会名 会場 年 月 日 年 月 日
主な芸歴・ 受賞歴等	
参考資料 有 ・ 無 受付日 年 月 日 受付番号 No. _____ 受付者	

第1号様式-3

国立文楽劇場施設使用予約申込書

年度 (年4月1日～ 年3月31日)

主催者住所 氏名	〒 TEL ()		
公演の種類	演劇・邦舞・邦楽・演芸 その他 ()		
公演の内容	・会名等 (リサイタル おさらい会 その他) 入場料=有料・無料		
使用したい劇場	文楽劇場 小ホール		
花道の使用	有・無 花道の使用予定が途中で変更になりますと、作業実費を負担していただくことがありますので、ご注意ください。		
希望時期	第一希望	月 平日・土曜日・日曜日・祝祭日	日間
	第二希望	月 平日・土曜日・日曜日・祝祭日	日間
	第三希望	月 平日・土曜日・日曜日・祝祭日	日間
使用時間 (稽古時間を含む)	全日 (午前10時半～午後9時半) 午後・夜間 (午後1時～午後9時半) 半日 (午前11時～午後4時) 午 前 (午前10時半～正 午) 午後 (午後1時～午後4時) 夜 間 (午後5時～午後9時半)		
出演者 (主な出演者及び 人数)	・約 名		
主な演目及び 番数等	・古典 番 ・新作 番		
最近の公演歴 (主演したもの)	①年月日・会名・会場	②年月日・会名・会場	③年月日・会名・会場
主な芸歴・ 受賞歴等			
参考資料 受付日 年 月 日 受付者 _____ 受付番号 No. _____			

国立劇場施設使用申込書

独立行政法人日本芸術文化振興会 殿

No.
 郵便番号
 住所
 氏名 (印)
 電話番号 ()
 連絡担当者
 電話番号 ()

下記の通り使用いたしたいので申込みます。

記

催し名			
使用目的		使用施設	
設備	国立劇場・国立文楽劇場（花道 有 無）／国立能楽堂（字幕 有 無）		
備考			

種別	使用年月日	曜日	使用区分	使用料
使用料合計				
予約保証金				
残額金（納入期限 年 月 日）				

同演目上演の前歴 (主催した最近の公演歴)	
出演者名及び役名 (主な出演者名及び役名)	
演目内容の概要 (主な演目及び番数等)	

※この書類に記載された個人情報は、「独立行政法人日本芸術文化振興会」の事務運営以外には使用いたしません。

国立能楽堂施設使用申込書

独立行政法人日本芸術文化振興会 殿

No.
 郵便番号
 住所
 氏名 (印)
 電話番号 ()
 連絡担当者
 電話番号 ()

下記の通り使用いたしたいので申込みます。

記

催し名			
使用目的		使用施設	
設備	国立劇場・国立文楽劇場（花道 有 無）／国立能楽堂（字幕 有 無）		
備考			

種別	使用年月日	曜日	使用区分	使用料
使用料合計				
予約保証金				
残額金（納入期限 年 月 日）				

同演目上演の前歴 (主催した最近の公演歴)	
出演者名及び役名 (主な出演者名及び役名)	
演目内容の概要 (主な演目及び番数等)	

※この書類に記載された個人情報は、「独立行政法人日本芸術文化振興会」の事務運営以外には使用いたしません。

国立文楽劇場施設使用申込書

独立行政法人日本芸術文化振興会 殿

No.
 郵便番号
 住所
 氏名 (印)
 電話番号 ()
 連絡担当者
 電話番号 ()

下記の通り使用いたしたいので申込みます。

記

催し名			
使用目的		使用施設	
設備	国立劇場・国立文楽劇場 (花道 有 無) / 国立能楽堂 (字幕 有 無)		
備考			

種別	使用年月日	曜日	使用区分	使用料
使用料合計				
予約保証金				
残額金 (納入期限 年 月 日)				

同演目上演の前歴 (主催した最近の公演歴)	
出演者名及び役名 (主な出演者名及び役名)	
演目内容の概要 (主な演目及び番数等)	

※この書類に記載された個人情報は、「独立行政法人日本芸術文化振興会」の事務運営以外には使用いたしません。

年 月 日

国立劇場施設使用承諾書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 理事長 ㊤

独立行政法人日本芸術文化振興会施設使用規程及び使用者注意事項を厳守することを条件として下記の通り使用することを承諾します。

(郵便番号)
(住所)

(氏名) 様
No.

記

催し名			
使用目的		使用施設	
設備	国立劇場・国立文楽劇場 (花道 有 無) / 国立能楽堂 (字幕 有 無)		
備考			

毎度お引き立てをいただきまして、
ありがとうございます。
「使用承諾書」をお送りします。
会の当日まで大切に保管してください。

種別	使用年月日	曜日	使用区分	使用料
使用料合計				
予約保証金				
残額金 (納入期限 年 月 日)				

年 月 日

国立能楽堂 施設使用承諾書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立能楽堂部長 ㊤

独立行政法人日本芸術文化振興会施設使用規程及び使用者注意事項を厳守することを条件として下記の通り使用することを承諾します。

記

(郵便番号)
(住所)

(氏名) 様
No.

催し名			
使用目的		使用施設	
設備	国立劇場・国立文楽劇場 (花道 有 無) / 国立能楽堂 (字幕 有 無)		
備考			

毎度お引き立てをいただきまして、
ありがとうございます。
「使用承諾書」をお送りします。
会の当日まで大切に保管してください。

種別	使用年月日	曜日	使用区分	使用料
使用料合計				
予約保証金				
残額金 (納入期限 年 月 日)				

年 月 日

国立文楽劇場 施設使用承諾書

様

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立文楽劇場部長 ㊤

独立行政法人日本芸術文化振興会施設使用規程及び使用者注意事項を厳守することを条件として下記の通り使用することを承諾します。

(郵便番号)
(住所)

(氏名) 様
No.

記

催し名			
使用目的		使用施設	
設備	国立劇場・国立文楽劇場 (花道 有 無) / 国立能楽堂 (字幕 有 無)		
備考			

毎度お引き立てをいただきまして、
ありがとうございます。
「使用承諾書」をお送りします。
会の当日まで大切に保管してください。

種別	使用年月日	曜日	使用区分	使用料
使用料合計				
予約保証金				
残額金 (納入期限 年 月 日)				

別表1（国立劇場本館及び演芸場）

使用料表

1 大劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	全 日	午前10時半～午後9時半	1,631,300円	1,957,600円
	半 日	午前10時半～午後4時	815,700円	978,800円
	午 前	午前10時半～正午	489,400円	587,300円
	午 後	午後1時～午後4時	652,500円	783,000円
	夜 間	午後5時～午後9時半	1,141,900円	1,370,300円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	1,468,200円	1,761,800円
第2種	全 日	午前10時半～午後9時半	1,468,200円	1,761,800円
	半 日	午前10時半～午後4時	734,100円	880,900円
	午 前	午前10時半～正午	440,500円	528,600円
	午 後	午後1時～午後4時	587,300円	704,800円
	夜 間	午後5時～午後9時半	1,027,700円	1,233,200円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	1,321,400円	1,585,700円
第3種	全 日	午前10時半～午後9時半	1,305,000円	1,566,000円
	半 日	午前10時半～午後4時	652,500円	783,000円
	午 前	午前10時半～正午	391,500円	469,800円
	午 後	午後1時～午後4時	522,000円	626,400円
	夜 間	午後5時～午後9時半	913,500円	1,096,200円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	1,174,500円	1,409,400円
第4種	全 日	午前10時半～午後9時半	2,447,000円	2,936,400円
	半 日	午前10時半～午後4時	1,223,500円	1,468,200円
	午 前	午前10時半～正午	734,100円	880,900円
	午 後	午後1時～午後4時	978,800円	1,174,600円
	夜 間	午後5時～午後9時半	1,712,900円	2,055,500円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	2,202,300円	2,642,800円
第5種	全 日	午前10時半～午後9時半	4,893,900円	5,872,800円
	半 日	午前10時半～午後4時	2,447,100円	2,936,400円
	午 前	午前10時半～正午	1,468,200円	1,761,900円
	午 後	午後1時～午後4時	1,957,500円	2,349,000円
	夜 間	午後5時～午後9時半	3,425,700円	4,110,900円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	4,404,600円	5,285,400円

2 小劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	全 日	午前10時半～午後9時半	534,700円	641,600円
	半 日	午前10時半～午後4時	267,400円	320,900円
	午 前	午前10時半～正午	160,400円	192,500円
	午 後	午後1時～午後4時	213,900円	256,700円
	夜 間	午後5時～午後9時半	374,300円	449,200円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	481,200円	577,400円
第2種	全 日	午前10時半～午後9時半	481,200円	577,400円
	半 日	午前10時半～午後4時	240,600円	288,700円
	午 前	午前10時半～正午	144,400円	173,300円
	午 後	午後1時～午後4時	192,500円	231,000円
	夜 間	午後5時～午後9時半	336,800円	404,200円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	433,100円	519,700円
第3種	全 日	午前10時半～午後9時半	427,800円	513,400円
	半 日	午前10時半～午後4時	213,900円	256,700円
	午 前	午前10時半～正午	128,300円	154,000円
	午 後	午後1時～午後4時	171,100円	205,300円
	夜 間	午後5時～午後9時半	299,500円	359,400円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	385,000円	462,000円
第4種	全 日	午前10時半～午後9時半	802,100円	962,500円
	半 日	午前10時半～午後4時	401,100円	481,300円
	午 前	午前10時半～正午	240,600円	288,700円
	午 後	午後1時～午後4時	320,800円	385,000円
	夜 間	午後5時～午後9時半	561,500円	673,800円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	721,900円	866,300円
第5種	全 日	午前10時半～午後9時半	1,604,100円	1,924,800円
	半 日	午前10時半～午後4時	802,200円	962,700円
	午 前	午前10時半～正午	481,200円	577,500円
	午 後	午後1時～午後4時	641,700円	770,100円
	夜 間	午後5時～午後9時半	1,122,900円	1,347,600円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	1,443,600円	1,732,200円

3 演芸場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	全 日	午前10時半～午後9時半	160,300円	192,400円
	半 日	午前10時半～午後4時	112,200円	134,600円
	午 前	午前10時半～正午	80,200円	96,200円
	午 後	午後1時～午後4時	96,200円	115,400円
	夜 間	午後5時～午後9時半	128,200円	153,800円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	144,300円	173,200円
第2種	全 日	午前10時半～午後9時半	200,400円	240,500円
	半 日	午前10時半～午後4時	140,300円	168,400円
	午 前	午前10時半～正午	100,200円	120,200円
	午 後	午後1時～午後4時	120,200円	144,200円
	夜 間	午後5時～午後9時半	160,300円	192,400円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	180,400円	216,500円
第3種	全 日	午前10時半～午後9時半	240,500円	288,600円
	半 日	午前10時半～午後4時	168,400円	202,100円
	午 前	午前10時半～正午	120,300円	144,400円
	午 後	午後1時～午後4時	144,300円	173,200円
	夜 間	午後5時～午後9時半	192,400円	230,900円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	216,500円	259,800円
第4種	全 日	午前10時半～午後9時半	480,900円	577,200円
	半 日	午前10時半～午後4時	336,600円	403,800円
	午 前	午前10時半～正午	240,600円	288,600円
	午 後	午後1時～午後4時	288,600円	346,200円
	夜 間	午後5時～午後9時半	384,600円	461,400円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	432,900円	519,600円

備考 録画又は録音を目的とする使用については、公開のものは、使用料表3に定める使用料とし、非公開のものは、同表に定める使用料の9割相当額とする。

4 大劇場の第1種、第4種又は第5種の使用で、「全日」の使用期間が継続して5日以上にわたる場合の1日の使用料は、表(1)のとおりとする。ただし、前記の期間中、振興会の都合により特定の使用日について使用する区分を制限する場合の使用料は、表(2)のとおりとする。

(1)

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
------	------	----	----	----	----------

第1種	5日以上 10日未満	全日	午前10時半～午後9時半	1,305,000円	1,556,100円
	10日以上	全日	午前10時半～午後9時半	897,200円	1,076,700円
第4種	5日以上 10日未満	全日	午前10時半～午後9時半	1,957,600円	2,349,100円
	10日以上	全日	午前10時半～午後9時半	1,345,900円	1,615,000円
第5種	5日以上 10日未満	全日	午前10時半～午後9時半	3,915,000円	4,668,300円
	10日以上	全日	午前10時半～午後9時半	2,691,600円	3,230,100円

(2)

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	5日以上 10日未満	半日	午前10時半～午後4時	652,600円	783,000円
		午前	午前10時半～正午	391,500円	469,800円
		午後	午後1時～午後4時	522,000円	626,400円
		夜間	午後5時～午後9時半	913,500円	1,096,200円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	1,174,600円	1,409,400円
	10日以上	半日	午前10時半～午後4時	448,600円	538,300円
		午前	午前10時半～正午	269,200円	323,000円
		午後	午後1時～午後4時	358,900円	430,700円
		夜間	午後5時～午後9時半	628,000円	753,700円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	807,500円	969,000円
第4種	5日以上 10日未満	半日	午前10時半～午後4時	978,800円	1,174,600円
		午前	午前10時半～正午	587,300円	704,700円
		午後	午後1時～午後4時	783,000円	939,700円
		夜間	午後5時～午後9時半	1,370,300円	1,644,400円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	1,761,800円	2,114,200円
	10日以上	半日	午前10時半～午後4時	672,900円	807,500円
		午前	午前10時半～正午	403,800円	484,500円
		午後	午後1時～午後4時	538,300円	646,000円
		夜間	午後5時～午後9時半	942,100円	1,130,500円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	1,211,300円	1,453,500円
第5種	5日以上 10日未満	半日	午前10時半～午後4時	1,957,800円	2,349,000円
		午前	午前10時半～正午	1,174,500円	1,409,400円

		午 後	午後 1 時～午後 4 時	1,566,000 円	1,879,200 円
		夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	2,740,500 円	3,288,600 円
		午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	3,523,800 円	4,228,200 円
	10 日以上	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	1,345,800 円	1,614,900 円
		午 前	午前 10 時半～正午	807,600 円	969,000 円
		午 後	午後 1 時～午後 4 時	1,076,700 円	1,292,100 円
		夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	1,884,000 円	2,261,100 円
		午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	2,422,500 円	2,907,000 円

5 小劇場の第 1 種、第 4 種又は第 5 種の使用で、「全日」の使用期間が継続して 5 日以上にわたる場合の 1 日の使用料は、表（1）のとおりとする。ただし、前記の期間中、振興会の都合により特定の使用日について使用する区分を制限する場合の使用料は、表（2）のとおりとする。

（1）

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第 1 種	5 日以上 10 日未満	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	427,800 円	513,300 円
	10 日以上	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	294,100 円	352,900 円
第 4 種	5 日以上 10 日未満	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	641,700 円	770,000 円
	10 日以上	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	441,200 円	529,400 円
第 5 種	5 日以上 10 日未満	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	1,283,400 円	1,539,900 円
	10 日以上	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	882,300 円	1,058,700 円

（2）

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第 1 種	5 日以上 10 日未満	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	213,900 円	256,700 円
		午 前	午前 10 時半～正午	128,300 円	154,000 円
		午 後	午後 1 時～午後 4 時	171,100 円	205,400 円
		夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	299,400 円	359,400 円
		午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	385,000 円	461,900 円
	10 日以上	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	147,100 円	176,500 円
		午 前	午前 10 時半～正午	88,200 円	105,900 円
		午 後	午後 1 時～午後 4 時	117,600 円	141,200 円
		夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	205,900 円	247,100 円
		午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	264,700 円	317,600 円
第 4 種	5 日以上	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	320,900 円	385,000 円

	10日未満	午 前	午前10時半～正午	192,500円	231,000円
		午 後	午後1時～午後4時	256,600円	308,000円
		夜 間	午後5時～午後9時半	449,200円	539,000円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	577,500円	693,000円
	10日以上	半 日	午前10時半～午後4時	220,600円	264,700円
		午 前	午前10時半～正午	132,300円	158,800円
		午 後	午後1時～午後4時	176,400円	211,800円
		夜 間	午後5時～午後9時半	308,800円	370,600円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	397,000円	476,500円
	第5種	5日以上 10日未満	半 日	午前10時半～午後4時	641,700円
午 前			午前10時半～正午	384,900円	462,000円
午 後			午後1時～午後4時	513,300円	616,200円
夜 間			午後5時～午後9時半	898,200円	1,078,200円
午後夜間			午後1時～午後9時半	1,155,000円	1,385,700円
10日以上		半 日	午前10時半～午後4時	441,300円	529,500円
		午 前	午前10時半～正午	264,600円	317,700円
		午 後	午後1時～午後4時	352,800円	423,600円
		夜 間	午後5時～午後9時半	617,700円	741,300円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	794,100円	952,800円

6 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

7 使用料表1～5に定める各区分の使用時間を超過した場合の使用料は、次表のとおりとする。

超過時間	追加徴収額	
	午後10時までの場合	午後10時を過ぎた場合
30分未満	所定額の6分の1相当額	左記額に100分の130を乗じて得た額
30分以上1時間未満	所定額の6分の2相当額	
1時間以上1時間30分未満	所定額の6分の3相当額	
1時間30分以上2時間未満	所定額	

備考（1）本表中「所定額」とは、「午前」の使用については、「午後」の使用料とし、「半日」、「午後」、「夜間」、「午後夜間」及び「全日」の使用については、「夜間」の使用料とする。

（2）追加徴収額の計算の結果生じた10円未満は、これを切り捨てるものとする。

8 公演等本番に付随する舞台準備又は舞台稽古のための使用料（以下「舞台稽古料金」とい

う。)は、使用料表1、2及び3の第1種から第3種までの使用については当該使用料表第1種における各区分の使用料の5割相当額とし、第4種の使用については当該使用料表第4種における各区分の使用料の5割相当額、第5種の使用については当該使用料表第5種における各区分の使用料の5割相当額とする。使用料表4及び5の、第1種の使用についてはそれぞれ使用料表1又は2の第1種における各区分の使用料の5割相当額とし、第4種の使用についてはそれぞれ使用料表1又は2の第4種における各区分の使用料の5割相当額、第5種の使用についてはそれぞれ使用料表1又は2の第5種における各区分の使用料の5割相当額とする(10円未満は、これを切り捨てるものとする。)

- 9 公演等本番に付随して、立ち位置や舞台進行の確認等を目的として舞台を使用する場合(以下「居処調べ」という。)の使用料は、次表のとおりとする。ただし、この場合、使用できる時間は4時間までとする。

(1時間あたりの使用料)

劇場別	使用種別	平日	土・日・祝日
大劇場	第1種	81,600円	97,900円
	第4種	122,400円	146,800円
	第5種	244,800円	293,700円
小劇場	第1種	26,700円	32,100円
	第4種	40,100円	48,100円
	第5種	80,100円	96,300円

- 10 「全日」、「半日」又は「午前」の使用において、振興会が業務に支障がないと認めた場合に限り、午前10時からを限度として居処調べ又は舞台稽古のため舞台を使用することができる。この場合の使用料は、「午前」の舞台稽古料金の6分の1とする(10円未満は、これを切り捨てるものとする。)

- 11 使用料表1、2、4及び5の使用にあたり、当初承諾を受けた使用日以外に又は使用区分を超えて、舞台準備又は原状回復の作業を行う必要がある場合の使用料は、使用料表9の5割相当額とする(10円未満はこれを切り捨てるものとする。)。ただし、この場合、3時間までとし、すべての使用区分において午前9時以前、翌日午前1時以降の使用は行わないものとする。

- 12 大劇場の原状は、花道(本花道)が設置された平舞台を基本舞台とし、劇場施設使用者が花道を取り外して使用する場合又は仮花道を設置して使用する場合(その直前の使用状況により、あらかじめ花道が設置されていない場合又は仮花道が設置されている場合も含む)の使用料は、次表のとおりとする。

本花道措置料	122,500円
仮花道措置料	271,500円

備考 揚幕操作のための要員は、劇場施設使用者が準備するものとする。

- 13 小劇場の原状は、花道が設置されていない平舞台を基本舞台とし、劇場施設使用者が花道を設置して使用する場合又は文楽廻し及び船底舞台を設置して使用する場合(その直前の使用状況により、あらかじめ花道又は文楽廻し及び船底舞台が設置されている場合も含む)の使用料は、次表のとおりとする。

花道措置料	69,200円
-------	---------

文楽舞台使用料（文楽廻し及び船底舞台）	166,500 円
---------------------	-----------

備考 揚幕操作のための要員は、劇場施設使用者が準備するものとする。

1 4 映画、テレビ、ラジオ等に関する設備の使用料は、次表のとおりとする。

設備名	単位	使用料
テレビ中継設備	5 時間まで	10,200 円
	5 時間を超える 1 時間ごとに	1,000 円
ラジオ中継設備	3 時間まで	5,200 円
	3 時間を超える 1 時間ごとに	500 円

備考 必要な機器は劇場施設使用者が準備すること。

1 5 舞台機構に関する装置等の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 大劇場及び小劇場舞台装置（以下「常設舞台装置」という。）

舞台装置名	大劇場に設置する場合	小劇場に設置する場合
浅妻船	38,300 円	27,000 円
安宅の松	40,800 円	31,100 円
雨の五郎	39,000 円	26,000 円
雨の権八	39,100 円	28,700 円
菖蒲浴衣	29,200 円	22,900 円
妹背山	64,100 円	46,200 円
靉猿	93,900 円	72,000 円
梅川	60,900 円	45,100 円
浦島	30,400 円	20,700 円
江島生島	48,300 円	36,800 円
大平（前欄間付）	61,800 円	52,100 円
大平（前欄間付）全日使用	401,700 円	338,700 円
大平	42,500 円	42,500 円
大平全日使用	276,300 円	276,300 円
大平（前欄間・囲い付）	—	61,700 円
大平（前欄間・囲い付）全日使用	—	401,100 円
近江のお兼	44,000 円	30,900 円
惜しむ春	29,000 円	19,300 円
お染久松	18,200 円	15,200 円
落人	67,800 円	53,700 円
お夏狂乱	67,600 円	52,100 円

大原女	53,000 円	40,300 円
お光狂乱	36,100 円	25,700 円
女車引	45,900 円	40,000 円
鏡獅子	96,900 円	82,000 円
かさね	75,100 円	57,600 円
神田祭	43,800 円	34,100 円
勢獅子	49,400 円	26,600 円
菊	12,000 円	12,000 円
喜撰	51,600 円	39,600 円
京鹿子娘道成寺	93,100 円	78,200 円
京人形	47,500 円	32,000 円
鞍馬獅子	49,100 円	34,200 円
元禄花見踊	23,800 円	22,200 円
独楽	49,500 円	36,500 円
鷺娘	53,800 円	38,500 円
五月雨	9,800 円	9,800 円
晒三番	48,600 円	46,600 円
三社祭	38,000 円	27,800 円
汐汲	32,000 円	22,300 円
賤の苧環	21,900 円	16,600 円
島の千歳	14,400 円	11,600 円
正札附	83,300 円	60,200 円
新鹿の子	42,600 円	30,600 円
助六	44,200 円	36,600 円
須磨	35,000 円	25,300 円
隅田川	46,900 円	35,400 円
関の扉	79,700 円	73,600 円
高尾讖悔	10,400 円	10,400 円
玉兔	44,900 円	42,800 円
団十郎娘	50,100 円	36,500 円
蝶の道行	13,200 円	13,200 円
津山の月	41,300 円	29,500 円

手習子	27,700 円	21,000 円
峠の万歳	25,300 円	23,900 円
年増	54,800 円	41,000 円
鳥羽絵	46,500 円	36,800 円
仲之町	56,600 円	42,000 円
二人椀久	24,000 円	21,500 円
乗合船	60,000 円	46,700 円
英執着獅子	56,500 円	45,200 円
羽根の禿	40,000 円	34,000 円
日高川	65,400 円	47,700 円
藤娘	58,800 円	48,400 円
双面	60,600 円	46,800 円
文売り	19,500 円	16,100 円
文屋	43,500 円	42,000 円
本朝廿四孝	75,600 円	61,900 円
舞妓	46,300 円	34,100 円
まかしょ	22,500 円	16,500 円
将門	70,700 円	64,700 円
街屋	31,000 円	20,600 円
街屋 (川街屋)	31,000 円	20,600 円
街屋 (蔵街屋)	31,000 円	20,600 円
街屋 (正面橋街屋)	31,000 円	20,600 円
街屋 (祭街屋)	31,000 円	20,600 円
松羽目 (囲い付)	87,300 円	72,000 円
松羽目 (囲い・囲いタシ付)	91,800 円	76,500 円
松羽目	72,800 円	62,400 円
三ツ面子守	31,500 円	25,500 円
都鳥	40,100 円	30,400 円
六玉川	40,300 円	29,900 円
戻り駕	57,200 円	43,100 円
戻橋	79,800 円	63,900 円
紅葉狩	63,100 円	48,000 円

櫓のお七	68,000 円	54,800 円
屋敷娘	23,900 円	14,900 円
八島官女	33,400 円	23,700 円
保名	21,700 円	18,000 円
山姥	38,200 円	26,400 円
山帰り	43,000 円	32,600 円
夕立	36,100 円	25,700 円
夕月	38,000 円	26,500 円
吉野天人	42,600 円	30,600 円
吉野山	51,500 円	39,500 円
流星	45,400 円	37,000 円

(2) 大劇場及び小劇場舞台備品

舞台備品名	種類・規格	大劇場	小劇場
囲い・見切り一式	砂子・茶（全日使用）	30,200 円	26,400 円
囲い・見切り・奥見切り一式	砂子・茶（全日使用）	39,200 円	35,400 円
囲い・見切り一式（囲い・見切り）	黒（全日使用）	15,200 円	13,300 円
囲い一式	砂子・茶（全日使用）	15,100 円	11,300 円
囲い一式	黒（全日使用）	7,600 円	5,700 円
見切り一式	砂子・茶（全日使用）	15,100 円	15,100 円
見切り一式	黒（全日使用）	7,600 円	7,600 円
奥見切り一式	砂子・茶（全日使用）	9,000 円	9,000 円
奥見切り一式	黒（全日使用）	4,600 円	4,600 円
囲い・見切り一式	繁棧（全日使用）	—	26,400 円
囲い一式	繁棧（全日使用）	—	11,300 円
見切り一式	繁棧（全日使用）	15,100 円	15,100 円
大臣	（全日使用）	—	26,400 円
春日灯籠	1 本	3,000 円	3,000 円
唐子台	1 台	6,000 円	6,000 円
切株又は捨石	1 個	1,400 円	1,400 円
グラスマット	1 枚	800 円	800 円
式典一式（演台・司会台・盆栽台）		10,300 円	10,300 円

式典（単品）	演台	6,200円	6,200円
〃	司会台	3,100円	3,100円
〃	盆栽台	1,000円	1,000円
地絨	3間×6間以上	6,000円	6,000円
〃	3間×6間未満	3,000円	3,000円
〃	花道用	3,000円	3,000円
〃	盆前	3,000円	3,000円
〃	盆中（1枚）	6,000円	6,000円
〃	盆中（2枚）	12,000円	12,000円
〃	盆脇（2枚）	6,000円	—
〃	盆後（2枚）	6,000円	—
盆なり地絨（盆前・盆中2枚・盆脇2枚）	全日使用	136,500円	117,000円
上敷	3間×6間以上	3,000円	3,000円
〃	3間×6間未満	1,400円	1,400円
床几	1脚（毛氈付）	1,400円	1,400円
所作台（第3種の使用に限り）	1台	1,000円	1,000円
造花	青芦（1畝）	600円	600円
〃	雪芦（1畝）	700円	700円
〃	白あやめ（1畝）	600円	600円
〃	紫あやめ（1畝）	600円	600円
〃	黄菊（1畝）	600円	600円
〃	白菊（1畝）	600円	600円
〃	青すすき（1畝）	700円	700円
〃	枯すすき（1畝）	700円	700円
〃	菜の花（1畝）	700円	700円
〃	赤萩（1畝）	800円	800円
〃	白萩（1畝）	800円	800円
〃	撫子（1畝）	600円	600円
立木	梅立木（紅又は白）	3,100円	3,100円
〃	桜立木	3,100円	3,100円
〃	紅葉立木（紅又は青）	3,100円	3,100円

〃	柳立木	3,700円	3,700円
〃	杉立木切出し（一連）	4,500円	4,500円
〃	杉立木切出し（二連）	6,000円	6,000円
〃	松立木切出し（一連）	3,000円	3,000円
〃	松立木切出し（二連）	6,000円	6,000円
提灯	大提灯	8,900円	8,900円
〃	中提灯	6,000円	6,000円
〃	小提灯	3,000円	3,000円
〃	提灯枠	29,800円	-
辻行灯		3,000円	3,000円
積み石		1,400円	1,400円
綱	紅白綱一式	7,500円	7,500円
〃	紫白綱一式	7,500円	7,500円
吊り物	桜吊り枝	7,500円	5,000円
〃	紅葉吊り枝	7,500円	5,000円
〃	吊り柳	6,300円	4,700円
〃	吊り松	3,000円	3,000円
〃	紅白梅ヤートコセ	14,200円	11,300円
〃	赤紅葉ヤートコセ	17,000円	14,100円
吊り花	桜吊り花（一列）	5,800円	5,000円
〃	藤吊り花（一列）	6,900円	6,900円
吊り鐘	紫又は緑（各1台）	10,500円	10,500円
手摺り	1尺×12尺	1,400円	1,400円
天水桶		3,000円	3,000円
灯籠		4,500円	4,500円
ドライアイスマシーン	ドライアイス実費・操作人件費別	6,000円	6,000円
鳥居	赤丸物	10,500円	10,500円
二畳台	布付	6,000円	6,000円
二畳台布		1,500円	1,500円
橋掛り		4,500円	4,500円
破風		9,600円	9,600円

ピアノ	椅子付	21,000円	21,000円
ピアノ椅子		1,400円	1,400円
屏風	金・銀・鳥の子（各種）半双 （1回につき）	3,000円	3,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双 （1回につき）	6,000円	6,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）半双 （全日使用）	19,500円	19,500円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双 （全日使用）	39,000円	39,000円
紗屏風	一双	12,000円	12,000円
布団	1枚	1,400円	1,400円
船	切出し	3,000円	3,000円
〃	丸物	10,500円	10,500円
〃	屋形船	7,400円	7,400円
〃	電動（操作人件費別）	23,900円	23,900円
幕類	浅葱振落し幕	11,900円	9,000円
〃	道具幕	44,400円	29,600円
〃	紗幕（黒・グレー）	17,900円	11,900円
〃	黒振落し幕	11,900円	9,000円
〃	ホリ幕	11,900円	9,000円
〃	幔幕（幕串付）	3,000円	3,000円
〃	五色幕	3,000円	3,000円
〃	霞幕（幕串付）	3,000円	3,000円
〃	暖簾	3,000円	3,000円
〃	華燈幕（1対）	6,000円	6,000円
〃	雲幕	11,900円	9,000円
〃	霞幕	11,900円	9,000円
〃	蜘蛛の巣紗幕	11,900円	11,900円
〃	紅白幕	11,900円	9,000円
〃	松羽目御幕	3,000円	3,000円
盆なり緋毛氈	盆前	6,000円	6,000円
〃	盆中（1枚）	8,900円	8,900円
〃	盆中（2枚）	17,800円	17,800円
〃	盆前・盆中（1枚）	14,900円	14,900円

〃	盆前・盆中（2枚）	23,800円	23,800円
〃	盆前・（盆中2枚）全日使用	154,700円	154,700円
雪カゴ	雪カゴ1個	1,400円	1,400円
用水		3,000円	3,000円

(3) 演芸場舞台備品

	舞台備品名	単位	単価
か	囲い	一式	8,400円
こ	講演台（袖机含む）	1台	3,200円
し	照明用特殊機材 燭台	1台	2,400円
		1台	500円
す	スクリーン（小） スモークマシーン（ロスコ）	1枚	3,100円
		1台	6,100円
て	手摺り（木地）	1枚	2,000円
ひ	屏風	一双（1回）	6,100円
		半双（1回）	3,100円
		一双（全日）	39,500円
		一双（午後・夜間）	30,400円
	ピンスポット	1台	2,400円
ま	幕類 紗幕	1枚	6,100円
	道具幕	1枚	3,100円
	松羽目	1枚	6,100円
や	吊り柳	一連	3,100円
ゆ	雪かご	1個（雪片含む）	1,400円
よ	寄席囲い（取り外し・取り付け）	1回	10,400円
り	リノリュウム	（全面）8枚	25,200円
		（寄席囲い内上下付足し）	18,800円
わ	ワイヤレスマイク（6時間以内）	1本	1,300円

- 備考（1）常設舞台装置の使用について、その一部を使用する場合の使用料は、別に定める。
- （2）常設舞台装置及び舞台備品の飾付又は効果等に要する作業員は、劇場施設使用者が準備すること。
- （3）舞台稽古又は居処調べにおいて、常設舞台装置及び舞台備品を使用する場合は、それぞれの使用料の5割相当額とする。
- （4）同一の催しにおいて、同一の常設舞台装置又は舞台備品を連続して使用する場合は、その使用回数が3回以上にわたるときの使用料は、3回目から、各1回につき、それぞれの使用料の5割相当額とする。
- （5）大劇場及び小劇場において使用できる屏風の数は金、銀及び鳥の子屏風それぞれ二双までである。ただし、一方の劇場で使用しない場合に限り、他方の劇場でその屏風を使用できるものとする。

1.6 照明に関する装置等の使用料は、次表のとおりとする。

装置名	単位	使用料
-----	----	-----

エフェクトマシン	1.5kw以上	一式	2,600円
	1.0kw以上	一式	1,900円
	1kw未満	一式	1,300円
カラーフィルター		1枚	実費
リアスクリーン	大劇場用	一式	31,500円
	小劇場用	一式	15,700円

17 音響に関する装置等の使用料は、次表のとおりとする。

装置名		単位	使用料
マイク	ダイナミック型	1本	1,000円
	コンデンサー型	1本	1,300円
	ワイヤレス	1本	1,500円
スピーカー	大型	1台	12,500円
	中型	1台	2,100円
	小型	1台	1,000円
ミキサー	大型	1台	10,500円
	小型	1台	5,200円
周辺機器	CDデッキ	1台	1,500円
	MDデッキ	1台	1,500円
	カセットデッキ	1台	1,500円
	HDD再生機	1台	2,600円
	リバーブ	1台	1,500円
	カフボックス	1台	1,000円
拡声用マイクの分岐機器		1本	500円
テープレコーダー・MDデッキ（稽古場用）		1台	1,300円

18 録音等に関する料金は、次表のとおりとする。

内容		単位	料金
運営モニターを用いて行う録音受託料		30分	1,900円
録音技術料	録音室を使用した録音	1時間	8,600円
	ダビング編集のみ録音	1時間	4,300円
録音メディア		—	実費

19 入場券の販売又は作成を振興会に委託する場合の手数料等は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
入場券販売手数料	1 枚	額面の 1 割相当額
入場券作成料	1 枚	10円
チケットケース	1 枚	実費

20 サーモグラフィーの使用料は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
サーモグラフィー	1 台	3,000円

21 劇場施設使用者の依頼を受けた者が、舞台以外の場所において撮影等を行う場合の電源・場所等使用料は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
電源・場所等使用料	電源を使用する場合	1 件 6,700 円
	電源を使用しない場合	1 件 5,700 円

22 第13条第2項の規定により、職員の技術協力を受ける場合の技術料は、次表のとおりとし、業務区分の詳細については、別に定める。ただし、特別に長時間の作品や高度な技術を要する作品の場合等で、次表によることが適当でないとき認められるときは、別途技術料を定めることとする。

(1) 舞台進行（舞台監督等の業務）

業務区分	I	II	III
技術料 (1日につき)	31,500 円	52,400 円	104,800 円

(2) 舞台美術デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	31,500 円	52,400 円	大劇場 125,700円 小劇場 104,800円
業務区分	IV	V	
技術料	大劇場 209,500円 小劇場 157,400円	大劇場 314,300円 小劇場 261,900円	

備考 再演する場合の技術料は、内容により当該技術料の30%又は50%とする。

(3) 照明デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	31,500 円	52,400 円	104,800 円

(4) 音響デザイン（プラン）

業務区分	I	II	III
技術料	31,500 円	52,400 円	104,800 円

23 第13条第3項の規定により、職員の協力又は技術協力を受ける場合の職員立会い料

は、次表のとおりとする。

時間区分	1時間30分以内	5時間30分以内	5時間超
公演本番	18,300円	25,200円	27,200円
公演本番以外	9,300円	12,500円	13,600円

備考（１）時間には、休憩時間を含む。ただし、往復に要する時間は含まない。

（２）交通費を必要とする場合は、1人につき1,000円とする。ただし、東京23区外で交通費が1,000円を超える場合は、その超過額を加算する。

（３）第13条第2項第1号の職員が立ち会う場合は、次のとおりとする。

（ア）打合せ又は稽古は、本表による。

（イ）舞台準備又は舞台稽古は、使用料表22の（１）の技術料の5割相当額とする。

（ウ）公演本番は、使用料表22の（１）の技術料を含む。

24 使用料表22、23のほか、通常の打合せに加えて、劇場施設使用者の都合により打合せ・下見を行う場合の料金は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
打合せ・下見料	1時間	6,200円

別表2（国立能楽堂）

使用料表

1 能舞台の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	平日	土曜日	日曜日・祝日
第1種	全日	277,200円	323,400円	381,200円
	半日	184,800円	254,100円	323,400円
	夜間	219,500円	288,800円	358,100円
第2種 第3種	全日	300,300円	358,100円	415,800円
	半日	207,900円	277,200円	358,100円
	夜間	242,600円	323,400円	392,700円
第4種	全日	831,600円	970,200円	1,143,600円
	半日	554,400円	762,300円	970,200円
	夜間	658,500円	866,400円	1,074,300円

2 研修能舞台の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	平日	土曜日	日曜日・祝日
第1種	全日	92,400円	104,000円	127,100円
	半日	57,800円	80,900円	104,000円
	夜間	69,300円	92,400円	115,500円
第2種 第3種	全日	115,500円	138,600円	161,700円
	半日	80,900円	104,000円	138,600円
	夜間	92,400円	115,500円	150,200円
第4種	全日	277,200円	312,000円	381,300円
	半日	173,400円	242,700円	312,000円
	夜間	207,900円	277,200円	346,500円

3 能舞台の第1種の使用で、同一使用者が年間（4月から翌年3月まで）3日以上使用する
ときの1日の使用料は、次表のとおりとする。

使用日数	区分	平日	土曜日	日曜日・祝日
3日	全日	249,500円	291,100円	343,000円
	半日	166,300円	228,700円	291,100円
	夜間	197,500円	259,900円	322,200円
4日	全日	235,600円	274,900円	324,000円
	半日	157,100円	216,000円	274,900円
	夜間	186,500円	245,400円	304,300円

5 日以上	全日	221,800 円	258,700 円	304,900 円
	半日	147,800 円	203,300 円	258,700 円
	夜間	175,600 円	231,000 円	286,400 円

備考 使用料の納付方法については、第 1 日目の使用日までに第 17 条に定める使用料に合わせて次回の使用料を納付し、第 2 日目の使用日以降は、次回の使用料のみを納付するものとする。

- 4 前各表の区分欄において、「全日」とは、午前 10 時より午後 9 時までの間の 8 時間、「半日」とは、午前 10 時より午後 6 時までの間の 4 時間、「夜間」とは、午後 3 時より午後 9 時までの間の 4 時間とし、日曜日及び祝日の場合の「半日」及び「夜間」は、それぞれ 5 時間とする。ただし、「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日とする。

- 5 使用料表 4 に定める使用時間を超過した場合に追加徴収する額は、次表のとおりとする。

超過時間	追加徴収額	
	午後 10 時までの場合	午後 10 時を過ぎた場合
30 分未満	夜間使用料の 6 分の 1 相当額	
30 分以上 1 時間未満	夜間使用料の 6 分の 2 相当額	
1 時間以上 1 時間 30 分未満	夜間使用料の 6 分の 3 相当額	夜間使用料の 6 分の 3 相当額に 100 分の 130 を乗じて得た額
1 時間 30 分以上 2 時間未満	夜間使用料の全額	夜間使用料の全額に 100 分の 130 を乗じて得た額

備考 追加徴収額の計算の結果生じた 10 円未満は、これを切り捨てるものとする。

- 6 能舞台、研修能舞台の申合せ及び稽古のための使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	単位	能舞台使用料	研修能舞台使用料
第 1 種	1 時間	17,300 円	5,800 円
第 2 種	1 時間	23,100 円	5,800 円
第 3 種	1 時間	23,100 円	5,800 円
第 4 種	1 時間	51,900 円	17,400 円

- 7 録画又は録音を目的とする使用については、公開のものは、使用料表 1 から 3 までに定める使用料とし、非公開のものは、同表 1 から 3 までに定める使用料の 9 割相当額とする。

- 8 舞台装置（作り物）の使用料は、次表のとおりとする。

舞台装置（作り物）名	単位	使用料
翁飾	一式	1,710 円
輪蔵	一式	22,660 円
道成寺	一式	50,960 円

備考（1）翁飾の七五三縄一式は実費とする。

（2）生の木・花は実費とする。

- (3) 塚・山等には柵は含まないものとする。
- (4) 道成寺の作り物を申合せ及び稽古のために使用する場合は、上記使用料の5割相当額とする。
- (5) 国立能楽堂での公演事業等に支障がない場合、外部に貸し出すことができる。その際の使用料は上記の2倍相当額とする。ただし、公益社団法人能楽協会の会員又は会員に準ずる者として認められる者の出演する能会等に限る。

9 備品の使用料は、次表のとおりとする。

備品名	単位	使用料
櫛・釣竿・杖・鞭・弓矢・幣・挟竹・田子用荷竹・エブリ・箒竹・見台	各1点	350円
萩箒・サラエ・杖・持枝・錦木・金剛杖・山用花・注連竹・籬・棒・錫杖・鹿背杖・笈・琵琶・籠・手籠・桶・負柴・柴垣・絵馬・瓢箪・椅子 (狂言)・銅拍子、金札、鉄札	各1点	580円
汐汲車・土車・輿・枕・氷・鉄床・文台・幣台・燈明台・鉢木台・鳥居・砧・篝火・舍利塔・立木台・一畳台・小サ刀・燭台 (骨組)・山、塚、舟、小宮 (狂言)・俵、荷茶屋、真奪用造花、講座	各1点	1,130円
俊寛纜・鉾・長刀・刀・井戸	各1点	1,710円
立木台用立木・一畳台用立木 山、塚、小宮用引廻し 祈祷台・門(片折戸)・モタイ(布付き) (骨組)・大宮、引立テ大宮、石、機台、半蔀戸 (狂言)・児流鎧馬、三本柱	各1点	2,270円
大屋形、大宮用引廻し・藁屋	各1点	2,840円
板屋・萩屋・大藁屋・籠小屋 台掛・石用緞子 重荷・壺・杵枷輪 (狂言)・茶筌(茶筌指し付き) 葛桶蓋(金蒔絵付き)	各1点	3,410円
物見車・羯鼓台・鏡台・糸車(五色)・椅子 車・国栖舟・唐船・酒 舟・絵馬宮・檜垣	各1点	5,660円
鐘楼(鐘付)	1点	9,070円
道成寺用包衣	1点	11,310円
道成寺用綱	1点	16,990円
道成寺用鐘(骨組)	1点	22,660円
金屏風	一双	4,770円
葛桶(金蒔絵付き)	1点	11,310円

備考（１）道成寺用備品を申合せ及び稽古のために使用する場合は、上記使用料の５割相当額とする。

（２）国立能楽堂での公演事業等に支障がない場合、外部に貸し出すことができる。その際の使用料は上記の２倍相当額とする。ただし、公益社団法人能楽協会の会員又は会員に準ずる者として認められる者の出演する能会等に限る。

1.0 テレビ中継設備等の使用料は、次表のとおりとする。

設備名（機器名）	単位	料金	備考
ビデオプロジェクター	30分につき	1,710円	10分増すごとに 570円
テレビ中継設備	5時間以内	8,610円	1時間増すごとに 900円
座席字幕表示装置	4時間以内	22,000円	30分増すごとに 2,750円

1.1 座席字幕表示装置使用にかかわる業務区分及び料金は、次のとおりとする。

業務区分	コンテンツ設定	字幕データのシステム入力・設定等
	申合せ送出	申合せでの字幕データ送出及び修正業務等
	本番送出	本番での字幕データ送出業務等
料金	1. 振興会所有の台本を使用し、振興会指定の業者がオペレートする場合	
	(1) 申合せ送出・本番送出	147,400円
	(2) 本番送出のみ	81,400円
	2. 劇場施設使用者持ち込みの台本を使用し、振興会指定の業者がオペレートする場合	
	(1) コンテンツ設定・申合せ送出・本番送出	237,600円
	(2) コンテンツ設定・本番送出のみ	171,600円
3. 例外的に劇場施設使用者持ち込みの機材（PC等）を座席字幕表示装置に接続し、劇場施設使用者がオペレートする場合		
(1) 申合せ・本番立会い	61,600円	
(2) 本番立会いのみ	30,800円	

備考（１）座席字幕表示装置は、原則振興会指定の業者がオペレートすることとする。

（２）劇場施設使用者持ち込み台本の内容によっては、上記２．の（１）又は２．の（２）の料金にコンテンツ設定料金を加算（１ポスト追加すごとに90,200円）する場合がある。

（３）例外的に劇場施設使用者持ち込みの機材（PC等）を座席字幕表示装置に接続し、劇場施設使用者がオペレートする場合、申合せ・本番（申合せなしの場合は本番のみ）に振興会指定の業者がシステム管理者として必ず立ち会うこととする。

1.2 振興会所有の字幕台本を貸し出した場合の貸出料は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
字幕台本貸出料	1演目	16,500円

1.3 入場券の販売又は作成を振興会に委託する場合の手数料等は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
入場券販売手数料	1枚	額面の1割相当額

入場券作成料	1枚	10円
チケットケース	1枚	実費

1.4 劇場施設使用者の依頼を受けた者が、舞台以外の場所において撮影等を行う場合の電源・場所等使用料は、次表のとおりとする。

内容		単位	料金
電源・場所等使用料	電源を使用する場合	1件	3,410円
	電源を使用しない場合	1件	2,270円

別表3（国立文楽劇場）

使用料表

1 文楽劇場の使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	全日	午前10時半～午後9時半	534,900円	641,900円
	半日	午前10時半～午後4時	267,500円	321,000円
	午前	午前10時半～正午	160,500円	192,600円
	午後	午後1時～午後4時	214,000円	256,800円
	夜間	午後5時～午後9時半	374,400円	449,300円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	481,400円	577,700円
第2種	全日	午前10時半～午後9時半	481,400円	577,700円
	半日	午前10時半～午後4時	240,700円	288,800円
	午前	午前10時半～正午	144,400円	173,300円
	午後	午後1時～午後4時	192,600円	231,100円
	夜間	午後5時～午後9時半	337,000円	404,400円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	433,300円	520,000円
第3種	全日	午前10時半～午後9時半	427,900円	513,500円
	半日	午前10時半～午後4時	214,000円	256,800円
	午前	午前10時半～正午	128,400円	154,100円
	午後	午後1時～午後4時	171,200円	205,400円
	夜間	午後5時～午後9時半	299,500円	359,400円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	385,100円	462,100円
第4種	全日	午前10時半～午後9時半	802,400円	962,900円
	半日	午前10時半～午後4時	401,200円	481,400円
	午前	午前10時半～正午	240,700円	288,800円
	午後	午後1時～午後4時	321,000円	385,200円
	夜間	午後5時～午後9時半	561,700円	674,000円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	722,200円	866,600円
第5種	全日	午前10時半～午後9時半	1,604,700円	1,925,600円
	半日	午前10時半～午後4時	802,400円	962,800円
	午前	午前10時半～正午	481,400円	577,700円
	午後	午後1時～午後4時	641,900円	770,200円
	夜間	午後5時～午後9時半	1,123,300円	1,347,900円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	1,444,200円	1,733,000円

2 小ホールの使用料は、次表のとおりとする。

使用種別	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種 第2種 第3種 第4種 第5種	全 日	午前10時半～午後9時半	127,400円	152,900円
	半 日	午前10時半～午後4時	63,700円	76,400円
	午 前	午前10時半～正午	38,200円	45,800円
	午 後	午後1時～午後4時	51,000円	61,200円
	夜 間	午後5時～午後9時半	89,200円	107,000円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	114,700円	137,600円

3 文楽劇場の第1種、第4種又は第5種の使用で、「全日」の使用期間が継続して5日以上にわたる場合の1日の使用料は、表（1）のとおりとする。ただし、前記の期間中、振興会の都合により特定の使用日について使用する区分を制限する場合の使用料は、表（2）のとおりとする。

(1)

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	5日以上 10日未満	全 日	午前10時半～午後9時半	427,900円	513,500円
	10日以上	全 日	午前10時半～午後9時半	294,200円	353,000円
第4種	5日以上 10日未満	全 日	午前10時半～午後9時半	641,900円	770,300円
	10日以上	全 日	午前10時半～午後9時半	441,300円	529,600円
第5種	5日以上 10日未満	全 日	午前10時半～午後9時半	1,283,800円	1,540,600円
	10日以上	全 日	午前10時半～午後9時半	882,600円	1,059,100円

(2)

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種	5日以上 10日未満	半 日	午前10時半～午後4時	214,000円	256,800円
		午 前	午前10時半～正午	128,400円	154,100円
		午 後	午後1時～午後4時	171,200円	205,400円
		夜 間	午後5時～午後9時半	299,500円	359,400円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	385,100円	462,200円
	10日以上	半 日	午前10時半～午後4時	147,100円	176,600円
		午 前	午前10時半～正午	88,300円	105,900円
		午 後	午後1時～午後4時	117,700円	141,200円
		夜 間	午後5時～午後9時半	205,900円	247,100円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	264,800円	317,700円

第4種	5日以上 10日未満	半日	午前10時半～午後4時	321,000円	385,100円
		午前	午前10時半～正午	192,600円	231,000円
		午後	午後1時～午後4時	256,800円	308,200円
		夜間	午後5時～午後9時半	449,400円	539,200円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	577,800円	693,300円
	10日以上	半日	午前10時半～午後4時	220,700円	264,800円
		午前	午前10時半～正午	132,400円	158,800円
		午後	午後1時～午後4時	176,600円	211,900円
		夜間	午後5時～午後9時半	308,900円	370,700円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	397,200円	476,600円
第5種	5日以上 10日未満	半日	午前10時半～午後4時	641,900円	770,300円
		午前	午前10時半～正午	385,100円	462,200円
		午後	午後1時～午後4時	513,500円	616,200円
		夜間	午後5時～午後9時半	898,700円	1,078,400円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	1,155,400円	1,386,500円
	10日以上	半日	午前10時半～午後4時	441,300円	529,600円
		午前	午前10時半～正午	264,800円	317,700円
		午後	午後1時～午後4時	353,000円	423,600円
		夜間	午後5時～午後9時半	617,800円	741,400円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	794,300円	953,200円

4 小ホールの第1種、第4種又は第5種の使用で、「全日」の使用期間が継続して5日以上にわたる場合の1日の使用料は、表(1)のとおりとする。ただし、前記の期間中、振興会の都合により特定の使用日について使用する区分を制限する場合の使用料は、表(2)のとおりとする。

(1)

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種 第4種 第5種	5日以上 10日未満	全日	午前10時半～午後9時半	101,900円	122,300円
	10日以上	全日	午前10時半～午後9時半	70,100円	84,100円

(2)

使用種別	使用日数	区分	時間	平日	土曜・日曜・祝日
第1種 第4種 第5種	5日以上 10日未満	半日	午前10時半～午後4時	51,000円	61,200円
		午前	午前10時半～正午	30,600円	36,700円
		午後	午後1時～午後4時	40,800円	48,900円

		夜 間	午後5時～午後9時半	71,300円	85,600円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	91,700円	110,100円
	10日以上	半 日	午前10時半～午後4時	35,100円	42,100円
		午 前	午前10時半～正午	21,000円	25,200円
		午 後	午後1時～午後4時	28,000円	33,600円
		夜 間	午後5時～午後9時半	49,100円	58,900円
		午後夜間	午後1時～午後9時半	63,100円	75,700円

5 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日とする。

6 使用料表1～4に定める各区分の使用時間を超過した場合の使用料は、次表のとおりとする。

超過時間	追加徴収額	
	午後10時までの場合	午後10時を過ぎた場合
30分未満	所定額の6分の1相当額	左記額に100分の130を乗じて得た額
30分以上1時間未満	所定額の6分の2相当額	
1時間以上1時間30分未満	所定額の6分の3相当額	
1時間30分以上2時間未満	所定額	

備考（1）本表中「所定額」とは、「午前」の使用については、「午後」の使用料とし、「半日」、「午後」、「夜間」、「午後夜間」及び「全日」の使用については、「夜間」の使用料とする。

（2）追加徴収額の計算の結果生じた10円未満は、これを切り捨てるものとする。

7 公演等本番に付随する舞台準備又は舞台稽古のための使用料（以下「舞台稽古料金」という。）は、使用料表1及び2の第1種から第3種までの使用については当該使用料表第1種における各区分の使用料の5割相当額とし、第4種の使用については当該使用料表第4種における各区分の使用料の5割相当額、第5種の使用については当該使用料表第5種における各区分の使用料の5割相当額とする。使用料表3及び4の第1種の使用についてはそれぞれ使用料表1又は2の第1種における各区分の使用料の5割相当額とし、第4種の使用についてはそれぞれ使用料表1又は2の第4種における各区分の使用料の5割相当額、第5種の使用についてはそれぞれ使用料表1又は2の第5種における各区分の使用料の5割相当額とする（10円未満は、これを切り捨てるものとする。）。

8 公演等本番に付随して、立ち位置や舞台進行の確認等を目的として舞台を使用する場合（以下「居処調べ」という。）の使用料は、次表のとおりとする。ただし、この場合、使用できる時間は4時間までとする。

（1時間あたりの使用料）

劇場別	使用種別	平日	土・日・祝日
文楽劇場	第1種	26,700円	32,100円
	第4種	40,100円	48,100円

	第5種	80,200円	96,300円
小ホール	第1種	6,400円	7,600円
	第4種	6,400円	7,600円
	第5種	6,400円	7,600円

9 「全日」「半日」又は「午前」の使用において、振興会が業務に支障がないと認めた場合に限り、午前10時からを限度として居処調べ又は舞台稽古のため舞台を使用することができる。この場合の使用料は、「午前」の舞台稽古料金の6分の1とする（10円未満は、これを切り捨てるものとする。）。

10 使用料表1～4の使用にあたり、当初承諾を受けた使用日以外に又は使用区分を超えて、舞台準備又は原状回復の作業を行う必要がある場合の使用料は、使用料表8の5割相当額とする（10円未満はこれを切り捨てるものとする）。ただし、この場合、3時間までとし、すべての使用区分において午前9時以前、翌日午前1時以降の使用は行わないものとする。

11 文楽劇場の原状は、花道が設置されていない平舞台を基本舞台とし、使用者が花道を設置して使用する場合（その直前の使用状況により、あらかじめ花道が設置されている場合も含む）の使用料は、次表のとおりとする。

花道措置料	34,700円
-------	---------

12 映画、テレビ、ラジオ等に関する設備の使用料は、次表のとおりとする。

設備名	単位	使用料
テレビ中継設備	5時間まで	10,200円
	5時間を超える1時間ごとに	1,000円
ラジオ中継設備	3時間まで	5,200円
	3時間を超える1時間ごとに	500円

備考 必要な機器は劇場施設使用者が準備すること。

13 舞台機構に関する装置等の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 舞台装置（以下「常設舞台装置」という。）

	舞台装置名	料金
あ	浅妻船	29,000円
	雨の五郎	28,000円
	菖蒲浴衣	17,000円
	栗餅（街屋定式）	21,000円
い	板羽目ナラベ	33,500円
	妹背山	55,000円
う	浦島	22,000円
え	越後獅子	29,000円

お	大平（前欄間付）	58,000 円
	大平（前欄間付） 全日使用	374,000 円
	大平（前欄間付） 半日使用	170,000 円
	大平（前欄間付） 午前使用	57,600 円
	大平（前欄間付） 午後使用	102,000 円
	大平（前欄間付） 夜間使用	187,000 円
	大平（前欄間付） 午後夜間使用	289,000 円
	大平	45,000 円
	大平 全日使用	292,000 円
	大平 半日使用	132,000 円
	大平 午前使用	45,000 円
	大平 午後使用	79,000 円
	大平 夜間使用	146,000 円
	大平 午後夜間使用	225,000 円
	大平（小ホール専用）	30,200 円
	近江のお兼	32,000 円
	お染久松	12,000 円
	落人	49,000 円
	お夏狂乱	56,000 円
	大原女	42,000 円
	お光狂乱	26,000 円
	女車引	57,000 円
	女伊達（仲之町定式）	43,000 円
か	傀儡師（街屋定式）	21,000 円
	鏡獅子	70,000 円
	角兵衛（街屋定式）	21,000 円
	かさね（※打ち藪別料金）	63,000 円
	神田祭	33,000 円
き	勢獅子	34,000 円
	菊	14,000 円
	喜撰	13,000 円
	京鹿子娘道成寺	72,000 円
	京人形	39,000 円

く	鞍馬獅子	39,000 円
け	元禄花見踊	17,000 円
こ	独楽	34,000 円
	子守 (街屋定式)	21,000 円
さ	鷺娘	42,000 円
	五月雨	8,000 円
	晒三番 (板羽目・破風)	37,000 円
	晒女	32,000 円
	三社祭	29,000 円
	汐汲	24,000 円
し	賤の苧環 (一景・二景)	29,000 円
	島の千歳 (赤柱)	17,000 円
	石橋	18,000 円
	執着獅子 (鏡獅子大平)	45,000 円
	正札附草摺引	60,000 円
す	助六	40,000 円
た	団十郎娘	31,000 円
ち	蝶の道行	14,000 円
つ	津山の月	36,000 円
て	丁稚 (蔵街屋)	21,000 円
	手習子	21,000 円
と	峠の万歳	41,000 円
	年増	35,000 円
	鳥羽絵	46,000 円
	供奴 (仲之町定式)	43,000 円
な	仲之町	43,000 円
に	二人椀久	29,000 円
の	乗合船	47,000 円
は	羽根の禿	36,000 円
ふ	藤娘	51,000 円
	双面	47,000 円
	文売り	16,000 円
ほ	本朝廿四孝	64,000 円

ま	舞妓	34,000 円
	まかしよ	18,000 円
	将門	67,000 円
	街屋	21,000 円
	街屋（川街屋）	21,000 円
	街屋（蔵街屋）	21,000 円
	街屋（正面橋街屋）	28,000 円
	街屋（桜、川街屋）	21,000 円
	松羽目（囲い付）	69,000 円
	松羽目	58,000 円
み	三ツ面子守	34,000 円
	都鳥	33,000 円
も	戻橋	56,000 円
や	櫓のお七（幻お七）櫓の場	58,000 円
	屋敷娘	16,000 円
	八島官女	24,000 円
	保名	14,000 円
ゆ	夕立	24,000 円
	夕月	29,000 円
よ	吉野山	36,000 円
	吉原雀（仲之町定式）	42,000 円
り	流星	23,000 円
ろ	浪曲 5 点セット（机・湯飲置き・椅子・盆栽台 2 台）	11,300 円

（2）舞台備品

舞台備品名	種類・規格	料金
岩	大岩切出し	5,000 円
〃	小岩切出し	1,700 円
囲い一式（囲い・見切り）	砂子・紺・黒・緑（全日使用）	25,600 円
囲い	砂子・紺・黒・緑（全日使用）	13,400 円
囲い（見切り）	砂子・紺・黒・緑（全日使用）	16,800 円
囲い（奥見切り）	砂子（全日使用）	16,800 円
囲い（小ホール専用）	砂子（全日使用）	8,800 円
グラスマット	1 枚	800 円

高座台（小ホール専用）		3,400円
枝折戸		3,400円
式典一式（演台・司会台・盆栽台）		22,000円
式典（単品）	演台	12,600円
〃	司会台	5,200円
〃	盆栽台	4,200円
地絨	3間×6間以上	6,700円
〃	3間×6間未満	3,400円
色紙	鳥の子・砂子・ぼかし	3,400円
上敷き	3間×6間以上	3,400円
〃	3間×6間未満	1,700円
床几	1脚	1,700円
スクリーン	リア	13,400円
〃	大	6,700円
〃	小	3,400円
スモークマシン（ロスコ）		6,100円
造花	芦（青）（1畝）	600円
〃	芦（枯）（1畝）	600円
〃	芦（銀）（1畝）	600円
〃	あやめ（紫）（1畝）	1,000円
〃	菊（白・黄）（1畝）	500円
〃	すすき（穂つき）（1畝）	500円
〃	すすき（穂なし）（1畝）	400円
〃	菜の花（1畝）	500円
〃	秋草（萩）（1畝）	800円
〃	撫子（1畝）	600円
立木	梅立木（紅又は白）	2,900円
〃	桜立木	2,900円
〃	しだれ桜立木	3,500円
〃	紅葉立木（紅又は青）	2,900円
〃	柳立木	4,200円

〃	柳立木（白厚綿付）	6,300円
〃	枯柳立木	2,900円
〃	杉立木切出し（一連）	5,000円
〃	杉立木切出し（二連）	6,700円
〃	松立木切出し（一連）	5,000円
〃	松立木切出し（二連）	6,700円
提灯	大提灯切出し	1,700円
〃	中提灯切出し	1,700円
〃	小提灯切出し	1,700円
提灯枠	神田祭叉木	3,400円
衝立（小ホール専用）		2,200円
綱	紅白（道成寺用）	6,700円
〃	紫白（道成寺用）	6,700円
吊り物	桜吊り枝	5,800円
〃	紅葉吊り枝	6,000円
〃	吊り柳	5,800円
〃	吊り松（上手用）	1,700円
〃	梅ヤートコセ	13,200円
〃	紅葉ヤートコセ	16,100円
吊り花	桜吊り花（桜文字）	5,200円
〃（小ホール専用）	桜吊り花	2,100円
〃	藤吊り花（別吊り）	23,800円
〃	藤吊り花（松切出し付）	32,200円
吊り鐘	道成寺吊鐘（緑）	13,400円
〃	道成寺吊鐘（紫）	13,400円
手摺り	木地	1,700円
ドライアイスマシン	ドライアイス実費	6,100円
二畳台	布付	5,000円
橋掛り		3,400円
破風		10,100円
屏風	金・銀・鳥の子（各種）半双（1回につき）	2,900円
〃	金・銀・鳥の子（各種）半双（全日使用）	18,500円

〃	金・銀・鳥の子（各種）半双（半日使用）	8,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）半双（午前使用）	2,900円
〃	金・銀・鳥の子（各種）半双（午後使用）	5,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）半双（夜間使用）	9,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）半双（午後夜間使用）	14,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（1回につき）	5,800円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（全日使用）	37,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（半日使用）	16,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（午前使用）	5,800円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（午後使用）	10,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（夜間使用）	18,000円
〃	金・銀・鳥の子（各種）一双（午後夜間使用）	28,000円
屏風（白棧障子）	4曲	5,800円
屏風（紗）	一双	5,800円
船	切出し	3,400円
幕類	道具幕	33,500円
〃	紗幕	20,100円
〃	振落とし幕	13,400円
〃	幔幕（幕串付）	3,400円
〃	五色幕（幕串付）	3,400円
〃	華燈幕（二枚口）	3,400円
〃	霞幕（幕串付）	3,400円
〃	暖簾	3,400円

- 備考（１）常設舞台装置の使用について、その一部を使用する場合の使用料は、別に定める。
- （２）常設舞台装置及び舞台備品の飾付又は効果等に要する作業員は、劇場施設使用者が準備すること。
- （３）本番当日の舞台稽古又は居処調べにおいて、常設舞台装置及び舞台備品を使用する場合は、それぞれの使用料の５割相当額とする。
- （４）５日以上１０日未満連続して使用する場合の常設舞台装置の使用料はそれぞれ各欄表示額の７割相当額、１０日以上連続して使用する場合の常設舞台装置の使用料はそれぞれ各欄表示額の５割相当額とする。

- (5) 同一の催しにおいて、常設舞台装置又は舞台備品のうち屏風又は色紙を連続して使用する場合は、その使用回数が3回以上にわたるときの使用料は、3回目から、各1回につき、それぞれの使用料の5割相当額とする。

1.4 照明に関する装置等の使用料は、次表のとおりとする。

装置名		単位	使用料
エフェクトマシン	1.5kw以上	一式	2,600円
	1.0kw以上	一式	1,900円
	1.0kw未満	一式	1,300円
カラーフィルター		1枚	実費

1.5 音響に関する装置等の使用料は、次表のとおりとする。

装置名	単位	使用料
ワイヤレスマイク	1本	1,300円
テープレコーダー・MDデッキ（稽古用）	1台	1,200円

1.6 録音等に関する料金は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
運営モニターを用いて行う録音受託料	30分	1,900円
録音技術料（ダビング編集録音）	1時間	4,300円
録音メディア	—	実費

1.7 入場券の販売又は作成を振興会に委託する場合の手数料等は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
入場券販売手数料	1枚	額面の1割相当額
入場券作成料	1枚	10円
チケットケース	1枚	実費

1.8 劇場施設使用者の依頼を受けた者が、舞台以外の場所において撮影等のため電源等を使用する場合の使用料は、次表のとおりとする。

内容		単位	料金
電源・場所等使用料	電源を使用する場合	1件	3,800円
	電源を使用しない場合	1件	2,500円

1.9 第13条第2項の規定により、職員の技術協力を受ける場合の技術料は、次表のとおりとし、業務区分の詳細については、別に定める。ただし、特別に長時間の作品や高度な技術を要する作品の場合で、次表によることが適当でないと認められるときは、別途技術料を定めることとする。

(1) 舞台進行（舞台監督等の業務）

業務区分	I	II	III
技術料 (1日につき)	31,500円	52,400円	104,800円

(2) 舞台美術デザイン(プラン)

業務区分	I	II	III
技術料	31,500円	52,400円	104,800円
業務区分	IV	V	
技術料	157,200円	261,900円	

備考 再演する場合の技術料は、内容により当該技術料の30%又は50%とする。

(3) 照明デザイン(プラン)

業務区分	I	II	III
技術料	31,500円	52,400円	104,800円

(4) 音響デザイン(プラン)

業務区分	I	II	III
技術料	31,500円	52,400円	104,800円

20 第13条第3項の規定により、職員の協力又は技術協力を受ける場合の職員立会い料は、次表のとおりとする。

時間区分	1時間30分以内	5時間30分以内	5時間30分超
公演本番	16,100円	22,000円	23,900円
公演本番以外	8,000円	11,000円	12,000円

備考 (1) 時間には、休憩時間を含む。ただし、往復に要する時間は含まない。

(2) 交通費を必要とする場合は、1人につき1,000円とする。ただし、大阪市外で交通費が1,000円を超える場合は、その超過額を加算する。

(3) 第13条第2項第1号の職員が立ち会う場合は、次のとおりとする。

(ア) 打合せ又は稽古は、本表による。

(イ) 舞台準備又は舞台稽古は、使用料表19の(1)の技術料の5割相当額とする。

(ウ) 公演本番は、使用料表19の(1)の技術料を含む。

21 使用料表19、20のほか、通常の打合せに加えて、劇場施設使用者の都合により打合せ・下見を行う場合の料金は、次表のとおりとする。

内容	単位	料金
打合せ・下見料	1時間	5,300円

表4（その他の施設）

使用料表

1 国立劇場本館の次の施設の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 稽古室、本読室、研修室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
大稽古室	1 時間	6,200円
中稽古室	1 時間	4,700円
小稽古室	1 時間	2,200円
第1本読室	1 時間	1,200円
第2本読室	1 時間	1,200円
第1研修室	1 時間	2,200円
第2研修室	1 時間	2,200円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
大稽古室	1 時間	31,000円
中稽古室	1 時間	23,500円
小稽古室	1 時間	11,000円
第1本読室	1 時間	6,000円
第2本読室	1 時間	6,000円
第1研修室	1 時間	11,000円
第2研修室	1 時間	11,000円

(2) 録音室

施設名	用途	単位	使用料
録音室	録音室として使用した場合	1 時間	7,400円
	録音リハーサルのみを使用した場合	1 時間	5,300円
	ダビング編集のみを使用した場合	1 時間	5,300円

備考(1) 劇場施設の使用に付随した使用に限る。

(2) 録音技術料及びテープ代等については、使用者の負担とする。

(3) 大劇場楽屋

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	区分	時間	使用料
1号室・2号室・ 3号室・5号室・ 13号室・15号室・ 16号室・17号室・ 18号室・20号室・ 21号室楽屋	全 日	午前10時半～午後9時半	5,700円
	半 日	午前10時半～午後4時	2,900円
	午 前	午前10時半～正午	1,800円
	午 後	午後1時～午後4時	2,300円

	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	4,000円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	5,200円
6 号室・7 号室・ 8 号室・10 号室・ 11 号室・12 号室楽 屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	3,900円
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	2,000円
	午 前	午前 10 時半～正午	1,200円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	1,600円
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	2,800円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	3,600円
22 号室・23 号室・ 25 号室・26 号室・ 27 号室・28 号室・ 30 号室・31 号室楽 屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	6,300円
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	3,200円
	午 前	午前 10 時半～正午	1,900円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	2,600円
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	4,500円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	5,700円

備考 大劇場の使用がない場合、単独で使用することができる。

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
1 号室・2 号室・3 号室・5 号室・ 13 号室・15 号室・16 号室・ 17 号室・18 号室・ 20 号室・21 号室楽屋	1 時間	2,600円
6 号室・7 号室・8 号室・10 号室・ 11 号室・12 号室楽屋	1 時間	1,800円
22 号室・23 号室・25 号室・ 26 号室・27 号室・28 号室・ 30 号室・31 号室楽屋	1 時間	2,900円

備考 大劇場の使用がない場合、単独で使用することができる。

(4) 小劇場楽屋

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	区分	時間	使用料
32 号室・ 33 号室楽屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	6,500円
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	3,300円
	午 前	午前 10 時半～正午	2,000円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	2,600円

	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	4,600円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	5,900円
35号室・ 52号室楽屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	8,200円
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	4,100円
	午 前	午前 10 時半～正午	2,500円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	3,300円
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	5,800円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	7,400円
	36号室楽屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半
半 日		午前 10 時半～午後 4 時	1,700円
午 前		午前 10 時半～正午	1,000円
午 後		午後 1 時～午後 4 時	1,400円
夜 間		午後 5 時～午後 9 時半	2,400円
午後夜間		午後 1 時～午後 9 時半	3,000円
37号室楽屋		全 日	午前 10 時半～午後 9 時半
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	1,200円
	午 前	午前 10 時半～正午	800円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	1,000円
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	1,700円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	2,200円
	38号室楽屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半
半 日		午前 10 時半～午後 4 時	1,500円
午 前		午前 10 時半～正午	900円
午 後		午後 1 時～午後 4 時	1,200円
夜 間		午後 5 時～午後 9 時半	2,100円
午後夜間		午後 1 時～午後 9 時半	2,700円
50号室・ 51号室楽屋		全 日	午前 10 時半～午後 9 時半
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	3,800円
	午 前	午前 10 時半～正午	2,300円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	3,000円
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	5,300円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	6,800円
	53号室楽屋	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半

	半 日	午前10時半～午後4時	4,800円
	午 前	午前10時半～正午	2,900円
	午 後	午後1時～午後4時	3,900円
	夜 間	午後5時～午後9時半	6,800円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	8,700円
特別洋室	全 日	午前10時半～午後9時半	5,200円
	半 日	午前10時半～午後4時	2,600円
	午 前	午前10時半～正午	1,500円
	午 後	午後1時～午後4時	2,100円
	夜 間	午後5時～午後9時半	3,700円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	4,700円
旧楽屋食堂	全 日	午前10時半～午後9時半	8,000円
	半 日	午前10時半～午後4時	4,000円
	午 前	午前10時半～正午	2,400円
	午 後	午後1時～午後4時	3,200円
	夜 間	午後5時～午後9時半	5,600円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	7,200円

備考 小劇場の使用がない場合、単独で使用する事ができる。

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
32号室・33号室楽屋	1時間	3,000円
35号室・52号室楽屋	1時間	3,700円
36号室楽屋	1時間	1,500円
37号室楽屋	1時間	1,500円
38号室楽屋	1時間	1,300円
50号室・51号室楽屋	1時間	3,400円
53号室楽屋	1時間	4,400円
特別洋室	1時間	2,400円
旧楽屋食堂	1時間	3,600円

備考 小劇場の使用がない場合、単独で使用する事ができる。

(5) 会議室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	区分	時間	使用料
-----	----	----	-----

第5会議室	全日	午前10時半～午後9時半	6,100円
	半日	午前10時半～午後4時	3,100円
	午前	午前10時半～正午	1,900円
	午後	午後1時～午後4時	2,500円
	夜間	午後5時～午後9時半	4,300円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	5,500円
第6会議室	全日	午前10時半～午後9時半	6,300円
	半日	午前10時半～午後4時	3,200円
	午前	午前10時半～正午	1,900円
	午後	午後1時～午後4時	2,600円
	夜間	午後5時～午後9時半	4,500円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	5,700円
第7会議室	全日	午前10時半～午後9時半	5,800円
	半日	午前10時半～午後4時	2,900円
	午前	午前10時半～正午	1,800円
	午後	午後1時～午後4時	2,400円
	夜間	午後5時～午後9時半	4,100円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	5,300円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
第5会議室	1時間	2,800円
第6会議室	1時間	2,900円
第7会議室	1時間	2,600円

2 事務棟の次の施設の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	区分	時間	使用料
第1会議室	全日	午前10時半～午後9時半	11,300円
	半日	午前10時半～午後4時	5,700円
	午前	午前10時半～正午	3,400円
	午後	午後1時～午後4時	4,600円
	夜間	午後5時～午後9時半	8,000円
	午後夜間	午後1時～午後9時半	10,200円
第2会議室	全日	午前10時半～午後9時半	3,500円

半 日	午前 10 時半～午後 4 時	1,800円
午 前	午前 10 時半～正午	1,100円
午 後	午後 1 時～午後 4 時	1,400円
夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	2,500円
午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	3,200円

(2) 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
第 1 会議室	1 時間	5,100円
第 2 会議室	1 時間	1,600円

3 伝統芸能情報館の次の施設の使用料は、次表のとおりとする。

(1) レクチャー室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
レクチャー室	1 時間	4,700円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
レクチャー室	1 時間	23,500円

(2) 会議室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	区分	時間	使用料
第 8 会議室	全 日	午前 10 時半～午後 9 時半	2,600円
	半 日	午前 10 時半～午後 4 時	1,300円
	午 前	午前 10 時半～正午	1,600円
	午 後	午後 1 時～午後 4 時	2,100円
	夜 間	午後 5 時～午後 9 時半	3,600円
	午後夜間	午後 1 時～午後 9 時半	4,600円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
第 8 会議室	1 時間	1,200円

4 国立演芸資料館の次の施設の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
第 1 演芸研修室	1 時間	2,900円

第2 演芸研修室	1 時間	1,200円
----------	------	--------

(2) 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
第1 演芸研修室	1 時間	14,500円
第2 演芸研修室	1 時間	6,000円

5 国立能楽堂の次の施設の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 稽古室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
第1 稽古室	1 時間	1,610円
第2 稽古室	1 時間	1,610円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
第1 稽古室	1 時間	8,050円
第2 稽古室	1 時間	8,050円

(2) 大講義室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
大講義室	1 時間	5,770円

備考 大講義室の使用料には、別表2 使用料表10に定めるもの以外の附属調整室機器を含む。

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
大講義室	1 時間	28,850円

備考 大講義室の使用料には、別表2 使用料表10に定めるもの以外の附属調整室機器を含む。

(3) 能舞台楽屋

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
楽屋1～6室	1 時間	(1室当り) 1,030円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
楽屋1～6室	1 時間	(1室当り) 6,180円

(4) 会議室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
第2 会議室	1 時間	840円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
第2会議室	1時間	4,200円

6 国立文楽劇場の次の施設の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 稽古室、研修室

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
大稽古室	1時間	7,400円
中稽古室(12畳)	1時間	1,500円
小稽古室(6畳)	1時間	800円
文楽研修室	1時間	4,500円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
大稽古室	1時間	37,000円
中稽古室(12畳)	1時間	7,500円
小稽古室(6畳)	1時間	4,000円
文楽研修室	1時間	22,500円

(2) その他施設

ア 劇場施設の使用に付随した使用及び伝統芸能等の分野での使用の場合

施設名	単位	使用料
1階エントランスロビー	1時間	33,600円
2階ロビー	1時間	21,900円
3階ロビー	1時間	4,200円
1階予備室	1時間	5,300円
旧食堂	1時間	12,800円
2階来賓応接室	1時間	900円

イ 上記以外の使用の場合

施設名	単位	使用料
1階エントランスロビー	1時間	168,000円
2階ロビー	1時間	109,500円
3階ロビー	1時間	21,000円
1階予備室	1時間	26,500円
旧食堂	1時間	64,000円
2階来賓応接室	1時間	4,500円

7 上記以外の建物、敷地の使用料は、次表のとおりとする。

(1) 国立劇場本館・国立能楽堂

単位	使用料
1時間の使用ごとに 1平方メートル当たり	90円

備考 その他必要な経費については、劇場施設等使用者の負担とする。

(2) 国立文楽劇場

単位	使用料
1時間の使用ごとに 1平方メートル当たり	70円

備考 その他必要な経費については、劇場施設等使用者の負担とする。

講座(H15年度～H30年度)

伝統芸能講座

	実施内容等	実施日	参加者数
R1	六代目中村歌右衛門に師事して	7/31	128人
	歌川豊国・画業と作品の魅力・	9/6	143人
	歌川豊国・江戸の役者に会いにいこう・	10/14	123人
	「寄席の至芸・紙切り林家正楽の世界・」	11/5	138人
H30	歌舞伎の悪－舞台の創造－（吉田弥生）	7/27	130人
	劇場から読み取る明治－新富座の時代－（小池章太郎）	12/5	139人
	琉球芸能へのいざない（嘉数道彦、宮城茂雄、仲村逸夫）	2/10	140人
	役者絵を読み解くⅡ（石橋健一郎）	3/14	137人
H29	六代豊竹呂太夫襲名記念「思い出の師匠」（六代豊竹呂太夫）	5/9	129人
	声明のい・ろ・は（茂手木潔子）	7/8	137人
	-懐かしの無声映画- 活動弁士の語り芸（澤登翠）	9/5	143人
	八代目竹本綱太夫を偲ぶ-五十回忌に寄せて-(豊竹咲太夫)	12/4	127人
	演芸資料展あの手この手-平成29年の展示を振り返る-(瀧口雅仁)	2/3	79人
	役者絵を読み解く(石橋健一郎)	3/20	132人
H28	「伝統芸能に触れる－文楽の楽しみ方」（渡辺保）	6/23	139人
	「伝統芸能に触れる－歌舞伎の楽しみ方」（渡辺保）	7/18	127人
	「国立劇場と日本の太鼓」（林英哲）	8/23	126人
	「養成研修創成期－私たちの研修生時代－」（第1・2期修了生）	9/3	131人
	「文楽と国立劇場の50年」（竹本住太夫）	11/30	149人
	「国立劇場設立秘話」（木戸敏郎・西角井正大・織田紘二）	1/20	110人
H27	「昭和・平成の演芸界を語る」（三遊亭金馬）	6/27	79人
	「日本舞踊は面白い！」-温故知新から創り出される舞踊芸術の魅力-(小林直弥)	9/26	54人
	「聴いて、楽しく鑑賞！」－芝居の一年-歌舞伎の年中行事-展示解説－(吉田弥生)	10/31	75人
	「太夫の修業」（豊竹呂勢太夫）	12/8	175人
	「女優・初代水谷八重子と国立劇場」（2代目水谷八重子）	2/9	97人
	「寄席の四季、演芸の一年－寄席の演芸の楽しみ方－」（瀧口雅仁）	3/5	108人
H26	「芸をつなぐ－狂言－」（山本東次郎）	6月27日	194人
	「太神楽について－お話と実演－」（鏡味仙三郎）	8月2日	125人
	「柳原白蓮を語り続けて」（神田紅）	10月11日	155人
	「私の歌舞伎修業 そして 恩送り －師 中村芝翫との37年－」（中村芝喜松）	11月15日	235人
	「江戸（東京）と上方(大阪)の芸能はなぜ違うのか」（木津川計）	2月7日	194人
	吉田玉女・山川静夫が語る「吉田玉男の芸と人」（山川静夫・吉田玉女）	3月17日	250人
H25	日本の文化を見直そう「今に生きている江戸文化と講談」（一龍齋貞心）	5月11日	95人
	「寄席紙切りとその世界」（林家今丸）	7月13日	83人
	「～謎解き～歌舞伎十八番」（法月敏彦）	10月12日	121人
	浮世絵随談「役者絵の魅力」（新藤茂）	11月9日	80人
	「忘れられた民画：大津絵 江戸の笑いとパロディ」（クリストフ・マルケ）	2/1	225人
	「組踊の楽しみ」（宮城茂雄・仲村渠達也）	3月8日	262人

講座(H15年度～H30年度)

	実施内容等	実施日	参加者数
H24	伝統芸能サロン	6回	615人
H23	「親子で作る江戸のおもちゃー立版古ー」	7/30	48人
	「義太夫の三味線のはなし」(鶴澤燕三)	8/12	188人
	「国立劇場の周年事業にみる歌舞伎」(織田紘二)	10/29	98人
	「喜劇王エノケン」(平島高文)	12/17	104人
	「組踊の芸をつなぐ」(島袋光晴)	2/28	85人
	「見世物は進化する」(倉田喜弘)	3/12	45人
H22	文楽のあゆみと魅力(高木浩志)	5/22	181人
	明治の歌舞伎ー歌舞伎の近代化(古井戸秀夫)	7/17	147人
	志ん生・文楽、そして歌笑ー戦後落語を彩った名人、達人たちー(太田博)	8/28	187人
	歌舞伎俳優養成事業40年(澤村田之助)	11/20	107人
	三球の人生いろいろ(春日三球)	1/15	50人
	義太夫の三味線のはなし(鶴澤燕三) 震災の影響により中止	3/12	
H21	阿波と淡路の人形芝居(大和武生)	4月11日	90人
	私の役者人生(浅香光代)	6月20日	80人
	黒御簾音楽の魅力(望月太左衛門)	8月1日	168人
	親子で作る江戸のおもちゃ【立版古】(吉田弥生)	8月29日	34人
	太鼓と雷 日本の民俗と太鼓の関わり(茂木仁史)	11月14日	87人
	歌舞伎SPレコード談義ー新歌舞伎を中心にー(大西秀紀)	1月23日	50人
	私の好きだった歌舞伎(橋本治)	3月13日	167人
H20	「能楽と歌舞伎の魅力」(山田庄一)	4月26日	125人
	「三遊亭円朝とその時代」(延広真治)	6月28日	130人
	親子で作る江戸のおもちゃ【立版古】(吉田弥生)	8月23日	49人
	「聲明ー自然と対話する法」(田村博巳)	10月4日	126人
	「テレビ時代劇今昔」(能村庸一)	12月20日	60人
	「祝芸能生活85周年 玉川スミ米寿を語る」(玉川スミ)	1月24日	95人
	浮世絵が出来るまでーアダチ伝統木版画技術保存財団協力ー(安達以乍牟)	3月7日	70人
H19	名古屋の名優の面影(神山彰)	4月21日	52
	雅楽装束の魅力ー装束付けと解説(大槻真一郎)	6月16日	103
	親子で作る江戸のおもちゃ(吉田弥生)	8月25日	56
	落語の祖 安楽庵策伝ー講演と新作落語(関山和夫・林家正雀)	9月1日	130
	歌舞伎の化粧(松本錦吾)	10月6日	113
	太神楽の世界(翁家和楽)	12月8日	63
	日本人の音色感覚(山川直治)	2月23日	77
H18	歌舞伎の侠客(神田由築)	5月13日	114
	沖縄の忠臣蔵ー組踊のなかの勘平ー(田中英機)	7月29日	109
	忠臣蔵の世界ー事件と演劇ー(近藤瑞男)	9月2日	129
	歌舞伎を生きる(片岡愛之助)	11月18日	135
	化け猫の誕生(マーク大島)	1月13日	121
	舞台の幕が開がるまで(橋川功)	3月17日	113

講座(H15年度～H30年度)

	実施内容等	実施日	参加者数
	舞台のあれこれ～劇場中継裏話～(吉原茂)	6月10日	32
	親子で作る江戸のおもちゃ(吉田弥生)	8月19日	55
	国立劇場40年－そして未来へ(第1日:中村梅玉)	10月21日	92
	国立劇場40年－そして未来へ(第2日:野村万作)	11月12日	97
	国立劇場40年－そして未来へ(第3日:桐竹勘十郎)	12月2日	120
H17	芸の継承(馬場順)	5/28(土)	122
	恐怖の演出－その伝統と創造－(小松和彦)	7/23(土)	118
	歌舞伎におけるふたつの原理(田口章子)	9/19(月祝)	117
	歌舞伎の美術(三輪泉)	11/19(土)	104
	歌舞伎をつくる(中村芝雀)	1/22(日)	109
	歌舞伎の鳴物(田中佐太郎)	3/12(日)	155
	雅楽器とその周辺(芝祐靖、本橋文、三浦礼美)	6/11(土)	112
	親子で作る江戸のおもちゃ(吉田弥生)	8/23(火)	44
	芝居小屋の擬似体験(金森和子)	12/4(日)	35
H16	文楽と歌舞伎(竹本住大夫)	5/22(土)	124人
	落語と歌舞伎(桂歌丸)	7/25(日)	109人
	歌舞伎と役者絵(粟谷朋子)	9/19(日)	91人
	私の歩んできた道(澤村田之助)	11/13(土)	134人
	歌舞伎のひいき(田中優子)	1/23(日)	114人
	歴史と歌舞伎(湯川弘明)	3/26(土)	109人
	民俗芸能からみる日本人の心と形(西角井正大)	4/24(土)	54人
	親子で作る江戸のおもちゃ(吉田弥生)	8/21(土)	46人
	結髪と装いの美(村田孝子ほか)	10/30(土)	68人
H15	「歌舞伎の華」	11月23日(土)	111人
	「復活狂言のはなし」	1月25日(土)	90人
	「私と歌舞伎」	3月27日(土)	107人
	伝統芸能の源流 その1	10月18日(土)	28人
	伝統芸能の源流 その2	12月20日(土)	114人
	琉球芸能について	2月21日(土)	64人

公演記録鑑賞会(H15年度～H30年度)

公演記録鑑賞会

	実施内容等	実施日	参加者数
R1	国立演芸場 第2回、第3回、第4回特別企画公演	4/12	122人
	第115回歌舞伎『南総里見八犬伝』	5/10	135人
	第69回国立文楽劇場開場記念『菅原伝授手習鑑』二段目 杖折檻の段～丞相名残の段	6/14	125人
	第69回国立文楽劇場開場記念『菅原伝授手習鑑』三段目 茶筌酒の段～四段目 寺子屋の段	7/12	116人
	国立演芸場 第14回特別企画公演、第416回特別企画公演、平成25年8月定席公演	8/9	127人
	<特別公演記録鑑賞会>お話「その日の髪結新三」 第148回歌舞伎『梅雨小袖昔八丈』	9/14	122人
	第61回舞踊公演 道行の舞踊	10/11	88人
	第70回文楽『芦屋道満大内鑑』	11/8	118人
	第117回歌舞伎『彦山権現誓助剱』	12/13	127人
	国立演芸場 第11回特別企画公演	1/10	134人
	第138、167、162、135回歌舞伎	2/14	116人
	<特別公演記録鑑賞会>お話「歌舞伎の美術」 第260回歌舞伎『江戸宵闇妖艶爪』 (新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため中止)	3/14	
H30	第450回文楽「国姓爺合戦」	4/13	113人
	第451回歌舞伎「男伊達吉例曾我」「奴廓春風」	5/11	123人
	第452回声明「天台宗総本山 比叡山延暦寺の声明」	6/8	116人
	第453回文楽「女殺油地獄」	7/13	129人
	第454回新派「滝の白糸」	8/10	127人
	第455回<特別公演記録鑑賞会>お話「『座摩社前』復活の意味」(織田紘二)、歌舞伎「新版歌祭文」	9/15	113人
	第125回邦楽「第15回文楽素浄瑠璃の会」、「双蝶々曲輪日記」、「義太夫を語る・弾く・聴く」	10/12	113人
	第92回文楽「鳴響安宅新関」、第162回文楽公演「壺坂観音霊験記」	11/9	131人
	第6回日本舞踊の流れ「立回り比較公演」第135回歌舞伎「天竺徳兵衛韓漸」	12/7	132人
	国立演芸場 第78回特別企画公演	1/11	131人
	国立劇場おきなわ 第4回普及公演「社会人のための組踊鑑賞教室」	2/8	92人
	<特別公演記録鑑賞会>お話「『島衛』と梅幸・羽左衛門」、第120回歌舞伎「島衛月白浪」	3/9	124人
H29	第46回文楽鑑賞教室「解説 文楽の魅力」「絵本太功記」尼ヶ崎の段	4/14	135人
	第67回歌舞伎鑑賞教室「解説 歌舞伎のみかた」「義経千本桜」河連法眼館の場	5/12	120人
	第1回伝統芸能の魅力「解説 雅楽を知ろう」管絃「迦陵頻」管絃「鳥」舞楽「還城楽」	6/9	109人
	第27回文楽鑑賞教室「解説 義太夫節について・人形の遣い方」「傾城恋飛脚」新口村の段	7/14	130人
	第18回歌舞伎鑑賞教室「解説 歌舞伎のみかた」「夏祭浪花鑑」釣船三婦内の場・長町裏の場	8/11	138人
	第20回歌舞伎鑑賞教室「解説 歌舞伎のみかた」「歌舞伎十八番の内 毛抜」小野春道館の場	9/8	128人
	第3回新派公演「日本橋」	10/13	116人
	第7回文楽公演「曾根崎心中」生玉社前の段・天満屋の段・天神森の段	11/10	122人
	第73回歌舞伎公演「阿国御前化粧鏡」	12/8	125人
	第23回特別企画公演「名流二人会」圓楽・志ん朝「一分茶番」「化物使い」「船徳」「文七元結」	1/12	133人
	第18回歌舞伎公演「天衣紛上野初花」	2/9	112人
	第131回文楽公演「伽羅先代萩」竹の間の段・御殿の段・政岡忠義の段	3/9	111人
H28	「翁千歳三番叟」、歌舞伎「菅原伝授手習鑑」四幕目寺子屋の場	4/8	134人
	「翁千歳三番叟」、舞踊「文化文政の舞踊」七変化 遅桜手雨葉七字	5/13	77人
	文楽「義経千本桜」渡海屋・大物浦の段	6/10	131人
	文楽「義経千本桜」すしやの段、道行初音旅	7/8	125人
	民俗芸能「日本の太鼓」	8/12	77人
	歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」大序、二段目、三段目、四段目、道行旅路の花筈	9/9	140人
	歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」五段目、六段目、七段目、八段目	9/10	125人
	歌舞伎「仮名手本忠臣蔵」九段目、十段目、十一段目	9/11	110人
	文楽「菅原伝授手習鑑」丞相名残の段、桜丸切腹の段	10/14	128人
	文楽「菅原伝授手習鑑」寺入りの段、寺子屋の段	11/11	119人
	雅楽「走舞」	12/9	64人
	舞踊「人間国宝による舞踊鑑賞会」、「京舞」手打 廓の賑、七福神、花づくし	1/13	90人
	声明「東大寺修二会の聲明」	2/10	118人
	歌舞伎「桜姫東文章」発端、序幕、三幕目、四幕目	3/10	130人
	H27	文楽「曾根崎心中」生玉社前の段、天満屋の段、天神森の段	4/10
歌舞伎「妹背山婦女庭訓」蝦夷子館の場、道行恋のをだまき		5/8	126人

公演記録鑑賞会(H15年度～H30年度)

	実施内容等	実施日	参加者数
	歌舞伎「妹背山婦女庭訓」三笠山御殿の場	6/12	103人
	文楽「一谷嫩軍記」熊谷桜の段、熊谷陣屋の段	7/10	159人
	演芸「笑夏演芸特選会」大道芸、口上と実演 マジック 江戸曲独楽 漫才	8/14	65人
	邦楽「日本音楽の流れ 旋律をめぐって」音階と旋律、言葉と旋律、楽器と旋律	9/11	63人
	文楽「壇浦兜軍記」阿古屋琴貴の段、「伊勢音頭恋寝刈」古市油屋の段、奥庭十人斬の段	10/9	150人
	文楽「絵本太功記」六月十日の段 夕顔棚、六月十日の段 尼ヶ崎	11/13	114人
	歌舞伎「辰橋背御撰」二幕目 摂津介頼光館の場、大切 箱根足柄山の場-親子連枝鶯-	12/11	79人
	舞踊 河東「灸すえ曾我」長唄「草摺引」常磐津「朝比奈の釣狐」長唄「小袖曾我」	1/8	57人
	新派「婦系図」三幕目 湯島の境内、五幕目 八丁堀のめの惣、大詰 静岡の早瀬寓居 めの惣の二階座敷	2/12	137人
	歌舞伎「傾城花子忍ぶの惣太 都鳥廓白浪」序幕 三田稻荷前の場 長命寺堤の場、二幕目 向島惣太内の場、大詰 原庭按摩宿の場	3/4	134人
H26	文楽「義経千本桜」渡海屋・大物浦の段	4月11日	111人
	歌舞伎「摂州合邦辻」合邦庵室の場	5月9日	95人
	歌舞伎「本朝廿四孝」勘助住家の場、勘助住家裏手竹藪の場、元の勘助住家の場	6月13日	126人
	文楽「梁模様妹背門松」油店の段	7月11日	110人
	演芸「日本の寄席芸－東西名人揃いぶみー」浪曲/曲芸/上方落語/漫才/落語	8月8日	118人
	声明「舞楽法會『桃太郎征妖魔』『唄・散華付三十二相』	9月12日	58人
	歌舞伎「伽羅先代萩」足利家奥殿の場、足利家奥殿床下の場	10月10日	115人
	文楽「生写朝顔話」笑ひ葉の段、宿屋の段、大井川の段	11月14日	125人
	舞踊「京舞」六段恋慕/田村/おちやめのと/長刀八島/黒髪/虫の音/廓の賑	12月12日	66人
	民俗芸能「万歳と春駒－祝福芸の系譜－」尾張万歳/秋田万歳/佐渡の春駒/白川郷荻町の春駒	1月9日	60人
	歌舞伎「義経千本桜」河連法眼館の場、河連法眼館奥庭の場	2月13日	153人
	文楽「ひらかな盛衰記」松右衛門内より逆櫓の段	3月13日	147人
H25	文楽「信州川中島合戦」輝虎配膳の段、直江屋敷の段	4月12日	143人
	歌舞伎「盲長屋梅加賀蔭」序幕～大詰	5月10日	137人
	歌舞伎「梅雨小袖昔八丈－髪結新三－」序幕～大詰	6月14日	177人
	文楽「女殺油地獄」徳庵堤の段、河内屋内の段、豊島屋油店の段	7月12日	176人
	浪曲「次郎長伝－鬼吉喧嘩状」他・講談「仇討兄弟鑑」他	8月9日	104人
	邦楽「増補 江戸三味線音楽の歴史 明治期」	9月13日	73人
	邦楽「勸進帳」問答入り、舞踊「勸進帳」	10月11日	90人
	歌舞伎「心中天網島」序幕～大詰	11月8日	98人
	舞踊「越後獅子」「屋敷娘」「袖の露」「吉原雀」「八島」	12月13日	74人
	文楽「七福神宝入船」「寿連理の松」湊町の段、住吉浜辺の段	1月10日	119人
	歌舞伎「ひらかな盛衰記」福島船頭松右衛門内の場、同海上逆櫓の場、同浜辺物見の松の場	2月14日	52人
	民俗芸能「駒形じゃんがら念仏踊り」「鬼剣舞」「岳神楽」	3月14日	58人
H24	公演記録鑑賞会	12階	1,598人
H23	文楽「義経千本桜」仙洞御所の段、北嵯峨の段、堀川御所の段	4/8	96人
	歌舞伎「義経千本桜」渡海屋の場、大物浦の場	5/13	90人
	文楽「義経千本桜」椎の木の段、小金吾討死の段、すしやの段	6/10	127人
	歌舞伎「義経千本桜」道行初音旅、河連法眼館の場、同奥庭の場	7/8	118人
	寄席芸による「義経千本桜」の世界 ものまね、落語、素踊り	8/12	92人
	舞踊「舞踊義経記」 船弁慶、義経地獄破り	9/9	69人
	歌舞伎「假名手本忠臣蔵」鶴ヶ岡八幡宮社頭の場、建長寺書院の場、足利城外の場、足利殿中松の間の場	10/14	125人
	文楽「假名手本忠臣蔵」塩谷館判官切腹の段、塩谷館明渡しの段	11/11	95人
	文楽「妹背山婦女庭訓」妹山背山の段	11/25	96人
	歌舞伎「假名手本忠臣蔵」山崎街道鉄砲渡しの場、山崎街道二ツ玉の場、与市兵衛内勘平切腹の段	12/9	105人
	文楽「假名手本忠臣蔵」祇園一力茶屋の段、歌舞伎「假名手本忠臣蔵」道行旅路の嫁入	1/13	143人
	歌舞伎「假名手本忠臣蔵」山科閑居の場	2/10	130人
	文楽「假名手本忠臣蔵」山科雪転しの段、山科閑居の段、花水橋引揚の段	3/9	144人
H22	歌舞伎「隅田川統佛－法界坊－」（前半）（昭和46年4月）	4/9	123人
	歌舞伎「隅田川統佛－法界坊－」（後半）（昭和46年4月）	5/14	130人
	文楽「壇浦兜軍記」（昭和55年5月）・「心中天網島」（昭和56年2月）	6/11	182人
	文楽「鎌倉三代記」（昭和58年5月）	7/9	116人
	落語「千両みかん」、物まね、怪談噺「幸手堤」ほか（昭和54年8月）	8/13	165人
	新派「白鷺」（昭和51年6月）	9/10	130人

公演記録鑑賞会(H15年度～H30年度)

	実施内容等	実施日	参加者数
	歌舞伎「海援隊」(昭和52年11月)	10/8	93人
	文楽「摂州合邦辻」(昭和48年9月)	11/12	102人
	邦楽「江戸三味線音楽の歴史 第四回」(平成16年7月)	12/10	76人
	特別企画「江戸木遣と太神楽」(平成8年1月)	1/14	60人
	歌舞伎「恋飛脚大和往来」(昭和46年12月)	2/18	93人
	文楽「妹背山婦女庭訓」(昭和44年2月)	3/11	震災の影響により中止
H21	国立演芸場30周年記念「演芸場開場記念前夜祭」(S54.3)	4月10日	115人
	国立演芸場30周年記念-懐かしの映像とともに-落語「浮世床」(S55.4) ほか	5月8日	153人
	文楽「新薄雪物語」地主権現花見の段～評議の段(S55.9)	6月12日	146人
	文楽「新薄雪物語」園部屋敷の段・鍛冶屋の段(S55.9)	7月10日	125人
	歌舞伎「盟三五大切」佃沖新地鼻の場～五人切りの場(S51.8)	8月14日	168人
	歌舞伎「盟三五大切」四谷鬼横町の場～愛染院門前の場(S51.8)	9月11日	148人
	国立文楽劇場25周年記念 文楽「義経千本桜」渡海屋・大物浦の段(S59.4) ほか	10月9日	125人
	国立文楽劇場25周年記念 文楽「義経千本桜」道行初音旅(S59.4) ほか	11月13日	92人
	邦楽「江戸三味線音楽の歴史 第3回 都市を楽しむ人々」(H15.6) ほか	12月11日	49人
	二代目中村又五郎丈を偲んで(1) 歌舞伎「佐倉義民伝」(H10.10) ほか	1月8日	131人
	二代目中村又五郎丈を偲んで(2) 歌舞伎「ひらかな盛衰記」(H59.11) ほか	2月12日	104人
	舞踊「松風」「外記猿」「菊慈童」(H4.1)、「石橋」「綱」「関寺小町」(H6.5) ほか	3月12日	73人
H20	歌舞伎「児雷也豪傑譚話」一つ家の場～新潟山中の場(S50.3)	4月11日	114人
	歌舞伎「児雷也」鹿六屋敷～国分寺山門、「日本振袖始」(S46.12)	5月9日	113人
	文楽「玉藻前職袂」天竺沙呂山の段～楼門の段(S57.9)	6月13日	126人
	文楽「玉藻前職袂」清水寺の段～廊下の段(S57.9)	7月11日	130人
	文楽「玉藻前職袂」十作住家の段～祈りの段(S57.9)	8月8日	117人
	妖怪変化の舞踊(S56.5)「恋桜反魂香」「葛の葉道行」「かさね」	9月12日	98人
	邦楽「江戸三味線音楽の歴史(第2回)」(H14.6)	10月10日	83人
	歌舞伎「神明恵和合取組」序幕～二幕目(S46.1)	11月14日	119人
	歌舞伎「神明恵和合取組」三幕目～大詰(S46.1)	12月12日	111人
	民俗芸能「万歳と大黒舞」(S54.3)	1月9日	52人
	新派「不如帰」(S52.10)	2月13日	130人
	文楽「岸姫松響鑑」(S47.9)	3月13日	116人
H19	歌舞伎「絵本合法衢」多賀家水門口の場～四条河原の場(S55.4)	4月13日	82人
	歌舞伎「絵本合法衢」道具屋の場～閻魔堂の場(S55.4)	5月11日	67人
	文楽「祇園祭礼信仰記」是齋住家の段(S57.5)	6月8日	109人
	文楽「祇園祭礼信仰記」金閣寺の段・爪先鼠の段(S57.5)	7月13日	106人
	落語「幾代餅」「中村仲蔵」「酢豆腐」(S54.7)	8月10日	130人
	薩摩琵琶「白鷺譚」、講談「ものいふ髑髏」、狂言「鏡冠者」(H12.8)	9月14日	64人
	歌舞伎「蔦紅葉宇都谷峠」桜川佐々木家堀外の場～宇都谷峠の場(S44.9)	10月12日	95人
	歌舞伎「蔦紅葉宇都谷峠」柴井町伊丹屋店先の場～鈴が森の場(S44.9)、「枕獅子」(S52.12)	11月9日	89人
	雅楽「如是我聞 経供養」第一部 供養舞(S56.10)	12月14日	37人
	民俗芸能「万歳と松囃子」(S56.1)	1月11日	65人
	一中節「お夏笠物狂」、河東節「松の内」、長唄「無間の鐘」、大薩摩「矢の根」(H13.9)	2月8日	70人
	文楽「染模様妹背門松」油店の段(S43.2)、質店の段(S51.5)	3月14日	106人
H18	大劇場開場式「翁千歳三番叟」(S41.11)、雅楽「春庭楽」(S42.3)、ほか	4月14日	98人
	小劇場開場式「翁千歳三番叟」、邦楽「栄能春延寿」(S41.11)、ほか	5月12日	60人
	歌舞伎「菅原伝授手習鑑」大内山～菅原館門外の場(S41.11)	6月9日	118人
	歌舞伎「菅原伝授手習鑑」道行詞の甘替、道明寺の場(S41.11)	7月14日	97人
	歌舞伎「菅原伝授手習鑑」車引の場(S41.11)、賀の祝の場(S41.12)	8月11日	87人
	歌舞伎「菅原伝授手習鑑」寺子屋の場・大内の場(S41.12)	9月8日	90人
	文楽「心中天網島」(S41.11)、「伊賀越道中双六」唐木政右衛門屋敷の段(S42.3)	10月13日	124人
	文楽「伊賀越道中双六」岡崎の段(S42.3)	11月10日	86人
	声明「魚山秘曲三十二相」(S41.11)、民俗芸能「壬生狂言」(S41.12)	12月8日	40人
	民俗芸能「日本の民謡」(S42.9)、琉球芸能「高平万才」「花売の縁」(S42.1)	1月12日	33人
	舞踊「俳諧師」(S41.11)、「遅桜手爾葉七字」(S42.11)	2月9日	58人
	歌舞伎「鐘の権三重帷子」(S42.4)	3月9日	78人
H17	日本の寄席芸ダイジェストその1(S54.3)	4/8(金)	86人

公演記録鑑賞会(H15年度～H30年度)

	実施内容等	実施日	参加者数
	日本の寄席芸ダイジェストその2(S54.3)	5/13(金)	58人
	伶楽-復元された古代楽器の演奏(S60.3/S61.3)	6/10(金)	55人
	歌舞伎「東海道四谷怪談」(S46.9)	7/8(金)	93人
	文楽「瓜子姫とあまんじゃく」(S61.8)、「化競丑満鐘」(S59.8)	8/12(金)	98人
	声明「薬師寺の花会式」(H11.5)	9/9(金)	60人
	民俗芸能・村芝居の数々	10/14(金)	54人
	文楽「太平記忠臣講釈」(S47.2)	11/11(金)	83人
	新派「歌行燈」(S55.10)	12/9(金)	82人
	300回記念 鞍馬-もの語る縁起(H2.3)	1/13(金)	72人
	歌舞伎「江戸城総攻」第一部・第二部(S48.11)	2/10(金)	83人
	歌舞伎「江戸城総攻」第三部(S48.11)	3/10(金)	63人
H16	御神楽(神事の歌舞)	4/9(土)	48人
	日本舞踊(三番叟をさぐる)	5/14(土)	61人
	人形芝居(人形芝居の系譜)	6/11(土)	82人
	日本の太鼓	7/9(土)	54人
	特別企画(歌舞伎十八番の内 毛抜)講師:葛西聖司	8/8(土)	72人
	落語(仕方話の一例として)	9/10(土)	104人
	文楽(五天竺 渡しの段~徑山寺の段)	10/8(土)	64人
	文楽(五天竺 一つ家・流沙川の段)	11/12(土)	53人
	歌舞伎(椿説弓張月 上の巻 ほか)	12/10(土)	98人
	歌舞伎(椿説弓張月 中の巻)	1/14(土)	85人
	歌舞伎(椿説弓張月 下の巻)	2/18(土)	55人
	歌舞伎(京鹿子娘道成寺)	3/11(土)	52人
H15	管弦「越天楽」、舞楽「陵王」他	10月10日(土)	27人
	声明「東大寺修二会の声明」他	11月14日(土)	42人
	狂言「附子」、能「安達原」	12月12日(土)	45人
	組踊「執心鐘入」他	1月9日(土)	49人
	文楽「菅原伝授手習鑑」他	2月13日(土)	119人
	歌舞伎「勸進帳」他	3月12日(土)	104人

☆ツアー・イベント等(H27-R1)

公演関連イベント等(伝統芸能公演に関連し、理解を促進するイベント)

年度	タイトル	日程	会場	参加者数
R1	プレイベント「オディッシーの世界」	5/17	国立劇場大稽古場	90人
	6月歌舞伎鑑賞教室 「歌舞伎ワークショップ」	6/15	国立劇場大劇場	33人
	6月歌舞伎鑑賞教室 「歌舞伎ワークショップ」	6/17	国立劇場大劇場	29人
	親子で楽しむ舞踊・邦楽	7/6	国立劇場大稽古場	214人
	7月歌舞伎鑑賞教室 歌舞伎の小道具体験コーナー	7/3～24	国立劇場 二階お休み処	-
	7月歌舞伎鑑賞教室 アフタートーク	7/7・15	国立劇場 大劇場	-
	大人のための声明入門 体験コーナー「法音具にふれる」	7/20	国立劇場小劇場ロ ビー・舞台上	201人
	大人のための雅楽入門 体験コーナー「雅楽にふれる」	7/20	国立劇場大稽古場	176人
	共催企画「浮世絵と邦楽—隅田川 をめぐって—」	9/15	江戸東京博物館1階 大ホール	215人
	10月歌舞伎公演 蝦蟇の妖術の秘密に迫る！！ —『天竺徳兵衛韓噺』の舞台裏—	10/8・15・22	国立劇場大劇場舞 台	8日：35名 15日：35名 22日：49名
	東博コンサート「国立劇場がおくる 正倉院復元楽器の響き」	10/13	東京国立博物館 平成館 大講堂	380人
	12月歌舞伎公演 『Chaplin KABUKI NIGHT』 特別資料展示	12/6・13・20・24・ 25	国立劇場大劇場 ロビー二階	-
	12月歌舞伎公演 『Chaplin KABUKI NIGHT』 クリスマストークショー	12/24・25	国立劇場大劇場	-
	ワークショップ「はじめての演 芸体験」	9/28・29	伝統芸能情報館レク チャー室ほか	311人
	H30	組踊上演300周年記念特別企画 「琉球王朝の息吹を今に伝える」	2/11	観世能楽堂
H29	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員イベント「国立劇場バックステー ジツアー」	6月10日(土)・6月 17日(土) 各日16:50～17:30	国立劇場大劇場	81
	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員限定Multilingual Week外国語イ ヤホンガイド無料キャンペン	6月17日(土)～6月 24日(土)	国立劇場大劇場	35
	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員限定イベント「文楽のひみつ— 人形の「かしら」に秘められた伝統 の技術を知る—」	9月16日(土)13:00 ～13:45	伝統芸能情報館レク チャー室	15
	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員限定イベント「レクチャー『坂崎 出羽守／沓掛時次郎』」	11月11日(土)、25 日(土)各日10:45 ～11:30	伝統芸能情報館レク チャー室	26
	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員限定イベント「バックステージツ アー」	3月8日(木)、13日 (火)、21日(水・ 祝)、24日(土)、 25日(日) 各日16:05～17:15	国立劇場大劇場	45
	太神楽体験ワークショップ	8月26日(土)10:30 ～11:30	演芸場1・2階ロビー	37
	2月上席団体事前レクチャー	2月9日(金)11:00 ～11:50	演芸場舞台・客席	83
H28	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員イベント「国立劇場バックステー ジツアー」	10月23日(日) 16:50～17:30	国立劇場大劇場	46
	国立劇場キャンパスメンバーズ会 員イベント「太夫が語る 文楽の魅 力」	2月13日(月) 14:30～15:15	伝統芸能情報館レク チャー室	14

☆ツアー・イベント等(H27-R1)

	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「国立劇場バックステージツアー」	3月8日(水) 16:35~17:05	国立劇場大劇場	5
	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「レクチャーで、もっと楽しむ。『伊賀越道中双六』」	3月9日(木)、13日(月) 10:45~11:30	伝統芸能情報館レクチャー室	5
H27	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「歌舞伎を楽しむ(歌舞伎セミナー)」	10月4日(日)、12日(月祝) 10:45~11:30	伝統芸能情報館レクチャー室	8
	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「歌舞伎を楽しむ(舞台見学)」	10月10日(土)、15日(木)、20日(火) 16:30~17:15	国立劇場大劇場	18
	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「国立劇場元舞台監督が語る 文楽の世界」	2月9日(火) 16:00~16:45	大劇場2階お休み処	5
	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「新派を楽しむ(舞台見学)」	3月21日(月祝) 16:30~17:15	国立劇場大劇場	1

会員イベント(H15年度～H30年度)

	名 称	日付	参加者数
R1	あぜくらの集い あぜくら会会員特別バックステージツアー	4/24	97人
	あぜくらの集い 三味線の響きー古態楽器の聴き比べー	5/31	104人
	あぜくらの夕べ 能の身体・狂言の身体	7/16	276人
	あぜくらの集い 天竺徳兵衛と鶴屋南北	9/26	110人
	あぜくらの集い チャップリンと歌舞伎	11/17	100人
	あぜくらの集い 初芝居と晴れ着	1/8	96人
	あぜくらの夕べ 竹本綴太夫を迎えて	2/5	107人
	あぜくらの集い 三遊亭金時を迎えて ※中止	3/15※	
H30	「あぜくら会会員特別バックステージツアー」	4/23	112人
	「吉田和生を迎えて」	5/29	120人
	「明治の黙阿弥と実録物ー「大岡政談」を巡ってー」	9/29	108人
	特別企画「国立劇場おきなわへ行こう！ー開場15周年記念特別公演鑑賞と琉球芸能にふれる旅ー」	1/12～ 1/14	40人
	「新春かるた会ーせりふを愉しむー」	1/18	62人
	特別企画組踊300年「琉球王朝の息吹を今に伝える」	2/11	312人
	「復曲素浄瑠璃を聞く会ー公開録音に立ち会うー」	2/19	104人
	「林家正蔵を迎えて」	3/5	113人
H29	「あぜくら会会員特別バックステージツアー」	4/25	110人
	「文楽を支える人々ー衣裳ー」	5/17	136人
	「歌舞伎舞踊の魅力ー関の扉をめぐるー」	5/18	91人
	特別企画「復曲能『名取ノ老女』鑑賞とゆかりの地をめぐる旅」	9/30～ 10/1	34人
	「立花家橘之助 襲名スペシャル」	10/15	123人
	「漱石と芸能」	10/23	118人
	「新歌舞伎と大正・昭和初期の時代」	11/1	120人
	国立劇場あぜくら会／新国立劇場クラブ・ジ・アトレ合同企画「能とオペラー『松風』をめぐるー」	1/10	505人
	「新春かるた会ーせりふを愉しむー」	1/19	54人
	「吉田幸助を迎えて」	2/27	113人
H28	「会員特別バックステージツアー」	4/23	169人
	「文楽を支える人々ーかしらと床山ー」	5/15	125人
	「納涼BIG対談ー狂言「木六駄」をめぐるー」	8/29	127人
	「舞台稽古への招待」	10/2	111人
	「忠臣蔵ー義士引揚げの道をたどる」バスツアー	10/22,24	77人
	「明日、誰かに話したくなる文楽～文楽人形の魅力～」	11/29	92人
	「新春かるた会ーせりふを愉しむー」	1/20	58人
	「復曲素浄瑠璃試演会」	2/21	477人
H27	「国立劇場5月文楽公演吉田玉女改め二代目吉田玉男襲名披露特別座談会」	5/8	537人
	「石見大元神楽の魅力ー受け継がれる舞と神事ー」	5/28	105人
	「あぜくら会会員特別バックステージツアー」	7/26	151人
	能「松風」特別座談会	8/24	146人
	「四谷怪談」「忠臣蔵」ゆかりの地バスツアー	10/13	47人

会員イベント(H15年度～H30年度)

	「谷崎潤一郎と古典芸能」	11/16	130人
	「新派と昭和という時代－花柳章太郎と初代水谷八重子－」	1/30	120人
	「国立劇場3月新派公演スペシャルアフタートーク」	3/5	473人
H26	国立演芸場開場三十五周年記念「五代目柳家小さん名演集と座談会」	6/27	234人
	「9月文楽公演 新作文楽スペシャル座談会」	7/9	556人
	「あぜくら会会員特別バックステージツアー」	7/27	368人
	「新野の雪祭り」の魅力	10/2	103人
	「『通し狂言 伊賀越道中双六』を楽しむために」	10/21	288人
	「豊竹咲甫大夫を迎えて」	12/15	137人
	「『管絃－双調と黄鐘調－』から知る雅楽の世界」	1/20	125人
	「三味線と絹糸－文楽を支えるものづくり－」	2/24	126人
H25	「鶴澤清介を迎えて」	5/1	141人
	「あぜくら会会員特別バックステージツアー」	7/26	192人
	「豊竹英大夫を迎えて」	8/27	131人
	「天野社の舞楽曼荼羅供について」	9/5	92人
	「歌舞伎へのいざない」－11月歌舞伎公演『通し狂言伊賀越道中双六』にちなんで－	10/7	280人
	「尺八の魅力」－稀曲の会－にちなんで	12/3	134人
	国立能楽堂開場30周年記念「あぜくらの夕べ」	12/17	600人
	「桐竹勘十郎を迎えて」	2/4	140人
H24	「円朝と歌舞伎と塩原多助」	8/20	213人
	「四天王寺の聖霊会について」	9/5	107人
	「吉田一輔を迎えて」	12/1	123人
	「管絃－壹越調と平調－について」	2/21	101人
	「復曲素浄瑠璃を聴く会－復曲の現場に立ち会う－」	3/18	132人
H23	「新・鶴澤藤蔵を迎えて」	5/11	130人
	「国立劇場45年の歩みと文楽」	9/12	270人
	特別企画「舞台稽古へのご招待」	10/2	140人
	「落語家、師匠と弟子」	3/5	233人
	「復曲素浄瑠璃を聞く会－復曲の現場に立ち会う－」	3/23	94人
H22	「吉田和生を迎えて」	5/15	144人
	「新作文楽『鰯売恋曳網』を楽しむ」	9/8	112人
	「江戸写し絵の世界」	10/7	136人
	「『仮名手本忠臣蔵』の魅力語り尽くす！」	11/24	244人
	「組踊を楽しむために－『執心鐘入』を巡って－」	2/16	93人
	「復曲素浄瑠璃を聞く会－復曲の現場に立ち会う－」	3/14	63人
H21	「桐竹勘十郎を迎えて」	5/13	126人
	「あぜくら会特別企画 新作の競演 沙翁文楽×乱歩歌舞伎」	8/10	549人
	「9月声明公演プレ講座」	9/7	228人
	「豊竹咲大夫を迎えて」	9/16	126人

会員イベント(H15年度～H30年度)

	「国立演芸場開場三十周年記念・こけら落とし公演CD発売記念 あ ぜくら寄席」	11/25	274人
	「鶴澤清介を迎えて」	12/7	114人
	「竹本文字久大夫を迎えて」	2/9	117人
H20	「鶴澤清治を迎えて」	5/13	136人
	「雅楽公演プレ講座」	6/14	93人
	「新・豊松清十郎を迎えて」	9/8	107人
	「11月歌舞伎公演舞台稽古見学」	11/2	96人
	「野澤錦糸を迎えて」	12/11	106人
	「新春<笛>の音楽会」	1/8	461人
	「琉球芸能公演プレ講座」	1/22	69人
	「豊竹嶋大夫を迎えて」	2/11	118人
	「3月舞踊公演<素踊りの会>関連プレ講座」	3/12	63人
H19	「映画“獅子の座”の上映とお話」	5/17	300人
	「世界に広がる太鼓」	8/30	280人
	「吉田玉女 師匠吉田玉男の思い出を語る」	9/11	120人
	「鶴澤燕三 文楽の三味線の魅力」	12/6	120人
	「竹本住大夫を迎えて」	2/12	150人
H18	「あぜくらのタベー鼎談と映画ー」	9/20	910人
	「あぜくらのタベー文楽入門ー」	2/26	155人
	「あぜくらのタベー沖縄の芝居と踊りー」	3/20	390人
H17	あぜくらの集いー鼓の魅力ー（お話と実演解説、演奏・生田コレク ションを打つ）	6/3	598人
	おはよう、あぜくらー復曲能「鐘巻」の稽古を訪ねるー	10/24	532人
	あぜくらの集いー文楽を支える人々ー	2/17	128人
H16	「歌舞伎へのいざない」	8/23	

☆ツアー・イベント等(H27-R1)

その他イベント等(特に外部と連携・協力したイベントなど)

年度	タイトル	日程	会場	参加者数
R 1	平成31年国立劇場さくらまつり	3/20-4/7	国立劇場前庭	48,003人
	歌舞伎デビュー応援！歌舞伎観劇(解説付き)+バックステージツアー	6月8日(土)、22日(土)	国立劇場大劇場	87人
	Multilingual Week外国語イヤホンガイド無料キャンペーン	6月19日(水)～24日(月)	国立劇場大劇場	53人
	会員限定！歌舞伎観劇おためしキャンペーン	6月7日(金)夜の部、15日(土)午前の部、17日(月)午後の部、18日(火)午後の部、23日(日)午前の部及び午後の部、7月12日(金)夜の部、19日(金)夜の部	国立劇場大劇場	96人
	観劇会	6月17日(月)・18日(火)	国立劇場大劇場	17人
	歌舞伎を満喫！観劇&バックステージツアー+PLUS	10月5日(土)、6日(日)、20日(日)	国立劇場大劇場	71人
	観劇付き交流会in国立劇場	12月13日(金)	国立劇場大劇場	36人
	観劇会	10月18日(土)	国立劇場大劇場	18人
	観劇会	12月24日(火)夜の部	国立劇場大劇場	15人
	ミライ探究フィールドワーク	11月22日(金)	国立演芸場	3人
	寄席の魅力体験！ワークショップ&観劇	12月7日(土)	国立演芸場舞台	13人
キャンパスメンバーズ会員のための観劇付き！歌舞伎講座	3月7日(土)、3月16日(月)	伝統芸場情報館レクチャー室及び国立劇場小劇場	—	
観劇会	3月4日(水)夜の部、3月20日(金・祝)夜の部	国立劇場小劇場	—	
H 3 0	平成30年国立劇場さくらまつり	3/30～4/8	国立劇場前庭	3,883人
	国立劇場キャンパスメンバーズ会員イベント「国立劇場バックステージツアー+PLUS」	6/16, 23	国立劇場大劇場	41人
	国立劇場キャンパスメンバーズ会員限定Multilingual Week外国語イヤホンガイド無料キャンペーン	6/17～24	国立劇場大劇場	27人
	6月歌舞伎鑑賞教室観劇・施設見学	6/16	国立劇場大劇場	83人
	おもしろさ広がる！～舞台裏方の世界～	10/13	伝統芸能情報館レクチャー室、大劇場	42人
	観劇会	10/21	国立劇場大劇場	42人
	寄席・落語入門編	12/8	国立演芸場舞台	13人
	観劇会	1/16,17	国立劇場小劇場等	83人
	Backstage Tour +PLUS in English	1/25	国立劇場大劇場	29人
	観劇会	3/3	小劇場、大劇場	18人
春のイヤホンガイド無料キャンペーン	3/3～3/27	国立劇場小劇場	30人	
H29	駐日各国大使及び大使館関係者等による6月Discover KABUKIー外国人のための歌舞伎鑑賞教室ーの鑑賞及び舞台見学	6月16日(金)14:30～17:20	国立劇場大劇場	70
H28	駐日各国大使及び大使館関係者等による6月歌舞伎鑑賞教室観劇及び舞台見学	6月17日(金)14:00～17:40	国立劇場大劇場	69
	観劇会 「有楽町×国立劇場(Yurakucho Times National Theatre)」	9月6日(火)13:00～16:00 9月18日(日)12:00～19:00	国立劇場大劇場 有楽町駅前地上広場	40
	国立劇場開場50周年記念イベント(日本橋)	11月12日(土)・13日(日)12:00～18:00	福德の森(日本橋)	
H27	国立劇場in丸の内～伝統芸能の中の女性I～ 歌舞伎の中の女性ー女方の化粧と扮装ー	6月23日(火) 19:00～20:30	新丸の内ビルディング「エコッツェリア」	32

☆ツアー・イベント等(H27-R1)

国立劇場in丸の内～伝統芸能の中の女性Ⅱ～ 日本舞踊の中の女性－女性舞踊家の踊り－	7月6日(月) 19:00～20:30	新丸の内ビルディング「エコッツェリア」	22
国立劇場in丸の内～伝統芸能の中の女性Ⅲ～ 文楽の中の女性－三人で遣う女方人形－	9月1日(火) 19:00～20:30	新丸ノ内ビルディング「エコッツェリア」	38
国立劇場in丸の内～伝統芸能の中の女性Ⅳ～ 能の中の女性－少女、優女、母、そして老女－	10月27日(火) 19:00～20:30	丸ビルホール&コンファレンススクエア	45
平成27年度文化庁委託事業 関東甲信越静ブロックアートマネジメント研修会	1月12日(火)・13日(水)	国立劇場小劇場	56

【参考資料】2-6 イベント事業費委託実績

	金額 (千円)	備考
普及プログラム		
演芸ワークショップ	7,800,000	各伝統芸能ジャンルから講師を招き、2時間程度で2、30人のワークショップをイベントスペースもしくはレクチャー室で実施想定 (内訳概要) 案内関係業務委託費、舞台人件費、機材借料・運搬費 チラシ印刷製作費(二か国語対応) 講師謝金・関連団体制作協力費、事務所経費、講師旅費宿泊費等
レクチャー(新規)	110,000	開演前に講師(出演者が専門家)1人による解説レクチャーをイベントスペースで行う想定 (内訳概要) 講演者謝金等
公演記録鑑賞会		レクチャー室で公演記録映像を上映する(現状は職員にて対応)
伝統芸能講座・特別鑑賞会	110,000	企画展示に因んだテーマについて講師を招いて座学形式の講座をレクチャー室で行う想定 (内訳概要) 講師謝金、演台部隊設置撤去作業費、事務所経費等
集客プログラム		
さくらまつり	6,200,000	3月下旬から4月上旬の時期に毎年開催する大型イベント。敷地内の桜鑑賞に加え、伝統芸能に関するステージやワークショップなどを屋外ステージも用意し実施。R元年度は19日間開催で48,003名来場。 (内訳概要) 簡易野外ステージでの実演講師謝金、伝統芸能舞台設営撤去作業費、音響人件費、広告掲載・チラシ制作費、ライトアップ事業委託費、会場設営(ライトアップ、野点傘付きベンチ)会場案内委託費等
鏡開き	1,580,000	・初春歌舞伎公演初日(1/3)に実施する鏡開き(ゲスト複数を招き鏡開き、榊酒配布) ・正月公演出演者5名程度を招いた鏡開き、スタッフによる来場者への樽酒配布、会場整理 (内訳概要) 出演者謝金、音響・映像配信業務委託費、場内案内人件費、記念写真撮影、消耗品費等

☆説明会・見学等(H29-R1)

施設見学(観劇を伴わない無料施設見学)

年度	実施日	件数	参加者数
R1	4月12日	1件	62人
	5月9日	1件	7人
	7月5日	1件	1人
	7月22日	1件	15人
H30	5月10日	1件	2人
	5月31日	1件	16人
	6月20日	1件	3人
	9月4日	1件	22人
	9月12日	1件	10人
	10月12日	1件	3人
	11月1日	1件	1人
	11月13日	1件	4人
	11月30日	1件	15人
	12月3日	1件	4人
	11月14日	1件	4人
H29	6月1日	1件	12人
	6月1日	1件	6人
	6月1日	1件	6人
	7月6日	1件	14人
	7月14日	1件	30人
	8月10日	1件	8人
	12月14日	1件	2人
	12月14日	1件	5人
	1月11日	1件	21人
	2月22日	1件	5人
	3月6日	1件	6人

☆説明会・見学等(H29-R1)

観劇団体舞台見学(観劇を伴う有料施設見学)

年度	実施公演	実施日	件数	参加者数
R1	6月歌舞伎鑑賞教室	6月9日 他	7件	271人
	7月歌舞伎鑑賞教室	7月6日 他	3件	267人
	10月歌舞伎公演	10月5日 他	22件	509人
	11月歌舞伎公演	11月9日 他	8件	201人
	12月歌舞伎公演	12月11日他	6件	227人
	1月歌舞伎公演	1月11日 他	6件	140人
H30	6月歌舞伎鑑賞教室	6月6日他	8件	312人
	7月歌舞伎鑑賞教室	7月6日他	5件	516人
	10月歌舞伎公演	10月6日他	19件	493人
	11月歌舞伎公演	11月10日他	17件	169人
	12月歌舞伎公演	12月7日他	8件	423人
	初春歌舞伎公演	1月14日他	8件	243人
H29	6月歌舞伎鑑賞教室	6月6日他	8件	456人
	7月歌舞伎鑑賞教室	7月8日他	5件	535人
	10月歌舞伎公演	10月7日他	12件	534人
	11月歌舞伎公演	11月8日他	26件	357人
	12月歌舞伎公演	12月14日他	6件	103人
	初春歌舞伎公演	1月8日他	2件	100人
	3月歌舞伎公演	3月7日他	28件	429人

☆説明会・見学等(H29-R1)

観劇団体公演説明会(観劇を伴う有料レクチャー)

年度	実施公演	実施日	件数	参加者数
R1	5月文楽	5月11日 他	16件	631人
	6月歌舞伎鑑賞教室	6月3日 他	5件	243人
	7月歌舞伎鑑賞教室	7月4日 他	8件	443人
	9月文楽	9月7日 他	21件	678人
	10月歌舞伎公演	10月8日 他	7件	290人
	11月歌舞伎公演	11月7日 他	11件	801人
	12月歌舞伎公演	12月3日他	4件	757人
	12月文楽公演・12月文楽鑑賞教室	12月3日他	17件	683人
	1月歌舞伎公演	1月11日 他	7件	402人
	2月文楽公演	2月8日 他	16件	524人
	3月歌舞伎公演			
	H30	5月文楽公演	5月12日他	14件
6月歌舞伎鑑賞教室		6月6日他	7件	249人
7月歌舞伎鑑賞教室		7月3日他	6件	397人
9月文楽公演		9月8日他	21件	705人
10月歌舞伎公演		10月3日他	10件	455人
11月歌舞伎公演		11月10日他	4件	416人
12月歌舞伎公演		12月6日他	9件	540人
12月文楽公演・文楽鑑賞教室		12月9日他	13件	577人
初春歌舞伎公演		1月8日他	4件	230人
2月文楽公演		2月3日他	14件	515人
3月歌舞伎公演		3月6日他	4件	239人
3月琉球芸能公演		3月9日	1件	30人
H29	5月文楽公演	5月13日他	17件	455人
	6月歌舞伎鑑賞教室	6月4日他	9件	440人
	7月歌舞伎鑑賞教室	7月5日他	4件	278人
	9月文楽公演	9月2日他	20件	734人
	10月歌舞伎公演	10月7日他	19件	1,090人
	11月歌舞伎公演	11月4日他	13件	693人
	12月歌舞伎公演	12月10日他	3件	132人
	12月文楽公演・文楽鑑賞教室	12月9日他	17件	713人
	初春歌舞伎公演	1月6日他	7件	290人
	2月文楽公演	2月10日他	16件	540人
	3月歌舞伎公演	3月4日他	8件	369人

☆説明会・見学等(H29-R1)

海外関係者等の来訪

年度	用件	来訪日	国数	来訪者数
R1	6月歌舞伎鑑賞教室観劇・施設見学	6月18日	30か国	47人
	施設見学・事業紹介	5月14日	1か国	19人
	施設見学・事業紹介	6月27日	1か国	30人
	11月歌舞伎公演観劇・懇談	11月22日	1か国	5人
	表敬・養成事業紹介	1月31日	1か国	8人
H30	6月歌舞伎鑑賞教室観劇・施設見学	6月16日	37か国	83人
	施設見学・事業紹介	11月5日		11人
	施設見学	3月12日	1か国	16人
H29		4月14日	1か国	1人
		6月13日	1か国	7人
		6月23日	1か国	8人
		7月19日	1か国	5人
		10月17日	1か国	7人
		11月29日	1か国	22人
		3月14日	1か国	10人

【資料】2-8 令和元年度食堂売店売上実績

令和元年度食堂売店売上実績(食堂の部)

(単位:千円)

食堂名称	第一食堂		第一食堂喫茶室		第二食堂		第二食堂喫茶室		合計
場所	大小劇場二階・十八番		大小劇場三階・十八番		大劇場三階		大劇場一階		
年月	営業日数	売上金額	営業日数	売上金額	営業日数	売上金額	営業日数	売上金額	売上金額
31.4	15	2,053	15	709	11	0	15	1,510	4,272
1.5	23	7,463	23	1,215	16	33	24	1,545	10,256
1.6	28	3,934	28	211	23	121	28	869	5,135
1.7	23	2,454	23	446	22	85	23	1,126	4,111
1.8	16	357	16	342	6	210	17	621	1,530
1.9	22	2,285	23	809	11	0	23	915	4,009
1.10	23	4,060	28	894	23	1,233	28	1,014	7,201
1.11	28	3,592	28	752	26	748	28	1,284	6,376
1.12	23	6,329	23	726	23	1,132	24	1,165	9,352
2.1	25	8,933	25	833	25	1,074	25	1,303	12,143
2.2	20	2,470	20	573	7	0	20	957	4,000
2.3	0	0	0	0	0	0	1	12	12
合計	246	43,930	252	7,510	193	4,636	256	12,321	68,397

令和元年度食堂売店売上実績(売店の部)

(単位:千円)

店舗番号	1号	3号	2号	4号	5号	6号	8号	9号	10号	7号	11号	12号	合計	
場所	大一階下手	小一階下手	大二階中央	大一階下手	大一階上手	大二階中右	小一階下手	大一階上手	小一階上手	大二階下手	大一階正面	小一階正面		
年月	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額		売上金額	
31.4	1,059	767	880	902	595	437	1,037			175	218	246	6,316	
営業日数	11	15	11	11	11	11	15			11	11	15		
1.5	2,219	1,209	1,643	1,665	1,425	1,006	3,668		2,763	207	356	5,703	21,864	
営業日数	17	23	17	17	17	17	23		17	16	16	23		
1.6	1,120	601	1,582	836	413	447	875	9,198		61	986	800	16,919	
営業日数	23	15	23	23	23	23	15	22		23	23	15		
1.7	2,158	548	3,495	1,808	1,800	1,410	710	7,499		劇場都合により休業		1,523	413	21,364
営業日数	22	13	22	22	22	22	13	22			22	13		
1.8	745	391	523	419	212	233	836		303	57	268	902	4,889	
営業日数	6	14	6	6	6	6	14		5	5	6	14		
1.9	1,355	1,210	760	881	486	350	3,736		2,778	161	616	5,723	18,056	
営業日数	11	23	10	11	11	9	23		17	10	11	23		
1.10	1,400	841	1,246	2,103	1,507	888	1,128	3,490		282	4,828	574	18,287	
営業日数	23	23	23	23	23	23	23	23		22	23	23		
1.11	1,489	909	1,408	2,211	1,648	969	1,049	3,647		333	6,870	487	21,020	
営業日数	26	20	26	26	26	23	20	24		26	26	20		
1.12	1,558	1,110	1,184	2,388	1,632	1,136	1,537	4,013	3,203	255	7,752	4,161	29,929	
営業日数	23	18	23	23	23	23	18	23	13	23	23	18		
2.1	2,161	302	1,899	2,480	1,922	1,322	529	5,414		365	6,119	491	23,004	
営業日数	25	8	25	25	25	25	8	25		25	25	8		
2.2	425	1,191	309	628	325	301	2,781		2,801	90	692	5,980	15,523	
営業日数	7	18	6	7	7	6	18		17	6	7	18		
2.3	0	0	0	79	35	0	0		0	0	78	30	222	
営業日数	0	0	0	3	2	0	0		0	0	4	0		
売上合計	15,689	9,079	14,929	16,400	12,000	8,499	17,886	33,261	11,848	1,986	30,306	25,510	197,393	
総営業日数	194	190	192	197	196	188	190	139	69	167	197	190	2,109	

【参考資料】2-9 装飾委託実績

	金額	備考
装飾		
年4回更新	5,619,000	季節ごとに年4回の館内装飾を施す
2階「十八番」 大劇場ロビー壁面装飾	3,666,000	ロビー壁面装飾 新規造花作製（取付・撤去（6回）含む）@136,800 十八番壁面装飾 新規造花作製（取付・撤去（7回）含む）@358,800
懸垂幕の製作・設置・保守管理	1,645,000	設置+保守
業務 ロビー飾り	308,000	年8回
	11,238,000	
特別装飾		
年1回以上、正月飾りは必須	5,442,000	門松、造花、幕、柱巻、看板製作、積樽、飾凧制作、鏡餅
業務 本館正月飾り	2,008,000	門松飾り等、造花・客席繭玉飾り、正月用紫幕取付
業務 演芸場正月飾り	509,000	演芸場正月飾り一式
正月飾り	880,000	十八番店内装飾@220,000、劇場正面柱巻幕@660,000
業務委託 正月関連	1,710,000	看板製作費、口上看板書き文字委託費、積樽設置・撤去人件費、積樽返却送料、表柱看板施工・撤収費、飾凧製作費、飾凧照明人件費
消耗品(宣伝/本館正月飾り鏡餅等)	335,000	正月用鏡餅
	10,884,000	
	22,122,000	

国立劇場再整備における普及・発信機能に係る検討業務

普及発信施設整備運営基本方針

令和3年8月

[委託先]

独立行政法人日本芸術文化振興会

[受託先]

株式会社丹青社